

平成 2 4 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 開会

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成24年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月11日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	13
小黒敬三君	14
紺野榮重君	20
山崎博文君	39
佐々木英夫君	56
馬場 績君	63
延会について	87
延会の宣告	88

第 2 号（12月12日）

議事日程	89
出席議員	90
欠席議員	90
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
一般質問	91
若月芳則君	91
承認第6号から報告第8号一括上程、説明	99

次回日程の報告	1	1	4
散会について	1	1	5
散会の宣告	1	1	5

第 3 号（12月18日）

議事日程	1	1	7
出席議員	1	1	8
欠席議員	1	1	8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	1	8
職務のため出席した者の職氏名	1	1	8
開議の宣告	1	1	9
議事日程の報告	1	1	9
承認第6号の質疑、討論、採決	1	1	9
議案第71号の質疑、討論、採決	1	2	3
議案第72号の質疑、討論、採決	1	2	5
議案第73号の質疑、討論、採決	1	2	7
議案第74号の質疑、討論、採決	1	5	7
議案第75号の質疑、討論、採決	1	6	0
議案第76号の質疑、討論、採決	1	6	6
報告第7号の質疑	1	6	7
報告第8号の質疑	1	6	8
同意第7号の上程、説明、質疑、採決	1	7	1
同意第8号の上程、説明、質疑、採決	1	7	4
発委第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	1	7	4
発委第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	1	7	5
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	1	7	6
町長あいさつ	1	7	8
閉会の宣告	1	7	9

浪江町告示第 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、
平成 2 4 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日（火） 午前 9 時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1 番	愛	澤		格	君
3 番	山	本	幸一	郎	君
5 番	若	月	芳	則	君
8 番	泉	田	重	章	君
10 番	田	尻	良	作	君
12 番	鈴	木	辰	行	君
14 番	紺	野	榮	重	君
16 番	小	黒	敬	三	君
18 番	三	瓶	宝	次	君
20 番	馬	場		績	君

2 番	山	崎	博	文	君
4 番	吉	田	数	博	君
6 番	横	山	精	一	君
9 番	橋	爪	光	雄	君
11 番	渡	部	貞	信	君
13 番	佐	藤	文	子	君
15 番	佐々	木	恵	寿	君
17 番	勝	山	一	美	君
19 番	佐々	木	英	夫	君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 4 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１７名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
６番	横山精一君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１２番	鈴木辰行君	１３番	佐藤文子君
１４番	紺野榮重君	１５番	佐々木恵寿君
１６番	小黒敬三君	１７番	勝山一美君
１８番	三瓶宝次君	１９番	佐々木英夫君
２０番	馬場績君		

欠席議員（２名）

５番	若月芳則君	１１番	渡部貞信君
----	-------	-----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	渡邊文星君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	根岸弘正君	復興推進課長	谷田謙一君
町民税務課長	大浦泰夫君	災害対策課長	岩野寿長君
産業・賠償対策課長	高倉敏勝君	復旧事業課長	鈴木敏雄君
健康保険課長兼津島支所長		福祉こども課長	星光美君
兼津島診療所事務長			
紺野則夫君		会計管理者兼出納室長	島田龍郎君
生活支援課長	中田喜久君		
教育委員会教育次長	屋中茂夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来、本日で1年9カ月が過ぎました。12月定例会に先立ち、地震津波による犠牲にてお亡くなりになられました方々に対し、また長期にわたる避難により亡くなられた方々に対しても、哀悼の意を込め黙とうを捧げたいと存じます。ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年浪江町議会12月定例会を開会いたします。

5番、若月芳則議員、11番、渡部貞信議員より欠席をする旨、届け出がなされております。

また、檜野副町長については、今期定例会について出席できない旨の報告が届いておりますので、お知らせをいたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、9番、橋爪光雄君、10番、田尻良作君、12番、鈴木辰行君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より12月18日までの8日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、18日までの8日間と決定いたしました。

会期中の会議についてお諮りいたします。11日、12日、18日を本会議、13日、14日、17日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、以上のように決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願ひます。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成24年浪江町議会12月定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から本日で642日を迎えました。浪江町においては、現在でも県内に1万4,500名弱、県外に6,700名ほどの町民の皆様が避難し、先行きが見えない、つらく厳しい避難生活を強いられております。

町では、すべての町民が一日でも早く生活を再建し、またふるさと浪江を再生させるべく、浪江町復興計画を策定して町民に将来の展望を示すとともに、復旧・復興の準備を本格化させているところです。

このような中、国政においては衆議院が11月16日解散、これを受け、政府は臨時閣議で衆院選日程を12月4日公示16日投開票と決定、事実上の選挙戦に入りました。消費税増税、脱原発、環太平洋連携協定T P Pといった課題が争点となっておりますが、東日本大震災からの復旧・復興をどのように進め、また原発事故に起因した被災地・被災者対策をどのように進めるかが国政の最重要課題であり、政治空白による震災からの復旧・復興のスピードが遅延することのないよう、またこれまで積み上げてきた懸案事項が振り出しに戻る

ことのないよう、新政権には強く訴えていきたいと考えております。

双葉8町村、福島県と国との意見交換会等について、ご報告をいたします。

9月22日に、長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会が開催され、国・県及び受け入れ自治体、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市、避難もと自治体（被災12自治体）とで、町外コミュニティについて協議がされました。

9月26日に、平野復興大臣が来訪し、意見交換会を行いました。来訪の目的は浪江町復興計画の中で5年間戻れないとすることから、その状況を伺いたいとのことであり、現在の浪江町の状況、復興計画を通じた今後の方向性などについて意見交換会を行いました。平野大臣からは、国としてもインフラ整備を含め、町の復興を支援していきたいとのコメントをいただきました。

10月10日に、復興庁、今野副大臣及び金子政務官が来訪し、就任あいさつを含めた意見交換会を行いました。

翌10月11日、原子力災害現地対策本部、松宮本部長（経済産業副大臣）が来訪し、平成24年3月末時点の線量マップをもとに、区域の見直しに関する議論（キックオフ）を行いました。

10月24日に、樽床総務大臣が来訪し、就任あいさつとともに、二重住民登録票などについての意見交換会を行いました。

11月5日に、長浜環境大臣、園田副大臣が来訪し、就任あいさつとともに、除染の外部委託、瓦れき処理などについての意見交換会を行いました。

11月28日に、第2回双葉郡8町村長と知事との協議の場が開催され、双葉郡各町村長と知事とで中間貯蔵施設における地質調査の実施について、意見交換会を行いました。楢葉町長、大熊町長からは環境省に対して質問を投げかけているところであり、その回答をいただくことを前提として、地質調査に応じることを決定いたしました。

浪江町復興計画について、ご報告します。

浪江町復興計画の策定についてであります。本年4月に策定した「浪江町復興ビジョン」に掲げた復興についての理念や目標に基づき、復興までの道筋及び施策の具体的な取り組みや時期をまとめた、「浪江町復興計画（第1次）」を10月12日の浪江町議会臨時会での議決を得て決定し、10月下旬には各世帯へ計画書等の配布をしたところであります。

策定に当たっては、主に町民で構成する復興計画策定委員会を設置し、有識者、町民代表、公募委員、町職員など総勢103名により

検討を進めたところであります。今回の計画は、専門のコンサルタント会社を介さない、完全な手づくりにより浪江町の復興についてまとめていただき、9月28日には同委員会から浪江町の復興に関する提言をいただいたところです。

同委員会の検討については、6月1日に第1回目の策定委員会及び専門部会を開催し、提言をまとめるまでの4カ月間に、策定委員会全体会を3回、各部長、副部長、部会員代表で構成する部会横断的な検討をする場である幹事会を2回、それから議題により生活再建、町外コミュニティ、ふるさと再建、津波被災地復興、教育・健康管理、産業再生と6つの部会に分かれ、詳細かつ避難者の目線による検討を進めていただきましたが、それら専門部会をそれぞれ7回開催するなど、短期間の中でも、延べ47回にわたり会議を開催し、非常に中身の濃い検討をいただいたところであります。

また、6月下旬には高校生以上の全町民を対象とする、2回目となる復興に関する町民アンケートを実施しました。1万1,222人、61.5%の町民の方々から、避難生活の現状と復興に関するご意見をちょうだいし、復興計画の基礎資料とさせていただきました。

さらに、8月には復興計画の検討状況の中間報告書を全世帯へ配布し、その内容について町民の方々のご意見をいただくパブリックコメントを実施しました。211人の方々から410件のご意見をいただき、復興計画へ反映させていただいたところであります。

住民説明会について、ご報告します。

住民説明会についてですが、浪江町復興計画（第1次）を策定したことにより、町としての復興への考え方を町民の方々へご説明するため、10月22日の郡山市ビックパレットふくしまをスタートに、11月18日までの間、県内8カ所、県外6カ所の計14カ所において、延べ18回の説明を実施し、約4,720人の町民の方々にご参加をいただいたところです。

また、説明会では第2部として、国から区域の見直し、新しい賠償基準、除染の進め方について、担当省庁から説明をいただいたところでもあります。

説明会では多くの方からご質問やご提言をいただきましたので、今後の復興計画推進に当たっては、いただいたご意見を十分に考慮して推進していきたいと考えております。

なお、各会場での質疑等については、町ホームページに掲載しております。

浪江町表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、第40回浪江町功労者表彰式を2年ぶりに二

本松市内において開催いたしました。

特別功労表彰では、長年にわたり地域医療、商工業、学校教育、公共秩序の維持などの分野で功績のあった7名の方と、身を挺して救助活動を遂行された3名の方、功労表彰では、商工会役員として尽力された方、並びに震災以降浪江町民を援助くださった19名の方。善行表彰では、多年にわたり消防団として尽力された方、並びに震災以降浪江町民を援助くださった61名の方。総計90名の方々に、賞状及び記念品を贈呈し、ご功績をたたえたところであります。

浪江町役場二本松事務所の整備について、ご報告いたします。

浪江町役場二本松事務所として借用していた福島県男女共生センターの施設借用期間満了に伴い、二本松市平石高田第二工業団地内に仮設庁舎を建設し、10月1日から新庁舎での業務をスタートいたしました。

震災以降、浪江町役場本庁舎から、役場津島支所、二本松市役所東和支所、福島県男女共生センター、そして今回で4回目の役場機能移転となります。これまで町民の皆様には駐車場等でご不便をおかけしておりましたが、一定程度駐車場面積を確保し、庁舎内には来庁者が目的の部署に行きやすくなるよう色分けした課名表示の表示や町民の方々が交流できるスペースも整備しました。

今後、浪江町の復旧・復興に向けた拠点としての機能を高め、さらには停滞していた行政機能を復活させ、より一層町民の方々へのサービスの質の向上に努めていきたいと考えています。

次に、町民交流事業について、御報告いたします。

県内交流会についてですが、9月9日に相馬市、9月23日に郡山市、9月30日に伊達市、10月4日に喜多方市、10月18日にいわき市、同じく11月7日にいわき市でしゃべり場を開催し、また定期交流会、集まっ会を二本松市内で開催し、県内全体で約400名が参加され、多くの町民がきずなを深めております。

次に、県外交流会についてであります。9月1日に神奈川県、9月2日に岩手県、9月17日に新潟県、9月22日に群馬県と茨城県、10月6日に大阪府、10月13日に秋田県、10月14日に青森県、10月20日に福岡県と東京都、10月27日に北海道、10月28日に栃木県、11月3日に山形県、11月10日に静岡県、11月18日に山形県、11月25日に栃木県、12月1日に千葉県で開催され、約600人の方々が参加されました。

9月22日に茨城県つくば市で原田直之氏による「相馬盆踊り」の歌に合わせた盆踊り、また、12月1日に千葉県柏市で添田哲平氏によるピアノ演奏に合わせ、「花は咲く」「ふるさと」を合唱して、

ふるさとへの思い出と町民の心が一つになったところであります。

警戒区域への一時立ち入り実績について、ご報告いたします。

マイカーによる第5回目の一時立ち入りを、8月25日から10月13日まで計21回実施し、3,571世帯、8,893名、車両台数では3,571台の立ち入りがありました。バスによる一時立ち入りについては、9月27日から9月30日まで計3回実施し、122世帯、178名、専用バス台数で34台の立ち入りがありました。

次に、東日本大震災にかかる沿岸地域一斉捜索について、ご報告いたします。

東日本大震災の発生から1年6カ月となった9月11日火曜日、福島県警、浪江消防署及び浪江町消防団で、請戸川堤防沿いの行方不明者の特別捜索を実施しました。午前9時30分から出動式を開始し、午前10時から午後3時まで捜索活動を実施しました。その際、各機関から56人が参加しました。内訳については、福島県警34名、浪江消防署3名、浪江町消防団19名となっております。

浪江町消防団秋季検閲式について、ご報告します。

10月7日日曜日午前10時から平成24年度浪江町消防団秋季検閲式を、浪江中学校、旧針道小学校において挙行いたしました。団員150名の参加があり、厳粛にとり行うことができました。

浪江町除染計画の公表について、ご報告します。

浪江町は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域に指定されており、国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域となっておりますが、今般、除染特別地域の除染の進め方について国との協議・調整が調ったことから、平成24年11月21日、環境省が特別地域内除染実施計画を策定・公表いたしました。

今後、国は、この計画に従って、浪江町の除染特別地域の除染を進めることとしております。

町民の健康管理について、ご報告します。

震災により、原発事故の直後から放射能が漏れ出ていたことや、その後放射線量の高い地域へ避難したことによる放射線被ばくへの不安、さらには避難生活の長期化に伴う体調管理など、町民の皆様の健康が大変心配されるところであります。

現在町では、定期健康診断やがん検診に加え、内部被ばく検査、甲状腺検査、積算線量計による外部被ばく線量測定などを実施しておりますので、町民の皆様へ受診をお願いしているところであります。

各検査の実施状況についてですが、内部被ばく検査については、

11月末現在延べ1万438名、甲状腺検査については3,608名の方が検査を受けておられます。

これらの検査結果につきましては、先日本配りした健康管理手帳へ記載し、健康管理に留意していただきたいと思います。特に、震災後の避難状況につきましては、将来的な健康被害、医療補償のあかしとなり得るものでありますので、健康管理手帳を活用いただき、記録の管理をお願いいたします。

なお、甲状腺検査につきましては、12月より検査対象を40歳以下まで拡大し実施しておりますので、受検をお願いいたします。

しかしながら、内部被ばく検査、甲状腺検査とも県内外での検査体制はまだ不十分であることから、現在、恒久的な医療費の無料化とともに、これらの検査体制の確立について、強く国へ要望しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、保育料助成について、ご報告します。

保育料助成につきましては、今回の大震災により被災した児童に対して、当該児童が保育所等へ入所する場合に、その世帯の経済的負担の軽減を図るため、23年度に引き続き保育料を助成するものです。助成金の支給につきましては、4月から9月分の前期分を10月に支給したところであり、前期分の対象児童は、県内が52名、県外が40名であります。

今後につきましても、助成金支給の漏れがないよう、対象者把握に努めてまいります。

また、世帯の所得確認等、関連業務は引き続き対応することとなるため、今後も避難先において適切な保育サービスが受けられるよう、対応してまいります。

災害弔慰金について、ご報告します。

災害弔慰金の支給に関しましては、3月11日津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。1月末現在、申し出受理件数が169件、支払い件数は同じく169件であります。現在申し出待ちが2件ありますが、申し出書等関係書類が提出されましたら、審査の上速やかに振り込みしてまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、11月末現在、申し出受理件数が274件、うち審査件数が226件、うち認定件数が221件、支払い件数が216件であります。

教育行政について、ご報告いたします。

スポーツを通じて町民のきずなと元気を取り戻そうと、浪江町長杯の各種大会が9月16日開催のパークゴルフを皮切りに全5種目が開催されました。県内外に避難している町民は久しぶりに顔を合わせ、近況を話し合う等して、終始和やかにプレーが行われました。

なお、パークゴルフ、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ゲートボール、家庭婦人バレーボールの5種目に、延べ人数で370名が参加しました。

次に、第6回市町村対抗福島県軟式野球大会が9月8日から県営あづま球場で開催されました。浪江町のチームは、去年は避難生活の中でありながら準優勝というすばらしい成績をおさめることができ、今年は昨年度以上の成績、優勝を目指し、8月11日からほぼ毎週本宮市白沢野球場で練習に励んで大会に臨みました。選手初めスタッフが一丸となって取り組んだ結果、準決勝戦まで進み、白河市に2対0で惜しくも敗れましたが、第3位という堂々の成績でした。全試合とも、日ごろ培った力と技を十分発揮し、白熱した試合が繰り広げられ、町民に元気と希望を届けていただきました。

次に、第24回市町村対抗福島県縦断駅伝大会が11月18日に白河市総合運動公園、陸上競技場をスタートに開催されました。佐藤博文監督を中心に45名の選手及びマネージャーの皆さんが8月4日から強化合宿と駅伝コースの試走を行い、9月からは二本松市内で隔週の練習を行い、さらに、9月15日には田村市で開催された福島県中・長距離記録会に参加するなどして、選手の強化を図ってきました。今回も町の部入賞を継続させ、少しでも上位をねらう意気込みで挑んだ大会の成績は、総合で33位、町の部で14位という成績でありました。しかし、双葉郡8カ町村で出場した6町の中では最高位で、選手たちの健闘をたたえる多くの声援が聞かれました。

次に、10月13日に浪江小学校では、2年ぶりに大運動会を開催いたしました。

全児童数30名という少人数ではありますが、仮校舎の校庭では保護者と一緒の種目を設けたり、浪江の名前をつけた種目を取り入れたりし、子供たち全員と先生方でつくり上げた運動会となりました。子供たちは秋空のもと元気に校庭を走り回り、保護者らが盛んに声援を送っていました。

また、10月28日には、浪江中学校が昨年に引き続き文化祭「秋桜祭」を開催しました。ことしのテーマは「満開に咲かせよう笑顔の花 浪中ハピネス！！」です。全校生徒49名がよさこい踊りなど、手づくりの演目を次々に一生懸命披露いたしました。会場には、在校生の家族を初め、近隣の学校で学んでいる浪江中学校の生徒、そ

れから兼務で離れている教職員が多数駆けつけて一緒に校歌を歌うなど、楽しい印象深い文化祭となり、学校の歴史に意義ある 1 ページを加えました。

次に、10月27日から28日にかけて、郡山市民文化センターで開催された「地域伝統芸能全国大会福島大会ふるさとの祭2012」の開会式で、請戸芸能保存会は、東日本大震災の被災地において、大震災により団員が被災し、衣装や用具等に被害が生じたにもかかわらず、地域伝統芸能・田植踊りの活動を再開し、被災者に復興への活力を与えたとして、高円宮殿下記念地域伝統芸能特別賞を受賞いたしました。開会式には、高円宮久子様のご臨席になり、芸能特別賞の伝達を受けました。

次に、11月23日から24日の両日に、J R二本松駅前周辺を会場に開かれた復興なみえ町十日市祭で、浪江小学校と浪江中学校の子供たちが学習成果などを発表しました。メイン会場の二本松市市民交流センターには、小・中学生の習字あるいは絵画、工作、大堀相馬焼などの作品が展示されて来場者の関心を集めました。また、23日には交流センター内の特設ステージで、浪江小学校は全校児童による創作劇とよさこい踊り、代表者による浪江町復興への思い出の発表なども行いました。

浪中学校からは1・2年生が参加して、よさこい踊りと浪江町立の3つの中学校への思いを添えながら、それぞれの校歌などを合唱しました。子供たちの思いや願いのこもった演技や発表は、会場に詰めかけた大勢の観客の心をとらえたようで、盛んな拍手が送られ、避難生活続ける人々に一筋の希望と励ましを与えたものとなりました。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認を求める案件が1件、条例の一部改正案件が2件、平成24年度の補正予算案件が4件、その他報告案件が2件であります。詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分

となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる質問が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁ともに簡潔をお願いいたします。

◇小 黒 敬 三 君

○議長（吉田数博君） 16番、小黒敬三君の質問を許可します。
16番。

〔16番 小黒敬三君登壇〕

○16番（小黒敬三君） 16番、議長よりの許可が得られましたので、一般質問を行おうと思います。

まず初めに、教育行政に携わる皆様には尋常ならざる状況の中、子供たちの教育に日々努力をされていることに対して感謝申し上げます。

それでは、国破れて山河あり、城春にして草木深し、時に感じて花は涙を注ぎ、別れをうらんで鳥は心を驚かす。烽火は3月に連なり、家書は満金に当たる。頭白のかきてさらに短く、すべて簪に耐えざらんと欲す。

これは、有名な杜甫46歳の春望という詩でありますけれども、ここでいう国破れてということは、戦争で国がばらばらになったということではないんです。本当の意味は長引く内乱、反乱のせいで行政機能がばらばらになってしまった。言いかえれば人材がいなくなってしまって国の行政機構が混乱してしまったという、本当の意味であります。

今後、浪江町の復興・復旧には長い歳月がかかり、原発の廃炉を含めると何十年かかるかわかりません。現時点においては、自分の意思でこのような状況に招いたわけではありませんけれども、今この場にいる者の責任として、激論を交わしながら全員一致とはいかなくても、何とか前に進めていくことができます。そうしなければなりません。

問題は、その後であります。私たちは10年後、20年後、この議論の場にいる人は恐らく誰もいないと思います。しかしながら、町の10年後、20年後については責任は発生します。またそういった検証

もされることでしょう。

そこで、浪江町の未来を担う子供たちの教育システムの構築について質問します。

浪江小学校の生徒数は学年が下がるに従って少なくなって、1年生は2名という現状です。浪江小・中学校に入学してもらうためにどのような対策を講じているか、また今後の予定があるかをお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えをいたします。

平成23年度8月でございました。浪江小学校と中学校が二本松市で再開できたわけですが、既に浪江町の子供は全国に離散をしており、一たんそれぞれの避難先の学校に就学しておる、そういう状況でございまして、その後、いろいろな努力は続けていますが、子供たちの人数の大幅な増加が見られないと、そういう状況でございまして、学校としましては、そういう状況をとにかく生かしながら、目の前の子供たちのための教育をしようということで、大変きめの細かい指導を行いまして、それなりの成果はおさめてはおりますが、ただ、教育的な効果を上げることと学校経営を安定させる、この両面において、現在よりも一人でも多くの児童・生徒を確保する。その必要性は強く認識してございます。

そこで、これまでも学校便りや町の広報紙、あるいは新聞、テレビ、いわゆるマスコミなどの機会を利用しまして、子供たちの学校での元気な学びの様子であるとか、学校行事などでの活躍の姿を数多く情報発信しまして、両校への関心を少しでも高めていただくための工夫はしてまいりました。これに加えて、今後5年程度は浪江町へ戻れないという新たな状況にもなりましたので、現在再開している学校での新入生確保の問題が従来よりも一段と重要性を増しました。そこで、特に新入生の確保が難しくなっている小学校につきまして、二本松市、それから福島市、本宮市の各教育委員会の理解を得ながら、浪江町からの避難者で来年度小学校入学予定者と、それから低学年の子供を持つ保護者に戸別に文書を届けて、浪江小学校の状況を伝え、あるいは就学のための相談を呼びかけいたします。これがこれまでの経過でございまして。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 教育に関しては、本当にきめ細かな指導とかいろいろな行事等をやっておられると思います。その中で、教育長も認識しているように、すばらしい教育をやることと、学校経営でいかに人数をふやすかということは、また別な問題であります。本当

に、我々仮設借上げ住宅に入ったときに、やはり受け入れ小・中学校の状況に応じてそれぞれ割り振ったということでいろいろな、こちらのほうでぜひ言えなかった状況はありますけれども、本当に今お聞きしましたところによると、二本松市、本宮市とか福島市とかやっているということですが、また文書によることも大事ですけれども、ある程度生の父兄の声を聞く懇談会であるとか、当然そういったことになればいろいろなけんけんがくがくの議論にはなると思いますが、そういった懇談会等、そういったことはやっておられるのかどうか。

先ほども言いましたように、町は今後5年間帰れないという方向にかじを切ったわけでありますので、やはり5年という我々大人以上に子供の5年、もう本当に小学制度6年です、小学校生活がすっぽり抜けるわけですから、もうちょっと父兄さんとかそういった方と十分な懇談会等をやっていただきたいと思いますが、そこら辺の考えは。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

保護者の方とのお話し合いの必要性も十分認識はしておりますが、ただ、これまでのケースを申し上げますと、仮設住宅などでの過ごし方とか、あるいは勉強の仕方とかそういったところに比重がありました。正直申し上げます、そういうことについては組織的なというよりは単発的ではありますが、教職員、あるいは我々が出かけていってお話を聞いたりする機会のございました。

ただ、もう少し長期的な面から浪江町の学校をどうするかということについては、現在ある再開している学校にとどまらず、いろいろなご意見を伺う時期が来ていると思いますので、そういう方向性は探っていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） これから、本当に難しいことだと思いますけれども、教育をするということと、町を今後どうするかということは別でありますので、ぜひ今後本当に父兄さんと相談しながら数をふやしていかないと、浪江町の子供たちの直接的な浪江町という実体験がだんだんなくなってきました。間接的な親とか先輩は町を知っていても、そういう直接的な町とのかかわりの体験がなくなってしまう。町の記憶をなくしてしまうということにもなりかねないと思いますので、ぜひ政策としてそういったことをやっていただきたいと思います。

そこで、あとまた幼児を抱える母親でありますけれども、彼らは

父兄さんですけれども、今後の選択をどうしようかというふうに迷っていると思います。そのような母親の不安を解消させるためにも、浪江町独自の保育の場をつくる考えというのはあるのかどうか。たとえ少人数であってもこれらをつくることに意義があるのではないか。やはり今ある避難先の中でお世話になることも大事でありますけれども、浪江町の意識として、政策として、自前のそういった教育機関、それは公立であろうが例えば民間に委託であろうが、形は変わらないと思いますけれども、そういった独自の場をつくる考えはあるかどうかを発言願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

再開した浪江小学校の入学者を確保する方策の一つとして、小学校入学以前の子供たち、あるいはその親御さんと浪江小学校との早くからの結びつきを確保する、あるいは工夫するということは非常に大事なことでだろうと、そんなふうに思っております。双葉8町村の中でも既に幼稚園などを再開しているところがありまして、ただ、実情は思いのほか少ないという、非常に難しさもあるんですが、それはともかくもそういう工夫は必要であると思います。

それだけではなくて、未就学者の保育、教育の場と小・中学校との連携、そして教育効果を高めるということは、数年後の浪江町へ戻った状況も私は同じだろうと思っています。実は、そういうところでの試みとして大きな意味があるんだと、こういう2つの意味において今おたただしいただいた件につきましては、大変示唆に富むものとそんなふうに受けとめさせていただいております。

では、どういう形にするのかについては、今申し上げたように、ほかの町村での例などもあります。なかなか難しさがあります。制度的ないろいろな問題もありますので、できることから、少しずつグレードアップしていくというような形を考えてみたいと思っています。ただ具体的なイメージを今から持っているわけではございません。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 確かに、大変ほかの地域でもいざ開いてみたらなかなか集まらない。いろいろな問題があります。いつも浪江町に帰るとき、飯野町を通るんです。そうすると、あそこには飯館のそういった施設があります。大変うらやましい。それより条件は違うと思いますけれども、幼児教育、まずそこからまた小学校に行く。そういう環境をつくるということは、そういった制度的な問題とか、難しいとか、人数が少ないとか、それとは別な次元の話だと思います。

す。

そのところは、教育長さん多分理解されているとは思いますが、今後やる方向の検討とか、今は12月ですから、今すぐ来年度とかそういったことは確かに難しいと思いますけれども、子供たちはやはり待っているんです。そういった町の行動が見えないと、そういった自分の子供の教育をどうするかということは幼稚園とか小学校、また別なところに根をおろしてしまう。

ですから、地域に溶け込むということと、そこに根をおろして浪江町の記憶をなくしてしまうということは、全然違うと思います。そういうことがあっては本当に町の今あれなんですけれども、10年後、20年後はだんだんしり切れトンボになっていくのではないかと思いますので、今、ここでそういった幼児教育の点から、やはりそこからそういった制度をつくっていかないと、本当に町の将来が危ぶまれますので、これから検討してどうやっていくのか、そこら辺、考えを再度お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 改めてお答えいたしますが、今後5年程度は戻れないという、当初私が予想していたものとは非常に違う展開になっていますので、それに見合った情報発信とか施策もしていく必要があるということは強く認識しております。

そういう中で、先ほどのお答えと重複して恐縮ですが、教育委員会だけでこの問題に対応するということではないところもありますので、そういう調整をしながら、その必要性を十分認識しながら、できる努力をしていきたいと思ってございます。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黑敬三君） これは本当に教育委員会だけで判断できる問題でもないと思いますので、ぜひここは町の政策として、今後課題としていていただきたいと思います。

そこで、次の3点目の質問なんですけれども、そのところが進まないとその優遇制度も何もないということでもありますので、その質問は終わらせていただきますけれども、ある程度の差、優遇、そういったものをつけないといけないのかなと思います。

例えば、幼稚園というか保育の場ができたとしても、あとそれ以外の人との差をどうするかという問題が後で多分起きてくると思いますけれども、そこで差をつけないと政策にはならないと思います。平等では町の方針、政策にはつながらないと思いますので、今後検討するときにはそういったことも含めて考えていただきたいと思います。

以上で、第1番目のところは終わりたいと思います。

そこで、第2番目なんですけれども、これは終わった話ですので、問題点だけを指摘して、終わりたいと思います。

資料の配付。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時47分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時48分）

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黑敬三君） 1と2をやるのかやらないのかという話が周りで聞こえるんで、一応当初の目的は復興本社を相双地区に持ってくるということだったんで、これはもう終わったということなので、問題点だけ指摘ということで、そのほかはやりませんということです。東電復興本社を相双地区に設置するという件に関しては、既に11月29日にJヴィレッジに設置することが発表され、決着いたしました。

問題は、福島市、郡山市、いわき市、南相馬市が誘致に声を上げているときに、広野町も上げましたが、被災が集中している当事者の双葉郡が一つになって、まとまって声をなぜ上げられなかったのかということでございます。結果オーライ、双葉郡内に決まったからいいじゃないかという問題ではないんです。辛くも発表前日、広域圏の定例会、全員協議会において、郡内設置の合意があったことは、せめてもの救いであったと思います。

今、配付した資料の新聞記事でありますけれども、同じ記事に生活ごみ、前の部分にあります、生活ごみ焼却灰の件も当初は大熊町のクリーンセンターに持っていく予定でありました。これが、全員協議会で問題となりまして、ここにいる佐々木英夫議員が第二原発の敷地に持っていったらどうかということで、そのような話題になったわけでありまして。この件については、広域圏に議長も含め、我々浪江町から出ておりますけれども、こういった広域的な議論をする場がないということで、去年から再三再四言っていたわけでありまして、ここは一部事務組合であって、そういった議論をする場ではない。しからば、どこで議論をするんだと言っても、ずっと来ておりました。ようやく全員協議会という組織ができましたけれども。

そこで、町村長も大変な中で頑張っておりますけれども、議会の協力なしには知恵も力も出てこないということであります。今後の課題として、被災町村同士が二代表制の正当制を裏づけた組織、トップだけはすべて全権委任されているわけではありません。日本の制度、二代表の制度というのは、それを担保するのは議会であります。そういった正当制に裏づけられた組織をつくらなければ、今後の問題の解決にはならないということを指摘して終わりたいと思います。

答弁があればお願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今のご提案については、先月の広域圏組合の定例議会の中でも小黒議員から指摘をされた点、よく理解しております。ただ、議員が今指摘されましたように、広域圏組合、一部事務組合ということで規約があるということで、なかなか進展しないような状況ではありますけれども、ただいまお話しされた二元制の問題、これは非常に重要な問題ですので、我々管理者同士がいろいろ論議をしながら、そして議会のほうにも組合議会に対しても、いろいろお話をさせていただきたいとこのように考えております。よろしくをお願いします。

○16番（小黒敬三君） 最後、一言やるんですね。そういうことで、今後8カ町村が一つになってこの難局に取り組んでいけるよう、町長も含めて当然議会の力も必要になってきますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で、16番、小黒敬三君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで休憩いたします。

（午前 9時53分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時10分）

◇紺 野 榮 重 君

○議長（吉田数博君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。
14番。

[14番 紺野榮重君登壇]

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。質問

の方法は一括質問方式でやります。

浪江町住民説明会の件、復興していく上での問題、町外町内コミュニティの問題、賠償の件、財政の件を質問をいたします。

なお、質問に当たりましては、何回も同じことを聞くなというふうに言われそうではありますが、私も私に答弁ではなくて、町民の方々に答弁をするというふうな気持ちで答弁願いたいというふうに思います。

東日本大震災、原発事故以来、本日がちょうど1年9カ月となりました。月日の経つのは早いものです。二本松市で2回目の正月を迎えることになりました。今日に至るまで多くの方々に情けをかけていただいて、助けられてまいりました。早く復旧・復興してこの恩に報いることができるようにと願うところであります。

先日、双葉町村議会議員研修がありました。テーマは今私たちは何をすべきか、未来を担う子供たちのために。講師は国家基本問題研究所理事長、櫻井よしこ氏でありました。私のメモを紹介したいと思います。

3月11日以来日々の焦燥、国への不満、やりきれない気持、人間は皆24時間、持てる時間は無限ではない。武士道精神とは自分のなすべきこと、信じながら死ぬ。国に頼ることよりも、自分でできることをやる。自分の力でやってみることが原点である。自分でできることをやる。天命を知ることだ。これらの言葉が私としては感じ入ります。特に、国に頼ることよりも、自分でできることをやる。自分の力でやってみることが原点であるというふうなことに私は感銘したわけでありましてけれども、これら、今後復興に当たり、このような考え方が大事かというふうに私は感じたところであります。

6巡目の帰宅で浪江に行ってきましたが、地域には人がおらず、田畑は一面真っ黄色、セイタカアワダチソウ、通称ブタクサが生い茂っており、また自宅には不法侵入者、いわゆるネズミが入っていました。この光景を見て、果たして復興ができるのかなと寂しい気持ちになりました。築城10年、落城1日、国破れて山河あり、城春にして草木深し、時に感じては花にも涙をそそぎ、別れを恨んでは鳥にも心を驚かすなどなど、私も小黒議員と同じことでありますけれども、何となく現在の浪江町の状態に思えてなりません。浪江町を遠くにして、ありふれた普通の生活がいかにありがたいことかを感じるこのごろであります。

町長は、10月1日、浪江町役場二本松事務所の開設において、今まではマイナス志向であったが、二本松事務所開設をもって、プラス志向で今後は浪江町の復旧・復興をしていくとのあいさつであり

ました。私自身も浪江町復興に向けて頑張ろうという気持ちになりました。また、103名の策定委員会の手づくりのすばらしい浪江町復興ビジョン、復興計画ができ上がり、3年後、6年後、10年後の浪江町の方角性が示されました。3区分も12月中には決める方針を打ち出され、そのための住民説明会が10月22日から11月18日まで合計18回開催されたわけであります。町長、職員の皆さんには連日まことにご苦労さまでした。

説明会での私の印象は、今後の生活再建と賠償に対する不満が多く出されたこと、復興に対する質問、農業に対する質問は少なかったなということが印象的でありました。できれば、県も説明会に参加すべきであったと思います。説明会での町長の印象はどのように感じられたのか、まずお伺いをいたします。

町長は、「今後5年間帰れないだろう。」という将来の帰町の予定を説明会で話されておりますが、町民の多くは「今後5年間帰らない。」と受け取っておられる方が多くおられます。賠償も帰還困難と同じように請求できると考えておられる方が多いのには驚きます。「帰らない。」と、「帰るための努力をしても帰れない。」とは大変な違いであります。除染、インフラ整備、生活基盤を確保するのには5年はかかるでしょう。帰りたくても今後5年は時間がかかりますと言っておられると思いますが、その辺の確認をお伺いしたいと思います。

いずれにしても、5年という時間の中で除染、インフラ整備、生活基盤の確保、社会福祉施設の充実、帰町して安心して生活できるようにしなくてはならないわけであります。それまで各家屋、部落、地域の維持をするのにはどうしたらいいのかということになります。

以前は、豚、牛の被害の苦情でありましたが、今度はネズミ、イノシシ、猿の被害の苦情が多くなりました。これらの対策、さらには防犯・防火に対して町としての対策をお伺いをいたします。

主に、浪江町が今後5年間の間に復旧・復興していく上での考え方、計画をお伺いをいたします。

まず、生活していく上で大切なことは電気、水、下水道であります。どのような工程で進めていかれるのか、短期3年間、平成26年3月までの具体的工程をお伺いをいたします。

まず、安心の第1は、公共の施設である役場、警察、常備消防が日中だけでも常駐するようにならないと、安心して日中作業ができないと思います。今後どのような工程になるのかお伺いをいたします。まだ、夜泊まれない状況での町としての安全対策はどのように

進めるのか、お伺いをいたします。

町復旧・復興のためには町民の方にできるだけ浪江町の近くに住んでもらうことが基本であります。さらに、町として町民に戻る機会をできるだけ多く持つことが大事かと思います。特に、高齢の方、浪江の自宅に行きたくても行けない方に対しての一時帰宅の方法を考えるべきだと思います。

6 巡目以降の工程をお伺いをいたします。

また、114号線が通れないことでの時間と経済的負担が多い。原町経由で行くことで、事故に対する危険度合いも多くなります。通過するだけであれば、積算線量が人体に及ぼすほどではないと思いますが、町として町民の要望の多い114号の通行許可をするように働きかけはされているのか、お伺いをいたします。通行どめの確たる理由をお伺いをいたします。

浪江町の自宅に帰ると、道路の狭いところはいれない状態になっているところがたくさんあります。町道の延長は500キロ、浪江から名古屋までの延長になります。町だけで整備できるわけではなく、当然行政区との連携が必要だと思います。国がすべてやる、町がやってくれるという考えでは復興しないと思います。それぞれができる範囲の中で汗を流すようにするのが指導者の力量ではないでしょうか。

復興計画の中の文言で、復興に向けてそれぞれの役割の中で暮らしの再建とふるさと再生をなし遂げていくことが大事だと明記されております。まことにそのとおりで、町民の力を引き出すことができるかどうかは復興のかぎだと思います。特にシルバーパワーの協力が大事であります。国道、県道、町道はどのように整備されていくのか。今後の計画をお伺いをいたします。

津波に遭われた方との話し合いの中で、家屋が流された方々は今後の将来像をどのようにしたらいいのか悩んでおられました。住めないならば住めないとはっきりさせ、宅地の賠償、買い上げを進めてほしいと言っておられました。いわゆる災害危険区域の設定を早くしてほしい。それによって集団移転等早く示してほしいということだと思います。復興住宅を大平山、北棚塩の高台にという構想が示されましたが、いっこうに青写真が示されておりません。流された方々が将来を描けなくて困っております。その後の進展はどうなっているのか、お伺いをいたします。

全員協議会で提案されましたが、浪江町町外コミュニティの期待は大変大きいわけですが、町外の建設に時間がかかるとすれば、浪江町の線量の低いところに復興住宅を早急に計画すべきだという提

案がありました。我が町に建設するのであれば、気兼ねなく建設できるものと思います。

町外コミュニティ復興住宅は26年3月から入居開始の予定ですが、現在、相手市町村と協議中のことですが、現在の進行状況を考えるに、あと1年3カ月で入居できるようになるのは厳しいのではないかと思います。進捗状況をお伺いをいたします。

建設に至るまでには、いろいろとクリアしなくてはならない問題があると思いますが、大まかな工程をお伺いをいたします。

もう一つは、低線量地域の公共住宅を活用すべきだと思います。例えば、雇用促進住宅1号2号棟合わせて80世帯があります。幾世橋の町営住宅、酒田の町営住宅、貴布弥の介護老人保健施設、このことは話によれば使っていただきたいという話を承りました。東邦レーヨン跡地の住宅、宅地となるところは北幾世橋の元中学校の跡地、北棚塩、南棚塩の裏山、幾世橋両大字の村山、津波で流された方々に提供する。当然、行政区との話し合いが大事であります。いわゆる現在ある建物、敷地をとりあえず利用することが大事かと思います。また、民間の貸アパートも相当数空き家があると思います。とりあえずあるものを利用することが手っ取り早いと思います。何しろ、帰町が長くなればなるほど帰れなくなってしまいます。浪江町はなくなってしまわないかと心配するところであります。

町長の言われる、これからの3、4年が非常に大事だと言われますが、そのとおりだと思います。

三区分をされて、それぞれ自宅、家の周りの掃除が始まる中、室内のごみの焼却の問題が出てまいります。広域の委員の話によれば、南の焼却施設はいっぱい余力がないというふうなこと、北部衛生センターを早急に稼働させるべきだと思います。また、国から仮設焼却炉の建設を打診されたと思いますが、どのように考えられるのか、お伺いをいたします。

賠償の問題では、津波で流出された地域は、自然災害なので東電賠償にはならない。津波被害に遭いながらさらには賠償の格差、非常に不公平感を持たれております。何らかの形で津波被害者を応援すべきだと思いますが、町としての対応、どのように考えられますか、お伺いをいたします。

財物賠償で町民の方の困っているのは、未登記の件であります。これをどのようにして証明するかが問題であります。まだ、登記していない建物に対しての賠償、町の考えをお伺いをいたします。

各地での新しい賠償基準についての説明資料で、固定資産評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため、1.7倍の補正係数

を掛けて新築時点での時価相当額の調整を行う。そして外構10%、庭木で5%というのが非常にわかりにくい。役場の賠償担当にお聞きいたしましたところ、それらは計数に含まれているというふうなことでありました。資源エネルギー庁の説明での1.7倍、補正係数と15%の外構、庭木の賠償、東電は認めていないというふうなのかどうか、お伺いをいたします。非常にわかりにくいので、もう少しわかりやすい賠償の仕方を、町として町民に示すべきではないのかというふうに思います。

今回の原発事故による浪江町としての損害も多大なものがあります。例えば、町で民間から借地している借地料等は地主が東電に賠償を求めることが一般的かと思いますが、現在は町で支払われていると思います。公共と個人との違いなのか、お伺いをいたします。町として、水道事業の賠償請求は出されているようですが、今後どのように請求されるのか、町の考えをお伺いいたします。

最後に、財政状況についてお伺いをいたします。

東日本大震災、原発事故により、税収がほとんどなく、国の特別地方交付税、震災復興特別交付金に頼っております。今後も長期間にわたりこの状況が続くことと思いますが、永遠に続くわけではなく、町としてもいかに自立していくかが大事だと思います。来年の予算編成の基本とするところをお伺いをいたします。

現在の債務状況をお伺いをいたします。一般会計債務残高、国営大柿ダム、公共下水道、農業集落排水、水道事業、広域市町村組合浪江町分、いこいの村、それぞれの負債の額を教えてくださいと思います。また、町としての債務でないものがあれば、その理由を示していただきたいと思います。これから浪江町は人口が減ることは間違いないことだと思います。人口が減れば、債務に対しての比率は大きくなるわけであります。一人に対しての借金の額が多くなるわけであります。今までの財政基準は大丈夫であったが、今後財政規律を守っていけるのかお伺いをいたします。そのためには復旧・復興にお金がかかるとは思います。浪江町の次の世代を担う人の債務負担を減らすことも大事ではないでしょうか。考えをお聞きいたします。

以上で、一般質問終わりですけれども、不明な点があれば再質問させていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

住民説明会での私の印象でありますけれども、議員は会場での雰囲気はある程度ご存じだと思いますけれども、やはり国、あるいは

東京電力の答弁、あるいは対応、それはいずれも住民の疑問に沿っていない中での答えをしていたということを非常に強く感じました。したがって、こういう状況を国あるいは東京電力に対して、真摯に避難している我々の身に寄り添って答弁していく、答えていく、そういうものが必要だということであると思います。本当に消化不良であったということがまず第一印象であります。

さらに、委員おただしのとおり、生活の再建を果たしていくためには、質問されておりました賠償が一つのかぎになっているということでもあります。さらには、健康不安の払拭のために、健康管理等医療保障が不可欠であるというふうに痛感をしてまいりました。さらに、ふるさと再生に向けては、やはり原発第1の事故の終息、この状況がまだ町民の方が非常に多くの疑念を持っているということでもありますので、町民が納得できるような実現が求められるというふうに考えています。

いずれにしても、こういう状況の中で町民の不安を少しでもなくすように、国・東京電力に対して今後精力的に申し入れをしながら、町としての取り組み強化を図ってまいりたいと、このように考えています。

それから、2つ目の今後5年間帰れない、帰らない件についてのご質問でありますけれども、この件やはり議員おただしのとおり、社会基盤がまずできないとだめだと。インフラの整備です、そういうインフラの整備、ライフラインの整備、それから道路橋梁、そういうものも基盤整備が相当時間かかっていくということでもあります。

それから、第2番目に生活基盤の整備です。これは議員おただしのよう、町民の皆さんが生活していく上にはやはり医療機関、あるいは福祉サービス、それから商店、スーパー、そういうもの、あるいは公共の交通機関、そういうものも整備されなければ我々生活できませんので、これはそういう社会基盤、そして生活基盤、そういう基盤整備ができない以上は、私どもは帰れないということだろうというふうに思います。したがって時間が5年、6年かかるというふうに思いますので、やはり帰れない状況だということを改めて認識をしていただきたいと、このように考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） イノシシ、猿等の被害についてお答え申し上げます。

確かに、最近どちらかというと、イノシシ、猿のほうの苦情はふ

えているというように思われます。特に、ブタクサといいますか、セイタカアワダチソウが伸びたせいでそういう動物たちが見えないものですから、かなり民家まで入ってきている。それから特に農地、田んぼの土手等がかなり荒らされているような状態だというふうなことを確認はしてございます。これにつきましては、一時帰宅の際、また帰還の際に被害が出る危険があるということもかんがみまして、昨年から続けております有害鳥獣捕獲隊によりましてイノシシの捕獲、それから猿の追い払いを続けているところでございます。

あと、特に最近出てきましたネズミなのですが、こちらにつきましては、家屋内ですので、中に入って我々が行くということは非常に問題がございまして、この辺については関係機関と協議を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ④の防犯・防火対策についてご質問にお答え申し上げます。

警戒区域が再編となることにより、帰還困難区域については国の管理のもと、現在とさほど変わらぬ立ち入りの管理ができることで、ある程度の防犯対策がとれると考えておるところでございます。避難指示解除準備区域、それから居住制限区域につきましては立ち入りが自由になり、不特定多数のものが出入りすることが予想をされます。この件につきましては、議員おただしのように、住民説明会の中でも数多くの不安の声が聞かれました。町といたしましては、国に対して現在と変わらぬ検問体制を引き続き実施するよう要望しております。

それから、防火体制につきましては、国の指導によりますと、3区域すべてにおいて、火器の取り扱いにつきましては、何ら制限を設けておらず、ただ注意喚起をしているだけであります。町といたしましては、常備消防それから県警との連携により、緊急連絡体制等の整備により緊急時の対応については強化していきたいと考えておりますが、火災予防の面からも、帰宅された町民の方々には、火器の取り扱いについては差し控えていただくような広報周知していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、2番目の復興していく上での問題点と電気の復旧計画についてお答えをいたします。

東北電力に確認いたしましたところ、昨年中に町内全域の被害状況の把握は行ったということでありまして、荻野地区、大堀地区などの一部の地域で停電しておりますが、送電区域内でもほとんどの地

域で、漏電による二次災害防止のため電気をストップしている状況となっております。

今後の復旧スケジュールでございますが、公共施設等の電源復旧を優先して進め、配電部分、これは電線とか電柱等でございますが、この復旧につきましては町や関係機関と協議しながら進めるということであります。一般家庭の通電でございますが、配分部分の復旧状況及び区域見直しの状況を踏まえながら復旧する予定となっております。利用者からの依頼によりまして、漏電等の現場確認を行った上で順次通電できるとしております。

なお、津波での電柱流出場所につきましては、今後津波被災地の復旧計画の検討に合わせて実施していくということで、進めているということでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、水道、下水道、この復旧計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、上水道につきましては、平成25年度までに4つございます給水区域ごとに取水施設、送水管、中継ポンプ、配水池の順に機能回復及び復旧を行い、さらに防火用水確保のため、区域ごとに基幹となります配水管の復旧を先行して行います。

公共下水道につきましては、浪江浄化センター及び管渠につきまして今年度中に一次調査、平成25年度に二次調査と詳細設計を行うとともに災害査定を受けまして、平成26年度に復旧工事に着手予定でございます。

農業集落排水施設の復旧につきましては、公共下水道と同様な工程にて復旧予定でございますが、高瀬浄化センターの被災の程度によりましては、この復旧についてはより効率的及び効果的な復旧を行うための検討も必要であると考えております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ②の役場、警察、常備消防常駐の提案についてご質問にお答え申し上げます。

立ち入りができるようになれば、避難先から連日町民が帰宅され、またそれにより諸問題が起こることが予想されております。それらに対応するためには、より身近なところへ職員を配置して、対応していかなければならないと考えておるところでございます。役場本庁舎、双葉警察署浪江分庁舎、浪江消防署のいずれの施設も拠点除染は完了していることから、今後役場、警察、消防3者による協議を行い、緊急的な体制を整備していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、③の帰宅できない人への町の対応についてご質問にお答え申し上げます。

現在の警戒区域におきましては、国事業により帰宅困難者については県内各所からバスによる中継所までの送迎と、中継所から町内の自宅付近までの送迎が実施されているところでございます。警戒区域の再編後、帰還困難区域につきましては、現在と同じ国主導による立ち入りができますけれども、避難指示解除準備区域、居住制限区域につきましては、現在検討中でございます。いずれにしましても、何らかの対策を講じなければならないと考えておるところでございます。今後、国・県と協議してまいりたいと考えております。

なお、6巡目以降の一次立ち入りにつきましては、冬期間に入り、凍結による交通事故も懸念され、現在協議中でございます。

④の国道114号の通行の件についてご質問にお答え申し上げます。

現在、国道114号は昼曽根地内のいわゆる福島第一原発から20キロ地点に開閉式のバリケードを設置し、緊急車両のみを通行させる方式をとっておるところでございます。国道114号は町にとって重要路線であります。これまでも通行に関しては、線量が高い地区は通りの両側を遮へいするなどの措置を講じて、車両を通行させるよう国へ要望してまいりました。区域再編後、どのような形で通過交通がよいのか、今後関係機関とさらに協議をしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、町道の整備の進め方についてのご質問にお答えを申し上げます。

町道につきましては、現在、調査設計を実施しております7箇所につきまして、今年度中に災害査定を受けることを目標に作業をしてございます。設計終了後に査定を受け、平成25年度に工事の発注となります。放射線量が年間20ミリシーベルトを超える地区につきましては、自然減衰や除染による放射線量の減衰を見きわめながら、調査設計を実施してまいります。

次に、国・県道でございますが、浪江町における県管理道路については、国道3路線、県道13路線でございます。県といたしましては、比較的線量の低い地域につきまして災害復旧工事等を進めるため、7路線、15箇所について、災害査定に向けた測量設計を進めているところでございます。災害査定の時期については国と調整を図っております。今後とも比較的放射線量の低い地域についての災害査定を行い、復旧に努めていくということでございます。

道路の狭い箇所の整備は、行政区との連携が必要ではないかとい

うことですが、議員おただしのとおり、今後の町の復旧・復興に際しましては、行政区の皆様方との連携なしには決して進むものではないと考えております。どのタイミングでどのようにお力をお借りするのが良いかということを含め、今後検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、津波被害の集団移転の計画についてお答えを申し上げます。

町の復興計画では、請戸地区の大平山、北棚塩地区の高台、幾世橋地区を中心とした低線量地が候補地となっております。防災集団移転促進事業での整備を予定しているところであります。この防災集団移転促進事業につきましては、国の復興交付金を活用した事業実施を予定しておるところであります。宅地の買い取り、移転先の用地取得、造成費用、ローン利子相当額に対する経費等が補助対象となっております。

今後の進め方ですが、まず、津波被災者を対象としたアンケート調査を早急に実施してまいり予定となっております。これは、津波で被災された方々の町内への帰還の意思及び帰還した場合の居住形態を回答していただくことによりまして、集団移転候補地の選定や事業規模の設定、復興交付金の事業申請に係る基礎資料として必要なものであります。このアンケート調査後は関係行政区長への聞き取り調査を行いまして、集団移転の合意形成の進め方などにつきましてご意見をいただき、さらにその後関係住民の説明会を実施していく予定となっております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ⑦の北部衛生センターの稼働と仮設焼却炉建設計画についてを問うというご質問にお答え申し上げます。

北部衛生センターの稼働についてでございますけれども、同センターは高線量地域にあるため、稼働した場合に、施設の維持管理等に当たる作業員の安全確保ができるかが課題となります。また、同センターの設備等に復旧困難な損傷がないかどうかにつきましても確認する必要があります。同センターの稼働につきましては、これらのような点が課題となってくるものと認識しております。管理者でございます双葉地方広域市町村圏組合とも連携しながら、稼働が可能かどうかを含め検討する必要があります。

なお、高線量地域での除染モデル実証事業を同センターで実施できないか、環境省と検討しているところでございます。また、仮設焼却炉建設計画につきましては、浪江町内で発生する除染廃棄物や

災害廃棄物等の量が膨大であり、これらの廃棄物の減量化のため、仮設焼却炉を含めた仮設処理施設の確保が必要でございます。仮設焼却炉を設置し、焼却を開始するには、用地確保も少なくとも10カ月程度を要するため、できるだけ早く関係住民の皆様のご理解を得て、建設用地を決定することが非常に重要であると考えておるところであります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興事業課長（谷田謙一君） それでは、大きい3番、町外町内コミュニティの問題についてお答えを申し上げます。

まず、進捗状況でございます。町外コミュニティの進捗状況でございますが、長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会が設置されまして、国と県を主体とし、避難自治体や主な受け入れ先となる自治体も入った中での協議を進めているところであります。現在は、生活拠点の整備に向けた課題の洗い出しということで、整理検討を行っている段階となっております。避難期間や世帯数、整備方式などや移転規模、家賃の設定、受け入れ自治体の都市計画、復興計画などのまちづくり方針との調整、住民票にかわる仕組み、税負担の問題などに、復興庁の意見を含めた中で具体的協議を進めているところであります。

なお、町では復興計画を策定いたしましたので、南相馬市長、二本松市長を訪問いたしまして復興計画の概要説明をするとともに、町外コミュニティの設置協力についてお願いをしてきたところであります。

続きまして、現存する建物、土地利用の考えでございますが、高線量地域や津波被災地域の方々などは、数年後低線量地域の避難指示解除を行ったとしても、自宅ですぐにお住まいになることができない方も生ずることから、町内においても復興公営住宅の整備、防災集団移転事業の実施が必要と考えているところであります。また、町内には、民間アパートや貸し家があるほか、今回の災害により居住されない住宅も生じてくることが考えられます。これらの民間住宅等の活用も、住宅確保を進める上では大変重要な方策として考えられるところであります。町内における住まいの確保について町民の意向を踏まえながら、具体的な設置場所の検討を進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 津波被害の状況でございますが、議員おただしのように、あの状態で逃げ出して、そして戻ることがかなわなかったということで、非常に問題があるということで、我

々も国のほうに再三申し上げております。現在、若干ですが、交渉の場ができてまいりましたので、引き続き他の町村もこれは関連ございますので、あわせて国のほうにこの賠償基準を見直していただくようにということで、交渉を続けているところでございます。

それから、登記されていない建物に対する対応でございますが、これにつきましては、先の仮払いの件でも非常に問題になりましたが、町の課税条項をもとに賠償額の算定がされる見込みでございますが、具体的には未登記物件の固定資産納税者であって、かつ当該建物の所在地の所有者であることが、不動産登記情報において確認ができる方は所有者として確認し、賠償がされます。その対応として、町は所有者の方が円滑に電力に賠償請求できるように、戸別に平成22年度固定資産税課税台帳登記事項明細書を送付する予定でございます。現在この準備を進めておりまして、こちらのほう送付する予定になってございます。

また、固定資産税評価額をもとにした建物等の賠償額については、非常にご指摘のように不明確というかわかりづらい点がございます。これに対しては、町のほうから電力に対して、簡易な賠償額の算定ができるよう冊子等の配布を求めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 町で借地をしている借地料の件でありますけれども、これは基本的には公共、個人との違いはないと思っております。ただ、町で借地をしている土地につきましては、公共用地として公共的な建物が建っているというものが多くございます。そのために町地権者との契約に基づいて町で借地料を支払いをして、その借地料については町のほうから東電のほうに賠償請求をするというようなことで考えているところであります。

次に、今後の町の賠償請求の考え方ということでありますけれども、先に10月25日付で水道事業、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計の3事業分についての賠償請求をいたしました。これら以外についてもただいま対象となるものの整理を行っている段階でありますので、整い次第賠償請求を行っていくというような予定でございます。賠償請求につきましては、会計や事業年度ごとに整理がついた段階でそれぞれ請求をしていきたいということで考えているところであります。

次に、財政の件でありますけれども、まず、来年度予算編成の基本方針であります。議員おただしのおり、現在歳入面においては、町税の課税免除等によりまして、自主財源が確保されません。このため、東日本大震災の復興特別交付税、あるいは特別交付税による

国にいわゆる財政支援に頼らざるを得ない状況であります。

このような中で、国の平成25年度予算編成方針が、今回の衆議院議員総選挙の影響もあり、いまだに示されていないというような状況で、明確な見通しが無い中での予算編成となるわけでありますけれども、平成25年度の予算編成につきましては、浪江町復興計画、また区域見直しに基づいた事業についてこれらを優先事業として位置づけ、国・県との連携を強化しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、現在の債務状況等返済の計画ということでありますけれども、平成23年度決算においての地方債現在高であります。一般会計で58億641万5,000円、国営大柿ダムに対する債務負担行為による平成24年度以降支出見込み額でありますけれども、これは国営県営分を含みまして6億9,439万4,000円です。公共下水道事業で39億4,099万1,000円、農業集落排水事業で2億1,553万6,000円、水道事業で12億4,099万円、広域市町村圏組合の浪江町負担分で5億1,673万7,000円、いこいの村1億1,187万1,000円となっております。

なお、いこいの村につきましては、財団法人福島浪江勤労福祉事業団が運営するものでありまして、浪江町の債務としては扱っておりません。

次に、財政規律は守れるかということでありますけれども、平成23年度決算を見ますと、年間を通して震災業務への転換等によりまして、財政指標数値が適正であるかということを一概に比較判断するのは難しい状況となっております。今後の復旧・復興に対する事業の具体的な見通しがついていない状況であり、復旧・復興に対する事業実施することによって債務はどの程度になるか、不透明な部分がありますけれども、後年度の過剰な財政負担とならないよう債務管理、または復旧事業の計画的な進捗管理をするなどして適正な財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 14番。

町長の印象というふうなことで承りましたが、3区分の予定は説明会では12月というふうなことで話されておったと思います。今度は、このごろは何か2月、3月というふうになるということのように聞かれますが、前半この説明会で話されたのとは違ってきているような気がしますけれども、そのことに対してお伺いをいたします。

それから、帰る帰らないということでは、帰れない、帰らないというふうな件では、町長の考えは一生懸命除染、インフラしても、5年にかかるということを確認をいたしました。

それから、ネズミ、イノシシ、猿、そういうことの対策というふうなことでは、やはり町としてもぜひともこの対策をとっていただきたいというふうに思います。

防犯・防火対策では、消防、あるいは県警と協議して対応されるということでありますけれども、やはり他町村では町民のパトロール組織を編成されてやっておられるところが多いわけでありますけれども、浪江町としてもそういうことは考えられないのか、お伺いをいたします。

それから、電気、水、水道の件でありますけれども、電気は割合とすぐある程度早く通すことができる。水道も関係者に聞きますと、案外早目に回復できるのではないかとお聞きいたしました。現在、水道はどこまで引かれているのか、公共施設のどこまで引かれているのか、お伺いをいたします。

それから、役場、警察、常備消防の日中の常駐というふうなことをお願いしたいというふうなことでありますけれども、日中安心して仕事ができるのはやはり役場、消防、警察というふうなことが戻ることが大切だというふうに思います。そこで、職員が常駐するようになれば通勤が非常に長時間に、往復で4時間になりますし、役場まで片道90キロぐらいあると思います。そういう中で、原町に何らかの施設を、施設といいますか、何らかのそういうふうな休まれるところをつくられるようにすべきと思いますが、この辺はどのように考えられますか、お伺いをいたします。

それから、帰宅できない人の対応ですけれども、非常に国でやっている今の6巡目までやっている。こういうふうなことは非常に町民の方にとってはありがたいことかと思えます。今後も続けてほしいということと、それから小高と浪江とでは条件が違いますが、ジャンボタクシーなんかでこの仮設住宅から小高区のほうに送迎しているというふうなことで、そういうふうなことも浪江町でも考えていただきたいなというふうに思います。

それから、国道114号線の件でありますけれども、なかなか国では放射線量が高いからだめだというふうなことかもしれませんが、今まで、私らの言い分とすれば、今まで散々通行できていたのに、今度通れなくなつたと。今までの健康というふうなものはどうだったのかなというふうな疑問を持ちますが、何とかそういうふうな経済性、交通事故、そういうふうなものを考えると、通過だけはさせてもらうような方向で今後とも働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、津波被害者の集団移転等のことでありますけれども、

アンケートをとるといふうなことは12月といふうに言っておられたと思うんですけれども、今度は1月に変更になったといふうに思います。今もって青写真ができていないのは本当に残念なわけなんですけれども、特に副町長は津波被害者の気持ちを一番わかる人だといふうに思います。そういうふうな中で、副町長先頭にそういうふうなことを進めていっていただきたいと私は思うところがございます。

そこで、私も小高区のそういうふうな、どういう計画を立てられているかということをお伺いしましたけれども、やはり早急に実施するということは何度も答弁をいただいておりますけれども、一つ進んで、いつまで青写真を提出されるのかといふうなことをお伺いしたいと思います。

北部衛生センターの件でありますけれども、線量が高くて作業員の安全というものが確保できないということでもありますけれども、今モデル除染といふうなことを答弁されましたが、ぜひともこのモデル除染といいますか、そういうふうな除染をやっていただくようにしていただきたいと思います。

それから、私らの感覚では室内のごみ、そういうものは平常に焼却できるのではないかと思うんですけれども、そういう室内のごみと、あと室外の何か瓦れきとそういうものの出し方というものはどういふうになるのか、お伺いしたいと思います。

それから、町外コミュニティの建設に至るまでの大まかな工程といふうなことでありますけれども、いろいろといわき市、二本松市、南相馬市ともいろいろ話をされているということでもありますけれども、二本松市との交渉はどういふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。それは何でかと言いますと、今二本松市の杉田地区には38ヘクタール、380反歩の大規模な造成が地主の方々に説明会を開催をしております。浪江町のこの地域コミュニティとの関係があるのかなと思うわけではありますが、その辺はどのようなことになっているのか、お伺いしたいと思います。

現存する土地、あと建物の利用ということでもありますけれども、できるだけ高線量地の方、あるいは津波被害の方はやはりそういう現存する建物、そういうふうなものを利用すべきだと思います。そういう中で利用すべきだといふうに要望いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） まず、再質問の区域の見直しの件についてお答えいたします。

区域の見直しの指針については、平成24年、あとわずかになりま

したけれども、今まだ進めていかなければならない住民説明会、これを年末になりますけれども、各行政区6地区で権現堂プラス高瀬、佐屋前地区もありますので、全部で7地区の説明会を今後やりまして、それで、いろいろなご意見を拝聴していきたいという形にしております。そういうことで、現在、先般の住民説明会、あるいは区長会の説明会の中でもいろいろご意見が出ました。そういうことを今整理をして、でき得れば平成24年中に基準を定めたいということでございます。

議員おただしのとおり、この区域の見直し即すぐに何といいますか、やるということではないです。これは閣議決定、いわゆる原子力災害対策本部の内閣総理大臣が決定をして、そしてその閣議決定がなければ施行ができない状況になります。したがって、基準を決めたから施行が即かというとはそうではなくて、やはりその間に、施行するまでの間に、先ほど議員がおただしをされておりました電気とか水とか下水道、あるいは道路の通過交通の問題とか、あるいは検問所をどうするとか、ごみの問題をどうするとか、そういうものもタイトな時間になりますけれども、それを解決しながら施行をしていきたいという考え方で今やっております。

それから、杉田の開発の件で二本松市との話し合いはどうかという質問でありますけれども、私と二本松市長とは正式にはその話はございません。しかし、二本松市としてはやはり浪江町の災害復興公営住宅、その件についてのことについては、真剣になって浪江町民の思いをやはり思って、建設をしていきたいと。したがって、町外コミュニティをつくるだけの用地、その確保はしていきたい。それから周辺整備もしていきたいという力強いお話は承っておりますけれども、具体的に杉田地区の関係については話はまだございません。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 紺野議員の再質問の中のネズミ対策のご質問にお答え申し上げます。

ネズミの家屋の被害につきましては、町としても認識しておるところでございます。ただ、町単独での対応はなかなか難しい案件であると考えています。今後、国・県、さらには東電と対策について検討してまいりたいと考えています。

なお、オフサイトセンターでは、一時立ち入りのいわゆる7巡目から、ネズミ防除用品の配布を検討しておるところでございます。

それから、防犯の関係の町民のパトロール隊の関係でございますけれども、区域見直しの防犯・防災体制につきましては、警察、広

域消防によるパトロールの強化はもちろんのこと、議員おただしの
ような消防団やパトロール隊の取り組みも必要と考えておるところ
でございます。

また、現在の警察による検問体制が維持できないか関係機関と協
議したいと考えています。

なお、町独自の防犯パトロール隊につきましては、住民の安全を
最大限考慮いたしまして、現在警備会社等へ委託できないか検討し
ておるところであります。

それから、帰宅できない人への対応ということで、送迎バスはど
うなんだというご質問でございますけれども、今後国と検討してま
いりたいと考えております。

それから、114号の通行止めでございますけれども、今後とも通
行可能とするよう国・県へ要望してまいりたいと考えておるところ
でございます。

それから、北部衛生センターの除染のモデル事業でございますけ
れども、この点につきましても環境省のほうに強く要望してまいり
たいと考えております。

それから、室内のごみの出し方でございますけれども、再編後の
課題につきましては、現在町政策調整会議幹事会を設置いたしまし
て、庁内で意見を出し合い、課題の抽出とそれに対する対応方策に
ついて現在検討しておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、水道がどこまで引かれてい
るのかというご質問にお答え申し上げます。11月末の時点でござい
ますが、谷津田取水場の給水区域、谷津田取水場から上ノ原配水池
と権現堂を結ぶ約8キロメートルにつきまして、漏水調査と復旧を
行っております。その中の主な施設でございますが、役場、警察署、
消防署等の手前の止水栓まで通水してございます。しかしながらこ
れは、防火のための消火栓機能の回復を目的として始めましたので、
飲料水としての供給となりますと、まだいろいろ制約、いろいろな
検査等ございますので、今後の課題となるというふうに考えてござ
います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員を常駐させるための居住施設というこ
とでありますけれども、現在休止している会社の社宅を借りられな
いか、今協議中であります。また、仮設の職員用宿舎についても用
地確保等について、南相馬市のほうにお願いをしているというよう
な状況でございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、津波被災地のアンケートなんですが、先ほど私が説明したアンケートなんですが、それは津波被災者だけに限ったアンケートということでの説明でありまして、前から言っております住民意向調査とは違う、津波被災地だけに絞ったアンケートを早急にやるということで、年内に発送して、1月ごろまでには、そのアンケート調査をまとめていきたいと考えているところであります。ですから、全町民のアンケートとは違うことですので、よろしくお願いしたいと思います。

さらに、青写真をいつまで示すことができるのかということなんですが、先ほど説明しましたとおり、今回の津波被災者に絞ったアンケート調査、そして関係行政区長さんからの聞き取りとか説明会を開いて、さらに今度は移転先の土地所有者などとの、相談会、説明会なども予定するようになりますので、青写真についてはもう少し時間がかかるのかなと思っていますところであります。

○議長（吉田数博君） 14番。

○14番（紺野榮重君） 再々質問させていただきます。

賠償の件でありますけれども、富岡町での国の賠償額案了承ということで、居住制限、避難指示解除準備区域、両区域の土地や建物について国が原発事故から5年分の賠償額を一括で支払う案を富岡町に提示したことを受け、国の報道に対してやむを得ないと述べ、国の提案を了承する考えを示したということが報道されました。結局6分の5というものを了承したということだと思いますが、浪江町としては、そういうことをどういうふうに話されているのか。浪江町としても同じくそういうふうな富岡町と同じようなことになるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、先ほど、再質問でちょっと時間がなかったわけで、ちょっと提言といたしまして、やはり財政の件におきましては、浪江町の借金は大体約124億円あるわけでありまして、将来人口が減少するということは間違いないわけで、納税者が少なくなっていくというようなことも間違いないわけでありまして。そういう中で、今度はその借金というのは、残された町民の負担は倍になるというわけでありまして、堅実な財政運営をしてほしいと思います。

細かいことでありますけれども、窓口での文書等、そういうふうなものの料金もある程度平常な形に戻っていく時期になっているのではないのかなと思いますけれども、細かい点ですけれども、このことをお伺いをいたします。

財政規律は守れるかというふうなことでは、私はこれは要望です

けれども、監査から指摘の件で、歳出については災害対応というふうな名のもとに安易な支出がないよう、これまでと同様に検査体制を強化し、無駄な支出の抑制に努められたいというふうに記載されておりましたが、このことは非常に私は大事だと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 賠償の件の再々質問にお答えいたします。

浪江町としては、いわゆる区域の見直しをしたから賠償に格差を設けるということではやっていません。一律賠償ということで今進めております。ただ、国のほうとして、まだ協議するところがあるので、今事務レベルの中で協議をしておるところで、事務レベルで対応しておりますので、浪江町としては一律賠償ということで望んでいます。

それから、町のいわゆる歳入の面でありますけれども、やはりこれから地方交付税交付金の増額とそれから特交のやはり増額、これをしていかないと、我々財政破たんをしてしまうということになってしまいます。これは、我々のいわゆる生活を崩壊されてしまったわけですから、なかなか税をとるという状況ではありません。そういう状況の中で、やはり我々は国、そして賠償をする東京電力に対して、交付金なり交付税なりのいわゆる復興交付金、そういうものを十二分に得ながら、町を存続するために体力をつけていきたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁漏れありませんか。

○14番（紺野榮重君） どうもありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで、昼食休憩をとります。午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時26分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（吉田数博君） なお、15番、佐々木恵寿議員より、午後より欠席の届け出が出されております。

◇山 崎 博 文 君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

2 番、山崎博文君の質問を許可いたします。

2 番。

[2 番 山崎博文君登壇]

○ 2 番（山崎博文君） 2 番、山崎博文です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問方式は一問一答方式でお願いいたします。

なお、午前中に行われた質問と重複する部分について、答弁で了解した部分については割愛させていただきますが、不足分については質問し答弁を求めたいと思います。

きょうで発災以来ちょうど 1 年 9 カ月となりました。改めて、発災以降亡くなられた方々に哀悼の意を表します。また、町民の皆さんにおかれましては、不自由な避難生活が長期化し、心身ともにお疲れのことと存じます。ようやく復興計画が策定され、町の方針、方向性が見え始めたところですが、諸問題に対し要望した多くが遅々として進まず、町政にかかわる者としてお詫びとお見舞いを申し上げます。

さて、私のきょうの質問ですが、「町としての喫緊の諸課題」に対し、どのような対応・対策が必要かという観点で質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず初めに、質問事項 1 の住民説明会総括について質問いたします。

10 月 22 日より先月の 18 日まで、14 会場において 18 回の住民説明会が実施されました。本当に町長はじめ執行部の皆さん、お疲れさまでした。説明会では約 5,000 名に近い町民の皆さんに出席をいただきました。実に町民の 4 分の 1 の皆さんに出席をいただいたわけです。改めて、第 1 次の浪江町復興計画避難指示区域の見直し、賠償基準、さらに除染について町民の皆さんが注視している、あるいは疑義を抱いていることを実感いたしました。

また、国も東京電力も町民の皆さんからの意見などを拝聴し、その場で英断できる立場にない職員や社員からの答えであったことは、至極残念でありました。今後は議会は議会の立場で町は町の立場で、あるいは時には連携し合いながら、国、東京電力に対し、この説明会での意見などを直接強く、そして何度も要望、要求をすることか求められると思います。

午前中の説明会に関する質問では、町長の印象について質問があり答弁ありましたが、冒頭申し上げましたように、私は町としてという観点で、町民の皆さんからの復興計画やその他町に関しての意

見、要望等について、説明会の総括についてまずはお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、住民説明会での町に対してのご意見、ご要望関係についてお答えを申し上げます。

多くの方が町外コミュニティについての意見、そして内部被曝への不安など、放射線による健康被害への影響についての意見、そして5年間戻れないとしたことへの意見、離れ牛、ネズミの被害、警戒区域が解除された後の防犯対策への不安、さらに生活再建のための一時的な賠償が必要との意見、除染の方法、さらには福島第一原子力発電所の収束状況などについてもご意見をいただいたところであります。

ただ、説明会全体の中では、町に対しての質問は若干少なかったのかなとは感じております。これは、町民が復興計画に対して関心がないということではなくて、今回の住民説明会が区域見直しや賠償など、住民が直接国の考えを聞くことができる機会であったことで、国への質問が多くなったと考えております。

住民説明会全体の感想としては、さきに町長が答弁したとおりであります。ただ、町の復興計画を示したことで、避難している町民の方々の今後の生活再建を進める上での一つの方向性を示すことができたと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ありがとうございます。

今、町のほうから谷田課長のほうからありましたが、重複する部分で、例えば議会のほうでも住民説明会后、意見集約をしまして、万全な防災、防犯対策とか、あとは放射線対策等々、議会の立場で意見集約を見たわけですが、復興計画については、第1次を策定したもので、今後の災害を取り巻く状況の変化に応じながら、町民の皆さんとともに最善の策を検討し、町民一人ひとりの復興に向き合いながら随時見直しをすると計画編には明記してあります。町長から行政報告の中でもありましたが、今後の復興計画推進に当たって、いただいたご意見を十分に考慮して推進していきたいという旨の報告がありました。ぜひ、今回の説明会で直接いただいた意見などは見直しの際生かしていただきたいと思います。

12月は新年度の事業計画の策定や予算編成の時期と承知しています。そこで、今回の説明会での意見などで事業計画策定に反映させる点があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 住民説明会の中でご意見をいただいた区域見直し後の町内の防犯・防災体制の強化、さらには離れ牛やネズミ対策、除染に伴う仮置き場、さらに各インフラ復旧関係のご意見をいただいております。それらにつきましては、予算など25年度事業計画策定に反映させてまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

いわゆる区域見直し後の防犯・防災体制につきましては、警察、広域消防によるパトロールの強化はもちろんのこと、議員おただしのように、町消防団や各分隊の取り組みも必要と考えておるところであります。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長、その質問は来ておりません。2番。

○2番（山崎博文君） 事業策定に当たっては、防災・防犯対策等々考えているということで、実は、私も説明会后、それを受けて町民の皆さんの意見を反映した新年度の事業作成といたしましては、パトロール隊、防犯・防災対策の強化ということで、パトロール隊の結成というか構築をして、これを雇用対策の一環として臨時職員を採用してはどうかと、このように考えております。このパトロール隊の編成に当たっては、現役やOBの消防団員がベストではないかと考えます。理由は、万が一の有事の際、今までの災害現場経験から、判断や対応ができるからだと考えております。財源は復興に向けての安全対策という目的で、浪江町復旧・復興基金を充当もできないかと考えておりますが、このパトロール隊の雇用対策としてパトロール隊の臨時職員を採用ということで、町長、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） この治安対策、非常に重要なことだというふうに認識しております。そういうことで今、議員おただしの点については、再度検討しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ぜひ、予算を確保してご検討いただくことを期待しております。

次に、(2)に移ります。郡山市の説明会では、町外コミュニティの整備について、浜通り北部の南相馬市、南部のいわき市、中通りの二本松市と協議を進め、さらに仮設住宅がある福島市、本宮市、

桑折町の3市町とも、住民の小規模な生活拠点の必要について協議を進める方針とお答えがありました。その真意についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

復興計画策定に際して実施いたしました、6月のアンケート調査結果をもとにした推計でございますが、全体で2,800戸程度の復興公営住宅が必要となります。希望地といたしましては、いわき市、南相馬市の希望が多く、そして二本松市が続いているというような状況となっております。これらの自治体については町として中核的な復興公営住宅による町外コミュニティの整備を考えているところでもあります。

また、この地区以外にも、仮設住宅がある自治体等を希望している方もおります。これらの地域の復興公営住宅等の検討が必要と考えているところでもあります。

さらに、これらの地域の自治体の中には、独自での復興公営住宅の整備を計画しているところもありまして、浪江町民の受け入れに前向きに取り組んでいただいているところもございます。そちらの自治体との協議も進めていく必要があると考えているところでもあります。

受け入れ先自治体との協議につきましては、基本的には国・県を主体とした協議会が設置されておりますので、その中での協議をすることになりますが、そういうふうな中での協議が可能となった自治体から順次具体的な協議を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ことし6月に実施した、第2回復興に関する町民アンケート集計結果によると、「町外コミュニティに移り住む考えの方の町外コミュニティ希望地」の設問に対し、いわき市の38.3%が最も多く、次いで南相馬市の33.9%、そして二本松市9.4%と福島市7.2%が拮抗し、相馬市、郡山市、本宮市、桑折町の順でした。この設問には、気候や避難先の人数、さらには仮設住宅の有無などが影響し、この結果を考慮すれば、谷田課長答弁は理解できますが、分散型になると行政サービスへの不安、さらに医療・福祉・教育などの課題について国・県そして受け入れ自治体との協議が当然必要なわけで、復興計画での短期において目指す姿は、平成26年3月31日には順次入居開始となっております。実現させるには、総合的な判断を早急にしなければなりません。

そこで、国は、町外コミュニティに関する町民意向調査を11月に実施すると私は記憶していましたが、いまだに調査は実施されていません。調査結果も大きな判断材料になると思います。そこで、この調査時期はいつになると国から聞いていますか。また、今答弁いただきましたが、協議を進めるということですが、実際、その3つの町外コミュニティ以外の生活拠点となる福島市等は要請するのかしないのか、ちょっとその辺は町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず、第1点目です。私がまだ正式には聞いておりませんが、意向調査については1月から、来年の1月からしたいということの国の意向があるようです。ただ、残念なのは今、議員おただしのとおり、11月から開始したいということでしたが、何の連絡もなく、ちまたに聞く1月にしたということで、全く遺憾だというふうに考えています。

それから、復興公営住宅の建設の件でありますけれども、非常にナイーブなところがありまして、例えば私どもが仮設を設けている桑折町、桑折町の自治会では独自にアンケートをとって、それでどのようなところにお住まいになるかというような設問項目がありまして、その中で40戸分が桑折町に復興公営住宅を建てていただきたいというような回答があったようです。

私のほうにも桑折町の自治会の役員の方がいらっしやいまして、こういうアンケートをとったと。それから町の支援策、桑折町の支援策についてもいろいろとお聞きしたということで、私もつい先日、非公式的に、桑折町の高橋町長のところに行きましてお話を聞きました。そうしますと、桑折町の町営住宅、その中に浪江町の避難者の方がお住まいになってもよろしいですよというようなこと、非常に心温まる激励をいただいてまいりました。

そうということで、今、町としては検討をしておる状況です。

それから、福島市あるいは郡山市のお話もございましたけれども、まだ正式な協議には入っていません。ただ、先ほどの14番議員に担当課長がお答えしましたように、受け入れ先の自治体と、ある程度協議にこれから入っていきたいというような話のところもありますので、これから詰めていくような状況であります。

今、議員おただしのとおり、やはり分散型でいろいろまちまちになってしまうと、町民としてのきずなが若干薄れるんじゃないかという、そういう懸念もしています。そういう状況をかんがみながら、これからの復興災害住宅については受け入れ先との協議もしながら

考えてまいりたいとこのように考えています。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） ということは、町外コミュニティの整備、もしくは小規模な生活拠点もあり得るという認識でよろしいですね。

それと、その調査なんです、やはり町民の皆さんに早く町外コミュニティある生活拠点を示すのは必要なことであって、その調査自体がおくれるというのは、国は何をやっているのと思うわけですね。11月に例えば調査をやりたいという話なのに出されていないし、1月になっているし、あと除染に関しても国の工程表では本格除染は7月からという話が今だに事前調査中、中間貯蔵施設に関しても27年1月供用開始とはいうもののいまだに地質調査も行われていないと。つまり事前調査にそろそろ入りそうということで、国のあらゆる工程表に私は非常に疑念を持っております。

そこで、今回調査に関して、11月予定だったのが来年1月になっているというのは、実は先週の全員協議会でも国のほうから聞きました。理由は聞かなかったわけですがけれども、町が把握している、おこなっている理由について何か把握しているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） お答えいたします。

浪江町の住民意向調査につきましては、復興庁と町で意向調査の中身についていろいろ詰めてまいりました。その中で、当初11月から12月にかけて行う予定でありましたがけれども、現在、区域見直しの作業に入ったということ、さらに区域見直しに伴う住民説明会が12月下旬に予定されたということがございまして、国のほうでは区域見直し作業が住民意向調査に影響してくるということで、1月にずらしたということ、この住民意向調査はそういうこととございしました。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 復興計画には、平成26年3月から順次というような工程表になっていますので、それに間に合うようにするためにも、早急に検討していただきたいと思います。

それでは、次に、質問事項の2の3区域見直し受け入れにおける諸課題について質問をしたいと思います。

冒頭、11月20日に開催した全員協議会で年内に3区域見直しを受け入れ、その後、防災・防犯や生活ごみなどの対策を講じ、準備体制を整え、来年2月、3月までに施行するというこの方針に変わりはないですねと質問したかったわけですが、午前中の質問で変更が

ないということですので、確認はできたと思うので、次のまず(1)なんです、区域見直しを受け入れ後、居住制限区域と避難指示解除準備区域が行き来が自由になります。行き来が自由になる来年2月、3月までの町としての準備体制に関する諸課題は何か、どのようにとらえていらっしゃるか、伺います。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねの、諸課題につきましては、現在町政策調整会議及び監事会を設置いたしまして、庁内で意見を出し合い、課題の抽出とそれらに対する対応策について検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ちょっと具体的に帰還困難区域についての出入りなんです、今までの警戒区域への出入り同様、申請し検問通過となりますか、それとも、もう少し簡素化される予定ですか。わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

国は帰還困難区域への一時立ち入りにつきましては、従来同様の立ち入りを実施する方針でありますけれども、可能な限り住民の意向に配慮した形で実施することを検討中としております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 帰還困難区域の住民の皆さんの意向に沿えるということですから、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

それでは、(2)の交通弱者の件なんです、9月30日の資料からですと、警戒区域へのバスでの一時立ち入り実績数ですが、27、29、30の3日間合計で世帯数は122、人数は178人、バス34台となっております。このデータからいわれる交通弱者の一時帰宅支援は区域見直し後も定期的に必要ではないかと思っております。午前中、この点について見直しにより、帰還困難区域または居住制限区域、避難実施解除準備区域の立ち入りについては、国と現在協議をしているという答弁がありましたので、ここでは交通弱者の一時帰宅支援について十分な配慮をお願いしたいと思っております。

次に、(3)の緊急時の対応について質問いたします。ここでは、区域受け入れ後から施行までの2、3カ月間に、具体的に町としての喫緊の課題とその対応が求められるものとして、一步踏み込んで質問あるいは問題提起をいたしますので、答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

①なんです、防犯・防災パトロールは今までどおり行っていた

だくのは当然ですが、行き来自由になった区域では交通事故、さらには救急救命、火災発生など有事の発生率が高まります。万一の場合を想定すれば、双葉警察署浪江分庁舎及び浪江消防署には少なくとも日中署員の配置が必要ではないかという、午前中の質問にもありましたが、ちょっと答弁で、役場と消防と警察の三者協議の中で防犯・防災対策を講ずるという答弁をいただきましたが、この三者協議の中で、町としては署員の配置要請をするのかしないのかだけちょっと確認をしたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

町民の安全・安心を考えれば、双葉警察署浪江分庁舎及び浪江消防署には署員の配置を要請したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 警察、消防と連携し、万全な緊急時体制をとれるよう前もってお願いしたいと思います。

次の質問になりますけれども、申しわけありません、先に⑥のほうについて質問したいと思いますが、これは今ほど消防、警察、両署員の配置に触れましたが、浪江町役場にも日中職員を配置し、様々なトラブルに対応できる体制が必要と思いますが、これも午前中質問がありました。午前中のやりとりでは職員の配置の答弁は不明確でただ原町のほうの寮を、職員の寮を探しているような多分やりとりだったと私は思いましたので、いま一度、職員の配置をするのかしないのか、そういうようなちょっと明確な答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 避難計画区域解除になった際には、やはり役場のほうに職員が常駐しなければまずいというふうに考えております。したがって、日中につきましては、職員の常駐をさせたいというふうに考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 確認とれましたので、②に戻ります。

これもまた具体的な質問ですが、消防団の消防車などの点検整備状況はどのようになっているのか。それと現在はどこに配置しているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

現在の消防団活動につきましては、年間を通じて検閲と四半期ごとの幹部会のみとなっております。

それ以外の活動につきましては、参集できる団員の範囲の中で、

仮設住宅の訪問や沿岸部の行方不明者の一斉搜索活動等となっております。

それから、消防車両等の管理でございますけれども、現在警戒区域等により点検整備が困難な状況にあります。今後の課題となっております。

また、消火活動につきましては、常時の対応とは違い、放射性物質の拡散等による被曝の可能性からも消火活動は行わず、常備消防の後方支援的な活動に限定されと考えております。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 消防車のほうの点検整備は今警戒区域なんでできていないということですから、区域見直し後は早急にまずは点検整備をするべきだと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

それでは、もっと具体的に、初動体制と消火活動について質問いたします。

町内で実際に火災が発生したとき、震災前と同様今答弁がありましたが、常備消防と消防団との連携は私も無理だと思っております。そこで例えば、先ほど質問しましたパトロール隊や現役消防団員の役場職員と常備消防が連携し、いち早く現場に駆けつけ消火活動に当たり、被害を最小に抑えるべきだと思いますが、いま一度消火活動についてどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

現在の住民不在の避難区域等で火災が発生した場合、双葉地方広域市町村組合消防本部では、葛尾出張所、川内出張所、楢葉分署及び南相馬消防署と連携をとり、消火活動ができるよう調整しております。

また、町内における火防体制につきましては、火災の早期発見に向け、警戒区域等をほぼ毎日浪江消防署にてパトロールを実施しております。また、住民が一時帰宅した地域の巡回点検なども実施しております。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 二、三カ月準備期間がありますので、消防車の整備点検含めて万全な体制の準備期間にしていきたいと思えます。

それでは、③に移ります。緊急時の連絡体制について質問いたします。防災無線は緊急時においては必要不可欠と考えます。そこで、防災無線の被害状況をどこまで把握しているか、また緊急時の連絡方法はどのようにお考えか、あわせてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

この件につきましても検討中の課題として組まれております。その防災行政無線の被害状況でございますけれども、59基中、津波による流出が5基でございます。現在残り54基が再稼働できるものと思っております。また、緊急時の連絡手段といたしましては、町防災行政無線や警察、消防、町車両による広報車の利用を考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ここで一つ提案なんですが、緊急時の連絡体制で今広報車による情報伝達ということも検討していると。その他、もう一つ、現在町からの情報を毎日登録者に携帯のメールで配信しております。この携帯へのメール配信もツールになると思っております。準備期間に町ホームページやフォトビジョンなどで趣旨を理解してもらい、登録者を再募集するのも連絡体制の強化策となると思いますがいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

関係機関と検討したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 緊急時の連絡体制のほうもこれは準備期間内に万全を期していただきたいと思います。これは問題提起ということですのでよろしくお願いします。

次、④に移ります。災害発生時の避難について質問いたします。

1000年に一度の確率とはいえ大地震が、そして大津波が今、あす発生する可能性があります。先週の7日金曜日にも余震と見られる県内震度4の地震が発生し、沿岸に津波注意報が発令されたばかりです。大津波がまた発生した場合、現在防潮堤や防波堤などが被害に遭っているため、昨年の3.11以上にさらに西側に押し寄せることが想定されます。また、原発は事故収束にはほど遠く、震災前よりも不安定な状態にあると言っても過言ではありません。こういった現況を考えれば、有事の際、どのように無事に避難するか、準備期間の中で有事想定の前対策を講じる必要があると思います。

そこで、道路の被害状況や今ほどの連絡体制、さらには避難場所など、大津波や原発事故発生時の避難マニュアル簡易版を作成し、町民に配布する必要があると考えますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

この件につきましても、検討中の課題としてとらえております。
有事の際の連絡、伝達、避難ということにつきましては、検討課題の対応策といたしまして、町民の方々に広報周知していくことになると思います。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 町民の方に避難時のマニュアル簡易版を作成して、ぜひ配布するよう検討していただきたいと思いますし、有事の際は絶対被害者は出さないと、こういう心構えで取り組んでいただきたいと思います。

それで、最後の質問⑤に移りますが、2 の最後の⑤です。⑤、これは車のトラブル等自己責任とはいえ、行政ではガソリンスタンドなど再開する事業を把握し、町民へ周知する必要があると思います。また、仮設トイレの設置場所や生活ごみの処理方法なども簡易版などで周知する必要があると考えられますが、どう思われますか。

町長、これはお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町内の事業者が再開できるということはもう大歓迎でございます。そういう意味で町としても支援していかなければならないというふうに考えております。これらの問題についても今、災害対策課長がお答えしていますように、今協議中で幹事会をやっておりますので、そういう面で再開業者の把握と町民への周知については対応してまいりたいと、このように考えています。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） その他、多分細部にわたっていろいろ周知事項があると思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問事項3の震災後の町教育行政について質問いたします。

まずは、震災後の町教育行政に関する私の質問に対する答弁の検証を行いたいと思います。

①ですが、浪小における英語授業について質問いたします。

3 月定例会の新年度予算審議の中で、新学習指導要領が全面实施され、5・6 年生で外国語活動が必修化されました。外国語活動は原則英語を取り扱うこととなっております。中通りには民間の英会話スクールが多数あります。こういった民間の特に外国人の先生との連携を図りながら、生の英会話授業が必要ではないかと思いますが、小規模学校である浪小、浪中の特色ある学校づくりにもつながるのではないかと思いますという質問をさせていただきまして、

確かにそれをするによって得る成果はありますので、いろいろな方向を検討しながら、可能性を探ってまいりたいと考えておりますという答弁でしたが、その後どのような検討をされたか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えいたします。

小学校の5・6年生で実施する外国語活動でございますが、再開できた浪江小学校では、英語の外国語活動をおよそ週当たり1時間ほど実施してございます。実施に先立ちまして、今ほどお話がありましたように、議員からのおただしもありましたので、校長と論議したところ、指導者につきましては、当面浪江小学校に英語の教員の免許を持っているものは2名おりまして、これで対応できると一たん判断をいたしました。ただ、いわゆるネイティブスピーカーではありませんので、外国語活動の目的の一つである異なる文化を持つ人々との交流等を体験し、文化等に対する理解を深めると、こういう点については工夫が必要だという認識でございました。

その後でございますが、英国のマンチェスター大学の関係者が福島県にかかわりのある方だということでした、被災後の浪江町の学校教育に関心を寄せておられて、我々と接触をしてこられました。そのことが契機となりまして、ことしの6月にマンチェスター大学の女子学生が浪江小学校の教員の家に1カ月近くホームステイをして、その間毎日浪江小学校の子供たちと一緒に生活する機会が得られました。このことで、活動の目標達成に近づけたものと、そんなふうに受けとめてございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 新年度も厳しい財政状況の中の予算編成になります。教育費のソフト面の費用はぜひ確保していただきたいと思えますし、子供の教育費は未来への投資という観点で、町長にも教育長になりかわりまして、十分な配慮をしていただけるように、これは期待しております。

次、②と③、これは昨年の12月の一般質問に対する検証なので、一緒に行いたいと思います。

まず、②なんですが、浪小、浪中両校の1カ所集約についてです。小規模学校のデメリット、また小・中2カ所の学校の維持管理費や除染費の負担増などを総合的に考慮するならば、1カ所に集約する検討もしていいのではないかという質問をしました。教育長からは空き教室のキャパの問題もありますし、町がどのような状況に置かれているかによって、いろいろ考えなければならないので、研究だ

けは進めてまいりたいという答弁でした。

また、③の浪小、浪中の小・中一貫教育の導入についてですが、「小・中一貫教育を導入することによって、9年間の系統的、継続的な一貫した教育が可能となり、小・中学校の授業内容が連続性を図れることにより、学力向上が期待できるのではないか」という質問に対し、「小・中学校それぞれ独自性があります。その独自性と融合をいかに図るかということが教育課程あるいは施設の面からも非常に重要な問題になってきます。そのためには周到な準備が必要でございますので、これからの問題として少し時間をかけて考えていくほうがいいだろうと思います」と、答弁でした。

今年度の小・中学校の卒業及び入学予定者数を事前に調査しましたが、新年度の25年度です、浪小の全児童数は今年度の全児童数よりも11名減の19名、さらに浪中の全生徒数が9名減の40名と多分なるはずです。

午前中、小・中学校に入学してもらうための対策や幼児教育の必要性について議論がなされましたが、特色ある、そして魅力ある学校づくりが急務ではないかと思います。そこで、1カ所に集約、あるいは小・中一貫教育の導入について、この1年間どのような研究をされ、現在どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えをいたします。

教育委員会としましては、浪江町立の小・中学校、校長の9名と常に連携をして作業を進めてございますが、学校のあり方について検討する検討会を立ち上げてまして、ここ毎月開催してまいりました。この中では既に再開できた浪江小・中学校のあり方、それからまだ再開できない学校の再開への道筋をつけること、それから浪江町に戻ることを想定しまして、浪江町での学校の再開であるとか、あるいは町外コミュニティーでの学校の設置の問題など、さまざまな状況を想定しながら、幅広い課題について検討をしてございます。その中の重要なテーマの一つとして学校同士、小学校同士、あるいは中学校同士、あるいは小学校と中学校との結びつきをどのように工夫するか、こういったことも含めまして検討をしておりますが、状況の見通しが立たない、そういうことが続いてございますので、具体的な結論を得るといふところまでには至ってございません。

このような状態で1年を経っておりますが、現在は児童・生徒の増加を図ることが一段と難しくなっておりますことや、今後5年程度は浪江町に戻ることはできないといった新たな状況にも至っておりますので、このような現状を打開し、将来を展望するためには浪江

小・中学校のあり方について、これまでよりも幅広い視点からさらに一步踏み込んで考える必要がある、こんなふうに認識を持ってこれから検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 小中一貫教育の点では、例えば併設型小中一貫校とあと連携型小中一貫校とあるのは教育長、ご存じだと思うんですが、ぜひ教育委員会内で、もしくは校長会でその辺も含めて魅力ある、特色ある学校づくり、そして児童・生徒をふやすような努力をしていただきたいと思います。

次に、検証の④浪小、浪中以外の町立5小学校、2中学校の校歌斉唱についてですが、これは記憶に新しいと思いますが、9月定例会の一般質問において、浪小、浪中以外の学校のぜひ存在を継承するための一つの方法として浪小、浪中において校歌斉唱、もしくは校歌を流してはどうでしょうかと。児童・生徒が浪江町を知る、浪江町を忘れないという観点からも大切な教育ではないかと思っております。また、卒業生の母校に対する思いも踏まえれば必要ではないかと思っておりますがという質問に対して、町内小・中学校の存在を継承するという認識を一貫して持ち続けて対応してきているところで、インターネットを通じて、すべての小・中学校の校歌を聞くことができるように、準備を進めているところですよという答弁がありました。この答弁に対し、さらに、ですから朝の会とか休み時間とかにその他の学校の校歌を流してはどうでしょうかと、再質問しましたところ、学校の考え方もありますので、その辺のご指摘があったことを踏まえて、情報交換もしながら共有していく、それと微妙な問題もありますので、必ず実行するということまでは今お答えできないことを申し上げますという答弁をいただきました。

先日、インターネットで、町内の小・中学校の校歌を聞きました。残念ながら、伴奏のみです。私は浪小、浪中出身ですので、両校の校歌は伴奏に合わせて歌うことができましたが、その他の学校の校歌は歌うことができませんでした。また、朝の行政報告の中でもありましたが、十日市の際、校歌を歌ったというようなことも報告は受けましたが、改めて、ふるさと浪江課の授業もあるようですので、そういう授業に全員で各小・中学校校歌を歌うことを授業に取り入れてはどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

重ねてで恐縮ですが、町長からの行政報告でも十日市のときの浪江中生のステージ発表の件がありましたが私は大変うれしく思いま

したし、感動もいたしました。一緒にその校歌を口ずさむ方もおられましたので、それは先の議員のご指摘から発生した大変うれしい場面だったなというふうに思っています。

改めてお答えしますが、再開しました浪江小・中学校、小学校と中学校では現在各校の校歌の譜面や歌詞を校内の音楽室や部下などに掲示しております。あるいは十日市でも発表できたように、授業などで実際に歌って覚えると、そういうこともしています。今後もさまざまな機会をとらえまして、町内の各小・中学校の校歌を歌ったり、あるいは聞く機会をふやして、学校歌を通じた結びつきをこれからも保っていけるように、学校といろいろと工夫をしてみたいと、そのように考えています。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） それでは、(2)全国学力テストについて質問いたします。

今年度の全国学力テストが小学6年生と中学3年生を対象に、4月17日に一部の学校を選ぶ抽出方式で実施されました。抽出調査の対象校以外の学校については学校の設置管理者の希望により、抽出調査と同一の問題の提供を受け、調査を利用するいわゆる希望利用することができるとなっていますが、まず、今年度の全国学力テストの参加状況について伺います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

ちょっと前置きをさせていただきますが、震災前は浪江町立の小・中学校では抽出調査対象校に該当しなかった場合は希望利用、そういう形で全校参加するという形をとっていました。

被災後の動きですが、23年度は被災ということで、この全国調査は見送りになりました。24年度、1年おいて再開したわけですが、今年度につきましては従来とは違うということで、被災、避難先でもいろいろな事情がありますので、参加については学校の判断を尊重するということにしたわけですので。その結果、抽出から浪江小学校が漏れたのですが、希望調査ということに、一方の浪江中学校は抽出対象となりましたが、結果的に辞退しました。これは少人数ながら非常に多様な生徒が今おまして、全国的な尺度を当てるよりは、日常的な指導の中で評価を積み重ねて少人数指導の成果を目指すほうが、子供たちにとってもいいんじゃないかと、そういう判断をしたという説明がありましたので、それを了承したというのが経緯でございます。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2番（山崎博文君） 県の教育委員会は、避難生活などによる学力低下を懸念しており、今回の結果を学力向上支援事業に活用する方針と聞いております。今ほど、中学校が抽出校ではあったが、辞退したと、理由も今お伺いしましたが、小規模校のデメリットの一つとして、今現在の学年、あるいは学校全体の学力がどの程度なのかは把握しづらいのではないかと私は考えます。全国共通のテストを受け、その結果によって小規模校である浪小、浪中の学力がどの程度なのか把握ができ、分析することで支援事業に生かされ、学力向上が図れるものと思います。

そういった面では、全国学力テストは参加すべきではないかと、私は思っております。来年度、抽出対象校にならなかった場合、希望利用するのか否かをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

来年の全国学力学習状況調査でございますが、ご説明いたしますと、これまでとちょっと違った形になります。実は25年度は数年に一度実施するとされますきめ細かい調査と呼ばれる調査の実施の年度に当たっております。この調査は小学生6年生、中学3年生の全児童・生徒を対象とする本体調査と、もう一本の抽出調査、これは経年変化、年を経て経年変化分析のための調査ということで、この2本立てで行われる予定です。したがって、浪江小・中学校とも少なくとも本体調査には参加というような形で、制度の変更の結果なんでございますが、そういう年になってございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 私の質問の観点は学力向上を目指す観点で、それがすべてが学力ではないとは思いますが、特色ある魅力ある学校づくりの一つとしてぜひ学力向上も図っていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、最後の質問になります。現在は、中学生以下の一時立ち入りは制限されています。今後3区域見直しによって、居住制限、避難指示解除準備、両区域の中学生以下は町への立ち入りが自由になるかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

いわゆる帰還困難地域につきましては、警戒区域と同じく中学生以下の方の立ち入りが制限されております。居住制限区域とそれから避難指示解除準備区域におきましては、国の留意事項には制限はございません。しかしながら、子供たち、放射線量の被曝をできる

だけ避けることに、町としての方針を示していかなければならないと考えておるところでございます。この件につきましても、安全・安心を前提に、検討中の課題としております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 本日、予定していた質問事項はすべて終了しました。

私の本日の観点は冒頭申し上げましたが、区域見直し受け入れの2、3カ月の間に万端な準備、万全な体制を整えていただきたいという観点で質問したつもりですので、2、3カ月間また忙しいでしょうが、頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で2番、山崎博文君の一般質問を終わります。

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問をいたします。19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

○19番（佐々木英夫君） それでは、19番、佐々木英夫が一般質問させていただきます。

まず、1番の原田直之氏の名誉町民についてということであります。このことは、私なりに考えると2、3年前だったと思いますが、近いうちに推挙するような形ではなかったかと思うんです。私が勝手に考えていたのかどうか、それはわかりませんが、しかし、今もって何の動きもないということであります。もうそろそろ名誉町民に推挙してはどうかということではありますが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、佐々木議員からおただしのとおり、原田直之様にとりましては、やはり民謡の名人位を受賞されたり、あるいは平成21年11月3日に特別功労表彰において表彰を行いました。そろそろ名誉町民に該当するのではないかというふうな認識は持っておりましたけれども、このような状況で23年に災害をこうむってしまったということであります。その間、災害を受けてから、ふるさと浪江会の会長も務められておりまして、多額の金品もちょうだいいたしました。また、町民の皆さん方が民謡を通じて本当に心がなえているときに、原田直之さんが歌を歌って、元気を勇気づけられ

て、皆さん今元気にやっております。

そういうことも踏まえながら、ふさわしい時期に名誉町民に推戴してきたいというふうな考え方でおります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それでは、ふさわしい時期というのはいつごろなのか、これも近いうちという言葉と同じなのかどうかということで、非常に迷うところであります。彼は、町長の行政報告にもありましたように、つくば市での相馬盆唄、あれは仮設などを訪ねて町民を一生懸命励ましているという業績といたしますか、活躍があるわけですね。この辺で今までは落ちつかなかったということがありますので、町長も事あるごとに、いや、そろそろというような考えを持ってたんじゃないかというのをちらほら聞くものですから、思い切ってこの際、やってみてはどうかということなんですか、もう一度町長の考えをただしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

どこかで聞いたような、近いうちという、それとは違ひまして、やはりこういう混乱の中でありまして。現在も非常時であることは間違ひありません。しかしながら。やはり今までの何といたしますか、名誉町民にふさわしい行動についてはただただ感謝を申し上げるところであります。

そういう意味でそれに報いるために、いわゆる推挙をして、名誉町民にしたいという考え方はございます。そういう意味で時期はいつかと言われても、もうちょっと時間をいただいて、できれば25年の11月3日のいわゆる功労表彰式に照準を当てながら、考えていきたいというふうに思います。

ちなみに、松浦京さんが特別功労表彰を受けたのは平成元年なんです。名誉町民になったのは平成6年11月3日ということでありまして、時間的なものも考えて、いろいろ今まで原田氏においては非常に町民の方がお世話になってまいりましたので、できれば25年11月3日を照準に当てながら名誉町民に推戴したいというふうに考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 先ほど、非常時という話が出ました。非常時だからこそ、彼が浪江町に町民を励ましたり、あるいは東京から来るというのは大変なことですね。それをやっているわけですから、ぜひこれは考えるべきだと私は思っていたんです。

今、町長から25年11月3日あたりということで、日にちも出てき

ましたので、それを信じて、とりあえずもう一期やらなくてはならないのかなと私思っていたんです。卒業させてもらえればなおいいですけれども、これが決まらないことにはしょうがない、もう一期やろうなんていう、寝言にも言っているみたいな感じなんです、先ほど、言われたように、とにかく来年、25年のということ、数字が出ました。ぜひそれを信じていたいと思います。ということであれば、3番の推挙できない理由があると何かということは必要ないわけだと解釈しますから、ぜひひとつよろしく、無事に卒業させてください。

それから、次の区域見直しと除染についてであります。

このことは、区域見直しによって防犯が一番の課題ということは、小高の状況を見ても一番わかるわけであります。そうしたときに、6号国道まではもう自由に出入りできる。そうするといろいろな人が入ってくると思います。先ほどいろいろな答え、14番ですか、それから2番議員なんかにも答えがあったようですから、あまり詳しくは突っ込みたくないんですけれども、例えばよその警察の方、例えば鹿児島とかあるいは京都のほうの警察官が来ても、これは地元の人間だというのわからないということがあるわけです。浪江の人であればいいです。これは浪江の人だと直感的にわかると思います。だからそういうことになると、非常に防犯上心配なところが出てまいります。6号国道来て幾世橋に入る、請戸のほうに入る、請戸はうちがないからいいでしょう。幾世橋、棚塩、棚塩もないですね。一部棚塩はありますね。そういうところからすると、非常に心配なところがあると思うんです。

それで、検問所を設ける方法でやるのか、それともまた町には自由にどんどんお入りくださいという形でいくのか。例えば権現堂、あるいは幾世橋、あちらの方に入るにも関所を設けてそこで一応検問するんだという形でいくのか、その辺お聞かせ願いたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

3区域見直しと同時に警戒区域が解除になります。現在の南相馬市側の検問所は恐らく双葉町側に移動になると思っております。しかしながら、町の防犯体制の維持ということで、現在の検問体制と同じ体制をとるように、国のほうに要望しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 国のほうに申し上げているということですが、検問所はどこどこ申し込んであるんですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 検問所なんですけれども、南相馬市側の現在の検問所は恐らく双葉町側ということでございます。いずれにしましても、町の防犯体制の維持ということで、検問所をふやしてほしいという要望はしております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） もう間もなく解除という方向は日にちはもう見えてきているわけです。それをもう今の時点で決定しないということではなかなか難しくなるということになってくるのではないかな。あるいはそれが決定してから解除しますという形であればいいんですが、解除が早まって、検問の場所がまだ決定しないということでは非常に町民に対しては不安が残るわけです。

私事で申しわけありませんけれども、うちは2回ほどやられています。持っていかれていきます。だから一つも役に立たないと、警察の検問はと思っているところがあるものですから、被害に遭っているからこそそうなのかわかりませんが、非常にやはり不安体制がいっぱいだと思います。

検問所、決めるのであれば、ここからは来るときには一人ひとり、例えば権現堂に入る人も、浪江の人はちょっと提示してくださいと行って入っていくような形でもとらないと、あれは途中で車を置いて歩いていく人もいるんでしょうから、だからそこはしっかりと国に申し上げていけばということじゃなくて、町の計画体制をまだ決まっていらないのかどうか示してほしいと思ったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 本当に、議員おただしのとおり、まず心配です、自由に出入りできるということは。それで、ちょっと法的な根拠として、今回警戒区域とそれから計画的避難区域、これを見直しするということは、何といいますか、警察権がなくなってしまうんです。いわゆる避難準備解除区域、居住制限区域、帰還困難区域についてはこれはバリケードを張るという形になりますので、そのままいきますけれども、ただ自由に出入りできる2区域については、残念ながら法的縛りがなくなってしまうということで、ですから心配なんです。ですから、午前中の質問にもございましたように、やはり警備会社を頼んだり、あるいは防犯パトロール隊もつくったらどうだというような話ございました。そういうことをすべて出して、やはり防犯対策に努めていきたいと考えております。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） やはり町長の気持ちとしては大変だということとは我々もわかります。それで、例えば町民であれば、だれもが自由に出入りできます。ということであれば、やはりステッカーみたいなものの配布して、この車についてはもう心配ないんだと。何らかの方法でけじめをつけておかないと、いろいろな車が入ってくる。小高でさえも、遠くから来て勝手に入っていくというような話聞いていましたから、やはり浪江も同じだと思います。

ですから、これは町民の車である。あるいは町民だということがわかるような方法をとっておかないと、やはりそれは自主防災にはならないのではないかと。例えば、警備を頼んだとしても、警備の人だけでは済まないところが出てくるというような解釈をする。だから、警備プラス少しでも何かのアイデアを出して、発見できるような形をとればと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） お答えいたします。

まさに議員指摘のとおり、何らかの方策はかけなければいかんというふうに考えております。そこで今考えているのが、通行許可証などを町のほうから発行して、完全に浪江町の人であることがわかるような形を模索しておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） それでは、今の答え、副町長に理路整然と言われると、何か本当にああそうなのかという解釈をするものですから、余り突っ込まないようにいたします。

それで、この後例えば6年たちましたと。それで線量が何かどうしても落ちないということに対して、その後の町としての計画は何か持っているのかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 除染の関係だと思いますけれども、答弁申し上げます。

環境省は平成24年度、25年度において、おおむね年間積算線量50ミリシーベルト以下となる地域のうち、いわゆる生活圏、それから道路、農地、これらの近隣の森林等の除染を優先的に実施するとしております。おおむね年間積算線量50ミリシーベルト超となる地域につきましては、除染汚泥実証事業を実施いたしまして、除染の方法等を検討するとしておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 国は厳しいことも言うけれども、うそも多いんだ。町長はいつも住民説明会で、反論したり、怒ったり、やっているあのとおりでんです。自分のところでもうここまでしか金を出せませんと決めたら、恐らく突っぱねていくんです、どこまでも。だから、我々いずれそれに甘んじなければならないときも来ると思っています。ただ、そこを考えながらも、両面で考えていかないと、困ったことになるんじゃないかなという気はいたします。

今、課長が答えたような話で済めばいいです。だから、日本で初めての今回の事故ですから、前例がないものですから、それはなかなかいろいろな面で答えにくいところもあるでしょうし、そのとおりになるかどうかはわかりませんが、私個人の考えとしては、なかなかちょっと何年か先に持っていくんじゃないのかと、お昼にも同僚議員が、いや年々少なくなってきたという学者がいるということを言っていますから、それは広島、長崎を見ればそれは十分にそのとおりだと思います。少なくともはなっていくでしょう。だけれども、そこでとまってしまって、今度いずれまたそこから下がらないといったときに、このことが出てくるような気がするんですけれども。

次のほうに入って、財物賠償とも含めていきますけれども、例えば5年、10年過ぎてすぐの状況でなくなった場合、このとき一番町民に対して心配なことが起きるわけです。恐らく一括して国は金を出したんだから、もう知りませんという時期がまた来ると。そのときに、困るような気がするんですけれども、そこも含めてお答え願いたいと思います。

それから、財物賠償については、課税台帳という答弁がありました。それ以後に増築していった人たちには課税台帳の数量と違ってきているところもあると思うんです。だから、課税台帳だけでは評価し切れない面がありますけれども、そのときはどうするのか、あわせて先ほどのと、説明をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

除染工事におきましては、追加的な実施によっても汚染の度合いが変化しなくなるまで行うこととしております。環境省はできる限りの除染を行ってまいりたいと考えているようでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 増築、それから改築による建物いっぱいありますので、それについては電力のほうと今詰めている

ところですが、一つは、現地での写真確認、それから現地確認、もし図面等があればその図面等を提示していただくと、そういうような方法をとらせていただくということになっております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今言うように、図面とか写真とかで済むということであれば、もちろん住民説明会のときは、東電がその場所に行って確認しますとまで言っているところがあつたと思います。ただ、それが本当は一番いいんでしょうけれども、いずれにしても、台帳にないということであるものは、本人たちもわかってどうすればいいかなということが出てくると思いますけれども、それはやはり町のほうでこれは間違いありませんというような東電に説明すれば、わざわざ東電も来なくて済むということだと思います。

いずれにしても、どんどん町民が入るということは役場の人も入るということですから、現場に入ると一番わかることですから、東電が来るまで待っているのか、あるいは町職員が行って確認して、これを出してくださいという形に持っていったほうが一番簡単でいいと思うんですけれども、その辺は含めてどうですか。できるかできないか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 町で各家を何千戸あるかわかりませんが、そういうおたくがどのぐらいあるか確認はしておりますが、なかなかそれを全部職員が回って撮るということは、現実的にも家の中に入ることにもなってしまうので、それは職員だけではちょっと問題があると、こういうふうに考えます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 当然そういうときは、持ち主に立ち会ってもらわなくてはならないと思います。ただ、登記するよりも立ち会ったほうが簡単に済むわけですから、やはりそのぐらいの骨を折って町がやってくればという、私は思うんです。やはりそれは難しいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 難しいということではなくて、これはもしそういうことがあれば、我々職員もそうですが、電力の職員に同行していただくのが一番早いのかというように考えます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ボタンを押すのを忘れるものですから、早く終わらせて終了したいと思います。

とにかく、今言うように一番簡単な方法で済む方法を考えていた

だきたい。図面書くのであれば、浪江町の設計者もいっぱいいるでしょうから、その方にちょっと簡単に図面書かせて、ボランティアでやってくれということもできるんじゃないかと思います。だから、そういうボランティア活動の中で、そういう図面を作成するというようなことで、不可能ではないと思いますので、それも検討して何か用意していただきたいということで、私の質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで2時30分まで休憩をいたします。

（午後 2時18分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時30分）

◇馬 場 績 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。

20番。

〔20番 馬場 績君登壇〕

○20番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。大震災と原発事故からちょうど1年9カ月。異質の危険をもたらした原発事故は暮らしと生業を根こそぎ破壊し、再建の見通しを奪い続けています。県民は怒り、町民も怒り、「生活再建の願いをあきらめるわけにはいかない。しかし、除染、賠償、区域再編、復興計画など、一連の説明会は終わったけれども、仮設に戻れば何も変わっていない。先が見えない。」というのが、おかれている町民の現状であります。被災地の復興と被災者の生活再建の願いを押しつぶす消費税増税など、憲法25条、生存権とは相いれません。デフレ経済の打開どころか、消費はますます落ち込むでしょう。消費の主役は圧倒的多数の一般庶民です。一世帯約102万円も落ち込んだ家計収入を増やす政策への転換こそ求められています。今、閉塞した政治状況の中で、憲法の問題が総選挙の争点になっていることはご承知のとおりであります。「憲法を暮らしに生かす」という垂れ幕を庁舎の正面に掲げ続け、平和と暮らしを守る先頭に立って7期28年、住民こそ主人

公を貫き、京都府知事を務めたのが蜷川虎三さんです。私はこれまで地方自治と憲法9条が危うくなったその時期、時期に、議会で必ずこの言葉を引用し論戦してきました。平和憲法の原点に立ち返り、憲法を脅かす論点を整理しながら若干質問いたします。

第1の論点は、平和と民主主義に照らして何が問題かということであります。「命がけで憲法を破る」、「日本は核武装の手順を検討すべきだ」と発言しているのは維新の会代表の石原慎太郎氏であり、憲法9条を「あんなもの」と言ってはばからない人物は、少なくとも私は政治家の資格を疑うものであります。中止に追い込まれましたが、大阪市の全職員を対象に「思想調査」を強行したのが代表代行の橋本徹大阪市長です。核兵器と原発は異なるにせよ、広島、長崎、そして福島が「被ばく」という共通の犠牲を被りました。平和憲法の歴史と基本的人権の理念に照らし、こうした言動は看過することができない重大な問題であるということでもあります。

第2の論点は、これまで憲法で許されないとしてきた歯止めを取り払い、「海外で戦争する国」に方向転換させようとする問題であります。憲法9条2項を変えて、「国防軍」を保持するとした憲法改正を目指すことを明記しました。自民党の元総裁である河野洋平氏は、「今の自民党は保守の中の右翼」と嘆きました。自民党は、「集団自衛権行使を明確化」することを政権公約にはっきり書き込んでおり、民主党、日本未来の党、日本維新の会も集団自衛権の行使を容認する姿勢を示していることはご承知のとおりであります。問題の本質は、過去の侵略戦争に無反省であることではないでしょうか。領土問題でも、尖閣諸島は、歴史的にも、国際法的にも日本固有の領土であることは明々白々であります。ところが、中国側の領有権主張に対し、「領土問題は存在しない」というのみで、堂々と外交交渉ができない。国連の場で中国から「日本が戦争で略奪したもの」といわれて、それに対して反論もできない。情けないということになるのだと私は思います。なぜそうなるのか。過去の侵略戦争という歴史に正面から向きあおうとしない弱点を抱えているからであります。領土問題にかこつけて憲法を改正し、ことさら「軍事」、武力に構えようとする野望は時代逆行であります。道理に基づく冷静な平和外交こそ憲法の神髄であり、戦争する国への道を退け、憲法9条の大道を歩む。それこそがこれからの新しい時代の本流であると思うものであります。

原発の避難生活がいつまで続くのか。町民は、避難生活という異常事態のまっただ中にあり、今、最も緊急かつ不可欠なのは、憲法13条の幸福追求権、25条の生存権、29条の財産権の保障であります。

それは、恒久平和と一体不可分のものであると思います。その擁護と保障のあるべき姿について、町長の認識と見解をお示しいただきたいと思います。

去る12月17日、我々産業建設常任委員会は、浪江町商工会理事会と意見交換をしました。ある方は、在庫食品3,000万円の賠償が1円もなされていない。仕入れ先には支払った。請求をしているが、いまだに東電は賠償に応じていないなど、遅れている賠償の実態と再開した事業の苦難を話されました。「賠償の指針」を盾にするというなら、これは迅速な賠償どころか事業再開と生活再建の「障害物」でしかありません。財物賠償が国や東電の都合で先延ばしすることなど許されるものではないと考えます。生業を破壊したのは国と東電であります。我々は、原子力損害の完全賠償を求めてきました。全面賠償と加害者責任のあり方についてどのような改善を求め、どのような回答が来て、どのように実行されたのかお答えください。

以下具体項目についても、幾つか質問いたします。1つ、総括基準と東電賠償の実態を比較し、その公表を求めるべきであります。2つ、今ほども議論されましたけれども、登記、未登記、有効活用資産など、不動産賠償請求の仕組みづくりの現状はどうなっているか。3つ、3月1日以降、50万円までは収入認定しないといういわゆる「特別な努力」の適用期日の見直しについて。4つ、未請求者の実態と時効消滅見直しについて、町の取り組みと、これに対する県、国、東電の対応と見解についてお答えください。

ようやく県営災害公営住宅500戸の建設場所が決まったようです。浪江町の分は1戸も入っておりません。町の復興計画では町外コミュニティを平成26年3月末まで整備し、災害公営住宅に入居開始という計画になっております。要するに、仮の町整備計画と一体的に進めるということであります。町外コミュニティは、分散型で3カ所程度というのが10月の臨時議会での町長答弁でもあります。町の計画と受け入れ自治体とのさまざまな調整や、町民の入居需要や居住先希望調査、事業化するための県や国との協議など、たくさんのハードルがあるのではないかと思います。しかし、仮設住宅の現状は、「追加工事で内貼り断熱工事をしたものの、カビにふたをしたも同然で、この冬でもカビが消えない。全戸に外貼り断熱をしてもらいたい。」「かびた畳を入れ替えしてもらいたい。」「ベニヤで作った入りの踏み台が腐って危ない。」「掃き出しの縁台に手すりがなくお年寄りが転倒した。」「何よりもプライバシーがない。」などなど、劣悪な仮設住宅での生活は限界点に達しております。したがって、人間としての住まいを実感できる住環境の整備は待ったな

しであります。復興住宅の整備は喫緊の課題であるとの認識をお持ちでしょうかお答えください。

その上で、町民が生活する県内の仮設住宅入居の現状は、入居戸数2,210戸、約35%。入居人数4,600人、約33%で、借り上げを含む特例住宅入居戸数は4,100戸で65%。入居人数約9,500人、67%という現況にあることは承知のとおりであります。仕事や子供の教育、家族としての将来、また早期財物賠償を求め、新天地での再出発を計画する人などさまざまなことが予想されます。不確定要素が山ほどあるにせよ、復興住宅の早期建設は生活再建の必要絶対条件になります。桑折町では浪江町用として、災害公営住宅の配置計画を検討しているとも聞いております。復興住宅に関する進捗状況、現状の問題、今後の対応についてお答えください。

次は除染であります。復興に向けての第一歩になるかと思いますが、去る11月22日の福島民報紙によれば、環境省は浪江町の年間積算線量50ミリシーベルト以下の3つのエリアを平成25年度末までに、したがって平成26年3月31日までに除染を完了させるという実施計画を公表したという報道がありました。ということは、町民説明会でも環境省はこのことについて「町と協議を進めている」ということでしたから、それは町も了解したということによろしいのか。とすれば、仮置き場や仮設焼却炉の設置整備をどうするのか。それらを含む関係者への説明、権利者への同意、これまで議会として求めてきた土壌、水質の詳細調査は実施されたのか。お答えいただきたいと思います。また、除染技術の検証と、年間積算線量1ミリシーベルト以下の結果目標は確認されたのか。除染作業の受け皿はどのようなのかお答えいただきたい。

次は、町外コミュニティの整備と学校再開の計画についてであります。まず現状についてお尋ねいたします。子供たちの県内県外避難の現状は、11月1日現在、県内976人、県外は685人、これは小中学生の分であります。このような現状から、教育委員会として町外コミュニティの形成と、整備拡充による学校再開について、どのように検討されているのかお答えください。

町長にお尋ねいたします。町外コミュニティの整備には、学校再開を視野に入れているのか。それとも原発災害という異質の危険に鑑みて、避難先で子供を教育する自由と権利を保障するという立場で対応するのか。見解をお示してください。

さらに、教育長と町長におただしいたします。こうした問題について損なってはいけない基本的問題、その認識は、主体は子供であり、共に生きる保護者であるということでもあります。子供たちは復

興の宝であります。どこにしようと子供たちの安全を守り、育て、学ぶ権利の保障とその責任があるということではないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次は、復興予算の流用問題であります。ベニヤ板一枚の床で仮設暮らしを強いられているなど、非人間的な生活を余儀なくされている被災者にとっては、復興予算の流用など「怒りを乗り越し、あきれて言葉もない」ということであります。復興予算は2015年度末まで政府は19兆円を支出するとしています。うち10.5兆円は来年1月から25年間、所得税に税額の2.1%、住民税では年間1,000円を上乗せし、2014年6月から向こう10年間増税されるわけであります。もちろん被災地も例外ではありません。浪江町での条例改正も行われました。明らかにされた復興予算の流用には、「反捕鯨団体による妨害活動対策に23億円」、「被災地と関係ない税務署耐震化に12億円」「霞が関庁4号館耐震改修に14億円」、震災復興の「企業立地事業補助金」で雇用創出とおもいきや、電機大手リストラ企業にも補助金を支出する。まさに踏んだり蹴ったりとはこのことであります。また、内部告発で明らかにされた文部科学省の空出張にも復興予算が流用されるなど、なんでもあり。被災地復興とは関係のない予算のバラマキ流用が行われております。予算流用の第一の責任は政府にあることは明らかであります。その根本には昨年6月に復興基本法が、民主・自民・公明3党の談合で当初の法案にあった「被災地域の復興」、すなわち被災地限定を取り払い、「東日本大震災からの復興と日本の再生」と書き換え、これを拡大解釈できるようにしてしまったからであります。復興予算と無関係な支出の危険を指摘し、日本共産党はこれに反対しました。どうあるべきなのか。これから進むであろう自治体の災害復旧復興予算の全面確保は当然であります。同時に、住民あつての自治体であると思います。これまで経験したことのない異質な原発被害からの復興支援は、住民支援は、新たな視点が求められているということでもあります。商工会との意見交換会で問題提起されたように、民間の事業再開の極めて厳しい現状、生活再建のための住宅、商店、工場、あるいは医療施設など、個人財産でもその形成にも公的支援をする、再建を支えるということが求められているのではないのでしょうか。我々は、日本の災害史上でも特別な被害を受けました。そこから脱出するためには、これまでの法律や制度では、間尺に合いません。生業と生活再建を一体のものにした公的支援が必要であるということでもあります。復興予算に対する認識と、必要な公的支援を行うべきことを復興の基本原則にすべきであるとの姿勢、中身で国や県にそれを求

めていくか。その対応について、町長に明快な答弁を求めるものであります。

医療、健康、介護の問題であります。

10月の臨時議会で、不透明な県民健康管理検討委員会の委員の構成と正常な運営を求める立場から、被災現場から委員を送るべきではないか。県に要請するよう町長に求めました。その経過と結果についてお答えください。

甲状腺検査と被ばく医療についてであります。県の甲状腺一次検査で「C判定」（ただちに2次検査が必要）が1名出ました。浪江町では、県の検査の空白1年を埋めるため、独自に甲状腺検査を継続して実施していることは極めて重要なことであります。2巡目の検査は、私が資料提供を求めて明らかになった9月28日現在、18歳以下の受検者382名中、A2判定（5ミリ以下の結節か2センチ以下の嚢胞がある）134名（31.5%）、B判定4名（0.01%）、これはA2判定以上のしこりか嚢胞がある人であります。残りが何もないA1判定という結果だそうです。問題は、昨年と比較しての結果分析はどのように行われているのか。「軽度の異常」に対する健康管理はどのようにチェックされているのか。さらにB判定とされた人の2次検査の対応と長期検診の継続についてどうなされているのかお答えください。

低線量被ばくと白血病の発症についてであります。世界保健機関（WHO）は浪江町と飯舘村の乳児が、原発事故によるがんや白血病について、「実際の発症数が統計学的に見て有意に増加する可能性は、乳児以外の子供や大人を含めて低い。」とする報告書素案についての報道がありました。11月26日、福島民報紙であります。ここで示されている「乳児」の発症の危険性についてWHOではどのように予測されているのか。もし、知り得ておりましたらお答えください。

また、チェルノブイリ原発事故の収束作業員の低線量被曝と白血病について、追跡調査をしてきたアメリカ国立がん研究所や米カリフォルニア大サンフランシスコ校の追跡チームの発表がありました。福島原発事故による影響も心配されます。被ばく医療と医療無料継続が求められているゆえんであります。その対応についてお答えください。

介護利用サービスが、浪江町で3.1倍になるなど発災以降、急増しております。長期化する避難生活の取り組みの現状と、介護度別認定者数の動向について、資料をもってお答えをお示しください。

問題は、ホームヘルパーが行う調理や洗濯を行う訪問介護の生活

援助が、4月の介護報酬改定で時間短縮されたことであります。この問題は、政府、厚生労働省が介護給付の削減をねらって強行したものであるものです。今ほどご指摘したように、長期化する避難生活の中で、これまでの生活サイクルが激変し、閉じこもりや運動不足などによる健康悪化の要因が増えたことによるものだと考えられます。現実には介護利用の必要が増えているのに削減される。ますます健康が悪化するという悪循環が続いております。これまでの生活援助は「60分程度」と「90分程度」の2区分です。ところが4月の報酬改定で、それぞれ「20分から45分程度」と、「60分から70分程度」に短縮されました。短縮された時間を埋め、生活援助を必要とする「軽度者」への支援を4月以降に戻すことが絶対必要であります。それが緊急にできないとするならば、町独自に横出しサービスで生活援助などの補充ができないかお答えください。

原子力行政と区域再編、住民の安全の問題であります7日夕方、震度5弱、マグニチュード推定7.3の地震がありました。私はお店で買い物中でしたが、店員に促されて外に出ました。誰もが「原発は大丈夫か」と不安になりました。正直私は恐怖を覚えました。応急の収束作業もろくろくできない中で、野田総理が昨年12月16日、「冷温停止状態になり原発事故は収束した。」と宣言して間もなく1年になります。線量バッチに鉛をかぶせたり、処分もできないまま増え続ける高汚染水、ロボットしか入れない建屋床面の高線量、気が遠くなるような廃炉工程、ほぼ満杯の核燃料貯蔵施設、放射能に汚染された我が故郷、今なお16万人もの原発避難者、安全に管理することのできない原発の危険の現実、原発行政の破綻そのものであり、原発は即ゼロが、責任ある現実的な判断であると思います。正直、原発の危険を一番厳しく指摘したのは、政党としては我々日本共産党であります。原発立地町である富岡町の遠藤町長は「今回の事故は人災です。国と事業者の責任は極めて重い。原発はゼロにしなければならぬ。今年の夏も原発ゼロで乗り切ったし、それは可能ではないでしょうか。」と発言されております。葛尾村の松本村長は、「人間の命の大切さを考えれば、日本がどういうエネルギーを使っていくか、答えはおのずからはっきりしていると思います。」と発言。改めて町長に原発の危険と即原発ゼロについての見解を問うものであります。お答えください。

最後に、区域再編と住民の安全、原子力防災についてお尋ねいたします。区域再編については、12月21日から始まる旧町村単位での説明会など、最後の調整に入ったと受け止めております。当初の区域再編の線引きと変わるところが出てきているのか。変えなければ

ならない地域があるのか。あるとすればその地域。その背景についてお答えください。

問題は、これまでの経過で明らかなように、町民の安全と命、町民の財産を守ってゆくためには国任せではだめだということであり、区域再編と一律賠償について、ここでも議論されましたけれども、改めてこのことについて国の態度が明確になったのか。折衝の到達点を明らかにしていただきたい。

区域再編後の住民の安全対策について、通過交通の検問体制、防犯、防災消防の体制、緊急医療体制、通信網の整備、し尿とごみ処理の体制など万全を期すべきであります。3つ目の緊急医療体制を除いては今ほども議論になりました。取り分け重大視すべきは、原子力防災であります。破壊された原発の再度の過酷事故発生の危険であります。原子力規制委員会は、新たな原子力防災計画の検討に着手はしました。福島県の原子力防災計画も見直しすると言われております。しかしこれからであります。現状での情報伝達、避難場所と避難方法、防護対策、ヨウ素剤の確保と配備、配布、服用の判断など、あつてはならない今回の事故の教訓を120%生かせる防災対策本部の機能と実行体制についてどのように検討され、実現に向けた取り組みをなされているのか。その答弁を求めて1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

12月16日執行される衆議院議員総選挙に向けて、各党ともさまざまな政権公約を掲げております。議員ご指摘の自民党も政権公約中の「憲法改正により自衛隊を国防軍として位置付ける。」ことについてであります。外交・安全保障の問題については、議員ご承知のように沖縄県尖閣諸島や島根県竹島を巡る領有権問題が加熱したように、ほんの些細な行動でも国民生活に緊迫感をもたらすこととなります。

したがって、この問題については、現在、選挙期間中でありますので是非については答弁を控えさせていただきたいと思いますが、私の考え方として述べさせていただけば、この9条、いわゆる戦争の放棄の条文です。その条文の目的を達成するためにこの2項がありまして、いわゆる陸、海、空軍の戦力は保持しない。いわゆる交戦権を認めていない条文。したがって、私は専守防衛に徹するというのが自衛隊の役目であると考えております。そういう意味で、憲法改正を明記した、9条2項の国防軍については、私個人としては賛成できないということを言明したいと思っています。

それから2番目の憲法9条、13条、25条、29条の擁護と保障について問うということでもありますけれども、日本国の憲法では、「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とされているわけです。9条についても、私達と私達の子孫の安全のために、いろいろとこれから国政においてオープンな議論がされると思いますけれども、これはいろいろな意味から議論をしていただきたいと考えております。

次に、憲法13条、25条、29条です。すなわち13条の幸福追求権、私どもは何一つ心配や不安のない恵まれた生活を追い求めるというのが権利としてあるんです。ですから例えば、この権利を回復していかなくてはならないと思います。さらに25条の人間らしく健康で文化的な生活を営むという生存権もやはり原発事故で崩壊されてしまいました。その権利を回復していかなくてはならないと考えています。さらには、我々の先祖伝来の財産というものの、あるいは自分たちが築いてきた財産というものをやっぱり貴重なものを守るという財産権の侵害はこれを侵してはならないということなんです。そういう財産権の権利回復もこの原発事故から回復していかなくてはならないと私は思っています。

したがって、現在我々生活再建もままならないまま、きょうで1年9カ月の月日が流れました。今なお避難生活を余儀なくされており、心身とも疲労している状況であります。したがって、今申し上げた13条、25条、29条の損害賠償あるいは除染、そして医療保障、健康管理、その問題をきっちりと私ども町としてはやっていかなければならないと考えておりまして、この権利の回復について、強く町は国、東京電力に要請をしてまいる所存であります。

それから、最後の質問で、原発の危険と、原発ゼロの見解についてでありますけれども、やはりこれは福島原発の事故の検証がまだされていないんです、はっきり申し上げて。それから原因究明もされていないんです。そういう状況の中で、いわゆる原発を再起動したり、あるいは新設を、再建設と言うんですかそういうものをしてみたり、これはとんでもない話で、やっぱり検証と原因究明をきちんとやって、それで原発はどうなんだということを論議するのが筋ではないかと考えています。もうこれだけ私ども被害を被って、もう原発はいらないという状況だと。私ども、浪江町民はすべての方が思っていると思います。そういう状況の中で、やっぱりこれから原発の代替エネルギーとして再生可能なエネルギーを導入してエネルギーを確保していったらどうだと私は思っています。

したがって、議員おただしのとおり、原発ゼロに向けてこれからエネルギー政策を考えていかななくてはならないという認識に立っております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 全面賠償と加害者責任の問題から答えさせていただきます。まず10月25日付けで、東京電力に対して迅速な賠償の支払い、和解仲介案の尊重、誠実な要望への対応等、公平公正な賠償を求める等も含めた10項目の要求を出しております。11月に回答を得ておりますが、適切な解決に向けて努力しますなどの抽象的な回答が非常に多ございまして、ADRの和解仲介に対する公平、公正な賠償についても、本賠償の適用については、類型化した上で基準化するように検討するというような回答でございまして、非常に全体的に釣り合う回答とは我々認めておりません。ということで、引き続き現在も細かい点について、再度質問を重ねながら協議を進めているところでございます。

次に、総括基準と実態の公表ということでございますが、これについても町としては公表を求めているところでございますが、個別の和解事例についての調査については、個人情報ということから公表しておりませんが、総括基準との比較が非常にそれではできないということで、我々にとってはそれを一つの例示として町民の方に提示したいということから、全面賠償に向けて引き続きその情報公開をADRに対しても求めているところでございます。

次に、不動産賠償の仕組みづくりの状況でございますが、これにつきましては先ほどもちょっと触れましたが、平成22年度の固定資産税台帳登録事項証明書を町民税務課のほうで送付をさせていただく予定に現在進めている状況でございます。その後、区域再編がある程度終了した時点で、東京電力から財物賠償に係る請求準備の案内というものが送付されるように聞いております。これが届いてそれがある程度確認した上で、引き続き本賠償の請求書が届くという形になると思います。これについては、先日の説明会でも出しましたが、住宅、それから宅地について別な形になっています。ただ、農地、山林については、まだ詳細な点がまとまっておりません。ただ、これについても今後いろんな点で我々確認して、双葉郡の8カ町村の副町村長で組織します事務レベル会議の中でこの辺を詰めることになっております。

それから「特別な努力」の適用期日の見直しにつきましても、電力、それから資源エネルギー庁の方には我々の方から申し入れをしておりますが、現在のところでは議員おただしのように平成24年3

月1日以降の適用しか認めていないという状況でございますので、これについても引き続き見直しを求めていくという考えでございます。

次に、未請求者の実態と時効消滅の見直しということでございますが、まず未請求者の実態ですが12月3日現在、2,311件でございます。現在、この未請求者の調査のために国と町と電力、それぞれの情報の共有を図り、請求漏れがないようにするためにその協議を進めておりまして、まず国が中に入りまして電力のほうにその辺の情報を求め、そして町の方で持っている住民基本台帳とあわせながらその辺をどんどん削っていく形に進めていくことで協議中でございます。

また、時効については、国のほうから関係省庁で法制化について検討するという回答を得ております。東京電力に対しましても、その援用をしないように求めて、請求の機会を失うことがないように、適切に対処する旨の回答を得ております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは続きまして、復興計画について、町外コミュニティと災害復興公営住宅の進捗状況と現状の課題などについてお答え申し上げます。

避難生活が長期化する中で、仮設住宅の住環境の劣悪化と復興公営住宅の整備は、喫緊の課題であると考えているところであります。町外コミュニティの進捗状況でございますが、長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会が設置されまして、課題の洗い出し、整理、検討を行っている段階でありまして、協議は受け入れ先自治体によって課題も異なっておりますので、受け入れ自治体にあわせた議論の進め方も必要となっており、復興庁、福島県を主体とした会議を中心に議論を進めております。

現状の問題でございますが、税等の負担の問題、長期避難に伴う住民票の扱いの問題、家賃の問題などがあります。

税等の負担でございますが、受け入れ先自治体及びその住民に負担感が生じないような財源の措置が必要でありまして、協議会の中で検討が進められております。

住民票の関係でございますが、国では届出避難場所証明書についての検討が進められているところであります。

また、家賃につきましては軽減措置はございますが、基本的には有償とされております。当町におきましては、避難指示が継続されている状況でありまして、仮設住宅、借上げ住宅の災害救助法の延長との関係もありますので、これらとの不公平感が生じないよう、

国に働きかけているところであります。

このほかにも問題といたしましては、災害公営住宅の整備戸数、仕様、付属施設、さらには受け入れ自治体の都市計画、復興計画などのまちづくり方針との調整など多くの課題があり、協議を進めていく状況でございます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） まず除染のあり方についてのご質問にお答え申し上げます。まず、除染実施計画を町も了解したのかについてでございますけれども、これまで町では一貫して年間1ミリシーベルト以下を目標に除染することを環境省に訴えてきたところであります。再三にわたり協議を重ねてまいったところでございます。環境省は、ようやく町の訴えに、長期目標を1ミリシーベルトとしたことから、町は了解し、去る11月21日に環境省が計画を公表したところでございます。

次に、3つのエリアの除染実施計画についてでございますけれども、平成24年度、平成25年度は概ね年間積算線量50ミリシーベルト以下となる地域のうち、いわゆる住宅地、それから道路、農地及びこれらの近隣の森林等の除染を優先的に実施し、概ね年間積算線量50ミリシーベルト超となる地域につきましては、除染モデル実証事業を実施し、除染の方法等を検討するとしているところでございます。

それから、仮置き場の設置についてでございますけれども、環境省は除染で発生した除去物の仮置き場については、各行政区単位で設置する方向で現在検討中でございます。また、十分な面積が確保できない行政区につきましては、他の行政区と調整し、仮置き場を設置したい考えでございます。仮置き場が決まった地区より、土地、家屋の権利者の同意を得て国直轄による本格除染を行ってまいります。

次に、仮設焼却炉の整備についてでございますけれども、浪江町内で発生する除染廃棄物や災害廃棄物等の量は膨大でございます。これらの廃棄物の減容化のため、仮設焼却炉を含めたいわゆる仮設処理施設の確保が必要でございます。仮設焼却炉を設置し焼却を開始するには用地確保後、少なくとも10カ月程度を要するため、できるだけ早く環境省が主体となり、関係住民の皆様のご理解を得て建設用地を決定することが非常に重要であると考えております。

次に、土壌、水等の詳細調査についてでございますけれども、土壌の詳細調査につきましては、農林水産省において農地、土壌の放射性物質濃度分布図を、また環境省においては公共用水域における

放射性物質モニタリングの測定結果及び河川、湖沼及び海域における放射性セシウムの状況並びに地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果を公表しているところでございます。

次に、除染技術の検証と1ミリシーベルトの結果目標についてでございますけれども、除染技術の検証につきましては、効果の実証された除染方法を標準的な方法として示すため、環境省において平成23年度末に除染モデル実証事業を実施したところでございます。その最終報告につきましては、平成24年6月29日に公表したところであります。建物、道路等における汚染の傾向や実施された比率の検証等を行っております。今後、環境省は、概ね50ミリシーベルト超となる地域において、除染技術の確立や作業員の安全性確保のための除染モデル実証事業を早期に実施いたしまして、その成果等を踏まえて除染の方法を検討することとしているところでございます。

次に、除染作業の受け皿についてでございますけれども、環境省では地元組織の状況を十分に勘案しつつ、一般競争入札も考えております。その中で地元雇用に配慮することとしております。今後とも引き続き地元の雇用確保について、町として要望してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 町外コミュニティの整備と学校再開計画の検討状況についてのお尋ねにお答えいたします。浪江町立小中学校に関することにつきましては、校長会と連携して対処しており、特に学校の再開につきましては、校長とともに学校再開準備会を立ち上げ検討を重ねております。これまで、ほぼ毎月開催してきました準備会では、復興に向けた町の動きに注目しながら、さまざまな状況を想定した上で、町外コミュニティへの対応のことも含めました課題について検討しておりますが、先行きが不透明であることから、具体的な取りまとめには至っておりません。

教育委員会といたしましては、いまだ再開できていない学校につきましては常に再開の可能性を求めていきたいと考えております。町外コミュニティは、その規模や分散型あるいは集約型の形態によって備える機能が異なり、状況によっては学校再開の可能性も高まるのではないかと期待する側面もございますので、今後の推移を注意深く見守りながら、浪江町の子供達と浪江町教育復興との両面から適切に判断して対処してまいりたいと考えてございます。

また、子供達は復興の宝であり、子供達がどこにしようと、その安全を守り、育て、学ぶ権利は保障されるべきで、その責任は私ど

もにあるといったご指摘につきましては、私も同様に考えてございます。これまでもそのような考えに基づいて対処してきたつもりではございますが、状況が一層厳しさを増す今後におきましても同様に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 復興予算の流用について、認識対応等にお答えいたします。2011、2012年度の復興予算が、被災地と関係の薄い事業に流用されている問題で、11府省35事業168億円が執行停止となり、平成13年度以降は、被災地の復興と被災者の生活再建のために限ることを厳格にすることが、11月27日の復興推進会議で正式決定をされました。国の復興予算においては当町においても、財政面においても、今後復興関連予算の必要性がますます大きくなってくるとおられます。被災地再建の目的とかけ離れた事業に当てられたことにつきましては、これは国民の理解を到底得れるものではなく、非常に残念な結果と考えております。浪江町としても被災地の実情にあった事業、被災地直結した予算確保ができるよう要望していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 答弁の前に、資料配付をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため、暫時休議いたします。

（午後 3時20分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時21分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは医療、健康、介護についてご答弁申し上げます。

はじめに、県民健康管理検討委員会の追加の経過と結果についてでございます。県民健康管理調査検討委員会の会の運営状況を明らかにするために行われた県民健康管理調査検討委員会運営に係る調査委員会の調査報告書が11月15日に訂正されました。内容は、11月6日の報告書で「なし」としていた第2回検討委員会に係るシナリオの存在が、担当職員の事務作業用の個人簿冊において確認されたためでございます。このようなことが一度ならずも二度も起こったことについて、県の県民健康管理調査に対する認識を疑わざるを得

ないものでございます。このことがないよう、町では検討委員会の委員に双葉郡内の有識者を加えるよう県に強く求めてまいりました。その結果、11月18日に行われました第9回福島県県民健康管理調査検討委員会会議から、双葉郡医師会長の井坂医師が新たに加わり、今後は正常な県民健康管理調査検討委員会の会議運営が図られるものと考えております。

次に、甲状腺検査と被ばく医療でございます。結果をどのように分析、検討しているかについてお答え申し上げます。県並びに町が実施いたしました18歳以下に対する甲状腺検査につきましては、11月末現在、延べ3,608名の検査を実施し、うち1,180名、約32%の方がA2判定以上でございました。12月1日の朝日新聞によりますと、東京の病院でことし8月までに甲状腺の超音波検査を受けた15歳以下の子供、約3,000人のうち約36%に嚢胞が見つかったという新聞報道がございました。その結果、当町での検査結果と差異がないことから、当町の子供の嚢胞について、現在のところ放射線の影響は考えにくいだろうということが考えられます。しかしながら、チェルノブイリ事故の知見から、甲状腺に事故による放射線の影響が出てくるのは4年から5年とされていることから、県に対しA2判定であっても、二次検査をするよう要望書を今月初めに提出してまいりました。さらにB判定につきましては、今現在二次検査を実施しているところでございます。今後につきましても、甲状腺検査の継続実施、さらには染色体の検査も実施しながら、町民の方々の健康管理に努めてまいります。

次に、低線量被ばく白血病の発症についてでございます。WHOでの予測についてのご質問にお答え申し上げます。低線量被ばくが原因とした乳児の白血病発症の危険性について、今のところWHOからの報告はございません。さらに疫学研究結果からもはっきりとはわからないのが現状でございます。

また、被ばく医療と医療費無料化の継続でございますが、浪江町町民すべてにおいて、放射線被ばくというリスクを抱えており、白血病に対する検査体制は整えていく必要があると考えております。現在、町では県民健康管理調査による検診項目と同様に、血液検査の項目に白血球数及び白血球分画を加えており、検査の強化に努めているところでございます。また、医療費無料化の継続は当然でありまして、恒久的継続をさらに国に強く求めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

続きまして、今、資料をお手元にお配りしました介護保険のサービスについてでございますが、その資料のとおりでございます。

認定者数は平成23年3月と、平成24年の認定者数を比較しますと、要介護1、2、3。それから要支援1、2すべてにおいて増えているような状況でございます。要介護4が3名の減、要介護5が31名の減なのでございますが、この方々は死亡されているということでございます。合計しますと393名の方々が認定されておまして、非常に震災前と比較しますと増加になっておる現状でございます。

それを踏まえまして、震災以降の介護利用の実態と避難生活の取り組み状況と介護についてお答え申し上げます。震災時と比較しますと要介護、要支援認定者1,304名、393名の増になっております。居宅介護サービス受給者676名、196名が昨年度から比較しますと増えております。地域密着サービス受給者についても44名でございますので18名の増、それから施設介護サービス受給者276名、66名の増といずれも増加しております。また、避難生活に対する取り組みとして社協生活相談員の訪問、保健師・看護師の定期的な訪問、さらに避難自治体の社協職員の訪問等の協力をいただきながら、訪問情報をもとに各地域の要援護者を早期に把握するとともに、そのたびに対応するために地域包括支援センターを中心に、介護業務にただいま取り組んでいるところでございます。

次に、生活援助についてお答え申し上げます。国では、生活支援時間区分について、ニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しを行いました。この見直しに関し、すべてのサービスを利用時間の短縮で提供しなければならないような誤解をされている面が相当ございます。見直し後においても、適切なアセスメント並びにケアマネジメントに基づき、従前のサービスを実施することは可能となっております。

したがって、それを補うための町独自の横出しサービスについては、現在のところは考えてはございません。しかしながら、要介護、要支援が増えている現状から、特に介護予防事業を積極的に推進し、長期化する避難生活支援事業の見直しを図りながら、関係機関との連携をさらに密にして実施体制強化に努めてまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問の中の5番の原子力行政についての（2）区域再編と住民の安全、原子力防災の点について、ご質問にお答え申し上げます。

まず、区域再編につきましては、これまで町議会全員協議会、さらには町行政区長会で町の3区域への見直し案を説明したところでございます。現在まで、町の再編案に係る一部見直し等の要望がご

ございますけれども、今後予定されております住民説明会における意見、要望等をさらにまとめて国との協議を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

それから議員おただしの、区域再編後の住民の安全対策についてでございますけれども、現在、町政策調整会議管理会を設置いたしまして、町内で意見を出し合い、課題の抽出とそれに対する対応、方策について検討しておるところでございます。

それから、原子力防災についてでございますけれども、馬場議員のご指摘のとおり、今回の事故だけでなく、地震、津波の被害を教訓とした町の防災体制を整備していかなければならないと考えておるところでございます。現在、福島県では、平成24年10月31日に、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、福島県地域防災計画の原子力災害対策編について修正しているところであります。その協議の場であります防災会議原子力部会で、浪江町長が部会委員として参画しているところでございます。この協議を経て県は、11月21日に災害発生時の初動対応の見直し案を示してございます。今後、原子力規制委員会の原子力災害対策指針の検討状況により、県の計画の見直しも進めると思われます。

町といたしましても、地震、津波、原子力の複合災害の被災自治体として数々の教訓を生かした防災体制、対策を整備していきたいと考えおるところでございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 3時33分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時33分）

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 区域見直しと賠償のお話でございますが、先ほど町長からの答弁がありましたが、あくまでも町としては全面賠償ということで考えておりますので、区域見直しにかかわらず全面賠償を求めていくということで考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 政治姿勢の問題では、基本的には憲法9条、それから13条、25条、29条については、当然保障されてしかるべきだと。なお、私見という断りがありましたが、軍隊を持つということは今の憲法では認められていないと、賛成できないという立

場が明確になったと思います。政局の問題ではありますが、基本的な政治姿勢については明確になったということで、この点については了解いたします。

それから賠償の問題ですけれども、依然として国や東京電力ペースで事が進んでいるというふうに判断せざるを得ないわけですが、ADRの問題についても、これを類型化してこれか公表することを検討する。極めて私は無責任だと思うんです。この前、議会と東電と意見交換した際に、町民説明会で出された課題ごとの問題でやったわけですけれども、そのとき東電はADRの申し立て件数は4,500。成立しているのは1,500件だという回答をしていました。まだ、3割ですから遅れているということが大問題。その上で、明らかになった分について整理をすると。加害者がどういう賠償したかということ公表すると。こちらの要望に対して明示するということは当然だと思う。町長、言葉は悪いけれど、やっぱり国も東電もなめているんだ我々被災者を。したがって、被災8町村の問題でもあるけれども、県の協議会を通じて、これはこういうことではまかりならんと、納得できないと。文字通り誠意ある迅速な賠償を示してもらいたいということで、全面賠償を求めてきた立場から総括基準表、比較表についても期日をきって提示させる必要がある。これは町としても県の協議会に求める必要があると思います。浪江町も協議会のメンバーに入っていると思うのですけれども、どういう対応をされるかお答えください。

一つ一つやっていくときりがないんですけども、「特別の努力」の問題についても、極めて被災者を馬鹿にしたやり方ですよ。詳しいことは言いませんけれども。賠償するほうでその働いていた分については、あなた方の「特別努力」だという認識ですから。この前、東電に対しても申し上げたのですけれども、あなたにそういうことを言われる立場にないと。「特別の努力」という表現自体が問題なんだという指摘もしましたけれども。さらに具体的には、今年の3月言ってからだと、それ以前の分については賠償から差し引くというわけでしょう。金額は前は30万円だったかな。ということだから、これはやっぱり発災以前に遡って適用させると。これも絶対認めさせていく必要がある。そのことについて、踏み込んだやりとりをしてきているかどうかということです。お答えください。

それから、未請求者が12月3日現在で2,311件、総件数、請求対象件数が何件なのか。それによって割合が出てきますから。この前、東京電力が発表したところによれば、未請求者は全体の2割程度だと言っていましたけれども、この未請求者の件数が全体の何割ぐら

いになるのかということと、当然のことながら国、東京電力とも協議を進めて、未請求者ゼロという取り組みもしていく必要があると思います。これも時効消滅については国からの回答で法的整備をするという回答があったということですから、それは一歩前進でありますけれども、未請求者の解消策についても特別な取り組みをする必要があると。いつから把握されたか。今の答弁は12月3日現在ですけれども、仮に3カ月前と比べても変わっていないということであれば、それこそ特別な取り組みが必要だと思います。

それから、賠償の問題で東電の姿勢に関わる問題だから、新聞情報だからご承知かとは思いますが、11月1日の民友新聞には東電の広瀬社長は、消滅時効について、はっきりした考え方は今の段階では示し得ないと言っていたんです。それが国から時効消滅について法的に整備をするという意見があったと。一方では、原子力損害賠償法には、東京電力の無限責任を定めた条項があるわけです。別な言い方をすれば、逆さまになって鼻血が出なくなるまで賠償するという強い責任があるということ。ところが、東電の同じく広瀬社長はこのことについて何を言っているかというと、東電としては無限責任では困るから、この法律を「早く見直してくれ。」と言っているんです。だから都合のいいところでは見直しを早期に求めると。都合の悪いところでは曖昧にするということを繰り返しているということですから、こちらもしっかり論立てをして、東電の姿勢を質していく必要がある。それが全面賠償の取り組みの基本的な姿勢であると思います。これは参考までに頭に入れておいてください。

それから、町外コミュニティの問題で2点。一つは質問でも申し上げました。先ほど前の質問者に対して、桑折町の取り組みの答弁がありました。私もちょっとは調べさせていただいて、かなり桑折町では具体的に進めているんですよ。それと、いわゆる分散型との関係で、浪江町が今まで発信してきたのは基本的には3カ所程度と。しかし、本宮市も、郡山市も、桑折町もということになってきているので、分散型の町外コミュニティの構想について、もっとやっばり町の考えを明確にする必要がある。これが一つ。

それから町長に対して、登壇で質問した分で回答がなかったのは、町として復興計画の中に学校再開をどのように位置づけているのか。教育委員会は教育委員会として、教育行政としてやるのはわかりますから、町として学校再開について、どういう位置付けをしているのかということです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 賠償の問題について、県の協議会。賠償に関しての県の協議会です。このことについては、やはり協議会として強く国、東電に要求はしているのですが、どうもやっぱりぱっとしたところがないというのが現状です。したがって、いろんな協議会の中には各界、各層、各団体が入っていますので、それと協調しながら、さらにまた強く要求してまいりたいと思っています。

それから「特別な努力」の件については、これは議員おたのしみとおり、震災、発災以前に遡及をして賠償支払いだというのは当然だと思っていますので、これについても強く東京電力に要請、要求してまいりたいと思っています。先日、東京電力が福島復興本社を楢葉町に置くということであいさつに社長が来ました。私は東京本社の広瀬社長、それから新たな本社の福島の社長になる石崎さん、この人は同格なんだろうと。東京本社あるいは福島の本社、区別ないんでしょうという話をしたんです。そしたら広瀬社長は遠慮して、私は東京で東京の仕事がある。いろんな仕事があるので、すべて復興に関する関係については、石崎社長のほうにお任せするという話でしたので、やっぱりこれは強く、そこに本社が置かれるということですから、これは強く要求していきたいと思っています。

それから、町外コミュニティの町として学校再開の問題について。これ非常に、やっぱり先ほど教育長も答弁いたしましたけれども、非常に難しい状況なんです。議員も最初から、震災からいろいろな事情を理解されていると思うんですけども、本当に私どもの児童生徒が県内でもばらばら、県外に行った方々もばらばら、だから学校そのものが成り立たないんです、はっきり申し上げて。ですからそれをどういうふうに再開していくか。これはコミュニティの集約型をすれば、ある程度再開できる目途はたつと思うのですが、ただ、今の児童生徒が果たして今帰っている通学しているところをまた転校するというような状況になるかということも、非常に現実的には大変難しいと思うんです。ただ、難しいんですけども、町を再生するためには、やっぱり学校の再開というのは必要だと思っていますので、何とかいろいろ父兄さんの方々、あるいは教育関係機関の方々と相談しながら話を詰めていきたいと思っていますけれども、非常におかれた状況というのは非常に厳しいということだけは再認識をひとつ議員にもご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） まず、先ほどお話しがありました時効消滅の法制化を検討するというございます、これについては11月20日に8カ町村プラス国、県を交えた事務レベル会議

がございました。そのときの質問に対して、11月30日付で資源エネルギー庁と原子力損害対応室からの回答でございます。

それから、未請求の分母になりますが、これは2万2,521人です。ですから先ほど2,311人になおしますと10.24%ということになります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは町外コミュニティについてお答え申し上げます。先ほど山崎議員のときのご質問にもお答えしましたが、町外コミュニティは、いわき市、南相馬市、二本松市に中核的な復興公営住宅による町外コミュニティの整備を進めるということでございます。ただ、桑折町の話もあったのですが、実際、桑折町では、独自で町営住宅の整備を進めておりまして、そこでの浪江町民の受け入れに本当に前向きに取り組んでいただいております。そういうこともございます。また、現在、仮設住宅が30カ所に分散していることもございまして、分散しすぎますと、管理や町民の絆の維持、行政サービスなどが大変でございます。そういう状況でございますので、町民のニーズを踏まえながら、できるだけまとまった規模での復興公営住宅というのがやはり基本かと思っております。ただ、先ほど町長も答弁したとおり、福島市など、そちらを希望する方もいる実態もございますので、そちらのほうも検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 先ほどの財物賠償問題について、課税台帳の送付をするということでしたけれども、いつ頃から発送することになるのか。それに対して、先ほど請求の準備の案内をすると。それからそれ以後、本賠償の通知が行われるということですが、それが日程的にどの辺で何が行われる。どこで本賠償になるかというものが具体的になっているのかどうかということが一つ。

それから何度か議論はしていますが、有効活用の資産に対していろいろあると思うんです。例えば農家の場合、数十万円をかけてビニールハウスをつくった。これは課税台帳には載っていないです。これも現場確認で、先ほどの質問でも東電と町の職員が現地に行って確認するという話もありましたけれども、そういういわゆる有効活用していた施設の賠償について、どういう検討がなされているのかお答えください。

それから、たくさん問題がありますけれども、先ほどから何度も災害対策課長答弁に立っております。端的にお尋ねいたします。

現在の業務分掌で、災害対策課はどこからどこまでの業務を担当しているのか。質問の意図はおわかりだと思っただけけれども、私はこれから本当に夜寝ても時間がない。これも変な言い方だけれども、寝る時間がないという意味ではないですよ。もっとひどいということ言いたい。それほどハードになってくるのではないか。したがって町長、課の体制をどうするかというのは行政の判断だと思いますけれども、このままでは職員がつぶれるということを私は心配している。だから、浪江町の復興復旧にあわせて業務態勢の見直しをする必要があるのではないかと。町長からお答えいただきたい。

それから、除染の問題で、環境省と協議をして確認したということですが、3つのエリアについて平成25年度末まで完了するという計画を公表した。この協議の中身については、町民説明会の資料に限るものではないと思うんです。先ほど課長答弁で、ようやく国は、環境省は1ミリシーベルトまでの確認を町との関係で確認したという答弁もありましたけれども、3つのエリアの除染実施計画の資料全体とは言わないけれども、基本的な除染計画の資料については議会にも示していただきたい。これは議会の対応ということになりますけれども、これはまず町のほうでそれを議会に示すという立場に立つことが大事であります。そういうふうにすべきだと思います。お答えください。

それから、仮置き場等についてはこれからということなので本当に大変だと思うのだけれども、一つ一つやっていく必要がある。その上で復興に取り組む場合、復興予算との関係で私は指摘をしたんだけれども、再開事業者が大変な苦勞をして3,000万円の賠償請求。その方は、在庫商品について3,000万円と言われていたから、それ以外の賠償請求もあるでしょう。相当な金額だと思います。なかなか賠償が進まないということなので、産業・賠償対策課長、再開事業者の現状についてどこまで把握されているか。

それと、質問原稿もきっちり提出して、登壇でも質問して、それでも答弁がなかったのであえて外したのではないかと思いますけれども、原発被災というのは、文字通り初めての経験で、賠償だけでは個人の生活再建も含めて容易でない。したがって、新たな公的支援、事業再開やあるいは個人の生活再建等についても、新たな公的支援が必要だということで、復興予算をそこに使うか、新たな法律を作るのかということになりますけれども、やっぱり生活再建、生業の再建のためには、新たな公的支援が必要だということを私は求めているんです。あまり詳しいことは話しませんが、商工理事会との話では、再開した事業所が閉鎖する、それはそのとおり

だと思っています。しかし、地域の復興再興を願ってやった結果、閉鎖せざるを得ないということでは、まったく惨めだと思うんですよ。完全に公的支援というわけにはいかないけれども、実態を踏まえて1時間で行くところ、3時間かかって品物を納めるというわけだから。車がすぐパーになるということも言っていましたので、実態を踏まえて新たな公的支援を検討すべきだ。これは町長だな、政治判断だから。そういう立場で復興を進めていくべきだと思います。

それから、地域再編の問題について、別な角度から質問いたします。3つのエリアの1つには、津島の一部も入るわけですが、いわゆる帰還困難区域ということで、閉鎖された状況になれば、津島なら津島、大堀なら大堀地区が消滅してしまうのではないかと。これは先ほどの休憩時間にも議員同士で議論になったんですけれど。そうなのは大変だと。区域再編あるいは除染との関係で、何らかの復興の手がかりを作っていく必要があるということです。5年間帰れない、6年間帰れない。6年経っても帰れない。すべて何もかも消滅してしまう。地域が消滅してしまうようになったのではまずいので、復興復興の手がかりを作っていく必要がある。担当課長として、あるいは除染担当の課長として、何らかの対策を考えているとすればお答えいただきたい。

それから、被ばく医療の無料、それから国民健康保険、介護保険の減免の継続でありますけれども、被ばく医療の無料化について、担当課長は広島県のほうにも行って、いろいろ被ばく医療について研究されてきているようです。国に対して、そのことは要望しているけれども明快な回答は出ていない。したがって、健康手帳を配布しただけでは私は有効活用がなかなか難しいのではないかと。その取り組みを行ってみれば、医者に行ったときに、何らかの形で記入するという方法でなければ、県の健康管理の確認表の提出と同じように、思い出せない、書けないということになる心配がありますので、被ばく医療の無料化。せっかく作った健康管理手帳の記録の方法について、今のままではこれは有効活用できない。改善する必要があると考えているかお答えください。

それから、WHOの話をしましたが、WHOの報告の素案では、乳児以外については被ばくの増加は今のところ考えられないと、あえて断り書きで言っているんです。したがって、今の段階で答えられないとすれば、WHOの報告について、もっと調査する必要がある。そうするかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 業務体制の見直しのおただしがございました。

確かに、ある課に過重な負担がかかっている。これは自然とそういうふうになってしまったのかという感じがしています。したがってそこを精査しながら、今後は過重にならないように、平均的に業務分担をしながら体制を見直ししていきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、公的支援の制度の必要性ですが、これはどのようなニーズがあるか。まずそれを探っていないと思うんです、担当課で。ですから、そのニーズを探って、そしてそのために生業を再開するためにどのようなものが必要なのか。そういうものをきちんと把握していく必要があると考えています。

したがって、それもニーズがどこにあるのか。どのようなものなのか。そういうものを検討しながら、支援制度ができれば作っていただきたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） まず固定資産税のいつ頃どうするかということでございますが、これについてはまだ時期というものははっきり確定してございませんので、区域見直しを待つということになるかと思えます。当然東京電力のほうも、あくまでもそれを待つということなので、日程についてはまだ詳細はわかりかねますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、有効活用施設ということでございますが、これは我々も何度か東京電力、それから国とやり合っております。やり合っているという言葉ちょっとおかしいんですが、向こうの考え方というのは、あくまでも建物という考えしかないようなので、そうではなくて、今議員おただしのように、いろんな建物がある。そういうものをどうみるのかということで、今そういうところを細かく詰めている状態でございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、健康管理手帳の点でございますけれども、いわゆる町のほうで健康管理手帳を2万1,000人の方々すべてにおいてお配りいたしました。

しかしながら、その活用というのが、まだまだ行き届いていないのが現状でございます。今仮設を中心に、うちの担当係が説明に回っているという状況になっております。その記入についても、これからの活用についてもということです。

それから、広島県に行つて来た件でございますけれども、広島ではその健康手帳並びに医療費の無料化についても、いろんなご意見を伺ってまいりました。やはり医療費の無料化というのは、町自治

体で訴訟を国に対して起こすというのは非常に難しいものがある。そういうことがあって、当然住民運動に向けなければならないと考えております。被爆者団体連絡協議会、こういったものを浪江町で、仮称でございますが、原発被害者連絡協議会みたいなものも立上げ、住民運動から考える、そういうものもどうなんだろうということも広島に行ってご相談を申し上げてまいりました。

それから、医療費の無料化についての件でございますが、国に対して今までの無料化については求めてまいります。それから県に対しても、町と一緒にあって、本来ならば県が先導しなければならない立場にあるということで、これまでも県のほうにはお話ししてまいりました。県も含めながら医療費の無料化に向けて、国に対して要望していきたいと考えております。

それから、WHOの調査でございますが、これについてはまだWHOからの結果については来てございません。しかしながら結果はどういうふうな中身だろうとか、そういうものを今後探ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 再々質問の中の町の除染の実施計画を議会の方にも示していただきたいということで、早急に計画書を議会の方にお示ししたいと考えております。

それから、地域再編に係る帰還困難区域の対応策ということでございますけれども、現在の一時立ち入りの関係でご答弁申し上げますけれども、現在の警戒区域の立ち入りと同様という形になるかと思えます。

それから、帰還困難区域についての除染の関係でございますけれども、平成25年度中にモデルの除染を行い、平成26年度以降に本格除染を開始する予定ですので、その地域が消滅しないように町として方策を求めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 以上で、20番、馬場績の一般質問を終わります。

なお、仮設の深刻な状況については登壇で申し上げたとおりです。全体の総点検をお願いして私の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で、20番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで延会いたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をよろしくお
願い申し上げます。

（午後 4時08分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 4 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- | | | | |
|-----|-----|-----------|--|
| 日程第 | 1 | 一般質問 | |
| 日程第 | 2 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算
(第 5 号)) |
| 日程第 | 3 | 議案第 7 1 号 | 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に
関する条例の一部改正について |
| 日程第 | 4 | 議案第 7 2 号 | 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正
について |
| 日程第 | 5 | 議案第 7 3 号 | 平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算 (第
6 号) |
| 日程第 | 6 | 議案第 7 4 号 | 平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 | 7 | 議案第 7 5 号 | 平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 | 8 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 4 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 | 9 | 報告第 7 号 | 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告に
ついて |
| 日程第 | 1 0 | 報告第 8 号 | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営
状況報告について |

出席議員（１９名）

１番	愛 澤 格 君	２番	山 崎 博 文 君
３番	山 本 幸一郎 君	４番	吉 田 数 博 君
５番	若 月 芳 則 君	６番	横 山 精 一 君
８番	泉 田 重 章 君	９番	橋 爪 光 雄 君
１０番	田 尻 良 作 君	１１番	渡 部 貞 信 君
１２番	鈴 木 辰 行 君	１３番	佐 藤 文 子 君
１４番	紺 野 榮 重 君	１５番	佐々木 恵 寿 君
１６番	小 黒 敬 三 君	１７番	勝 山 一 美 君
１８番	三 瓶 宝 次 君	１９番	佐々木 英 夫 君
２０番	馬 場 績 君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	副 町 長
馬 場 有 君	渡 邊 文 星 君
教 育 長	代表監査委員
畠 山 熙一郎 君	山 内 清 隆 君
総 務 課 長	復興推進課長
根 岸 弘 正 君	谷 田 謙 一 君
町民税務課長	災害対策課長
大 浦 泰 夫 君	岩 野 寿 長 君
産業・賠償対策課長	復旧事業課長
高 倉 敏 勝 君	鈴 木 敏 雄 君
健康保険課長兼津島支所長	福祉こども課長
兼津島診療所事務長	星 光 美 君
紺 野 則 夫 君	会計管理者兼出納室長
生活支援課長	島 田 龍 郎 君
中 田 喜 久 君	
教育委員会教育次長	
屋 中 茂 夫 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	次 長
宮 口 勝 美	岩 野 善 一
書 記	
中 野 夕華子	

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇若 月 芳 則 君

○議長（吉田数博君） 5番、若月芳則君の質問を許可します。
5番。

〔5番 若月芳則君登壇〕

○5番（若月芳則君） 5番、若月であります。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

質問方式は一括質問方式で行います。質問通告事項に準じて質問してまいります。昨日先輩議員重複して質問している部分もありますが、その辺については私も理解しておりますので、それなりとはいいませんが、それも踏まえて答弁していただいても結構でございます。

また、昨日は本会議を欠席いたしまして申し訳なかったのですが、健康精密検査ということで無事大丈夫だとお墨付きをもらってききましたので、皆さんも本論とは違いますが、大事な時期ですから、健康には、まず役場の幹部も一生懸命注意してやっていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。町の復興計画に基づきまして、今後5年町民は帰れないという判断を世の中に示したわけであります。この5年帰れない。これは北海道から沖縄まで避難している浪江町民ことごとく周知されていると理解しております。

その中で住民説明会、私も産業建設常任委員会ですが、新潟と大阪に行く機会がありました。大阪、新潟となると富山、島根、広島、静岡とか、本当に遠方からみんな集まっております。ただそこで感じたのは、福島県内で避難しているところの住民説明

会と、やはり遠隔地の説明会の雰囲気はやはり異なると。これは、そこに出席した人は少なからず感じたことと思っております。やはり人数が少ないんです。各地の避難状況の一覧表があります。大阪から西のほうにいきますと、4人、12人、16人、16人、14人、21人とかそういう数値でございます。したがって、なかなか集まってくださいと言っても少ない。それから大阪。そこまでには何時間もかけて集まってこらざるを得なかったという雰囲気がありました。

例えば、島根県の一例であります。婆ちゃん、爺ちゃんを嫁いだ娘さんが面倒を見るということで受け入れました。でも爺ちゃん、婆ちゃんも多少認知が進んだのかという形で、受け入れた娘さんも職場を辞めざるを得ない。そういう中で爺ちゃん、婆ちゃんの面倒を見ているんだというお話がありました。まさにそういう人達の思いを考えると、町はどういうことをしても復興計画、町でつくりました中に、どこに住んでいても浪江町民はすべて命が守られ、幸せな日々の暮らしを取り戻せるように取り組んでいきますとうたっています。そういう観点からすれば、3人、5人であっても、町として手を差しのべる必要は十二分にあるだろうと思います。

それでも救いは、広く避難している多くの町民が、5年は帰れないという状況も、みんな認識をしてくれていると私は見えていますし、そう思っております。だから逆から言えば、町はどんなことをしても、遠隔にも避難している人数の少ない人達にも、何とかフォローの手を差しのべる努力が、最大限必要だろうと思っております。質問に入ってまいります。

私は、4年前、町議会議員になりまして初めての一般質問に、熱き思いという言葉で当時述べました。第1点であります。町長にこれから5年間、北海道から沖縄まで避難している全町民に対して、必ず守り抜いていくという熱き思い、決意をお聞かせいただきたい。これが第1点であります。

次に、第2点であります。避難している皆さん方の精神的ケアという面については、昨日の先輩議員の質問にもいろいろあって予算化までの話などもあったようでありますから、これは省くいたします。

ただ、各地に自治会というのができております。私も見させていただきましたが、仮設の自治会は今30施設あります。それから借上げ住宅は、福島市の3地区の自治会の連合も入れますと、11、12となっている。私はこの自治会の運営費用の補助を町でやっております。けれども、先ほども申し上げましたように、関西のほうは県

域で考えても5人とか10人の県がたくさんあるわけです。そういうところに30人とか200人とか、そういう頭数の線引きで対応できるのかどうか。やはり10人でも15人でも、避難している人達に県域で何とか、金額はともかく予算措置を講じてその中で自分達の力で連絡網を立ち上げて、これは経験から言います。例えば、おしゃべり会とかいろいろやってくれています。これは尊いことです。けれども、自分達が参画して企画しないとコミュニティは育ちません。やはりその10人でも15人の単位でも、誰か世話人をお願いして、その中でみんなの連絡網を効率にしていける。それのお手伝いを町はしてほしいと思うわけですが、そういう考えがあるかどうかであります。これが2点目であります。

3点目に、現在、自治会が私どもも含めてありますが、町には保健委員それから民生委員、農業委員、いろいろ委員がいままであります。従来は、それぞれの地域選出の枠でそういう人達がお世話をするという体制だったと思います。でも、今それがなかなかできない状況でありますから、全部とは言いません。だけどその半分ぐらい機能は、自治会の役割を発揮できるようなスタンスを考える。そういう考え方があってほしい。そういう考えがあるかどうかであります。それなりの思いを、例えば保健とか何かの委員があれば、町の保健業務について定期的に情報を流す。それから避難先の保健関係の情報、地元の病院の情報を、常に連携をとって避難のみんなに随時世間話的に広報をやっていく。そういう体制をとっていただきたいという声が結構あります。私は代弁者でありますから、そういう意味で言っておりますが、そういういろんな従来の向こうの浪江町区割りで作った役員も、現状に合わせて5年間、それなりの自治体の対応で、それなりの機能を発揮してもらえる体制をつくってほしい。そういう意味でございます。そういう考え方があるかどうか。やってほしいという思いもありますが、そういう意味での質問であります。

次に2つ目、復興住宅についての町独自の計画工程があるかどうかということであります。これも昨日の先輩諸兄の中でいろいろ議論がなされたようでありますから、具体的なことは難しいのかと思っておりますが、私が言いたかったのは5,000戸。県は5,000戸住宅を整備すると。でも浪江町に5,000戸みんなもらえるわけではないはずであります。そのうち何戸、私どもの浪江町に提供されてくるのか。おそらく町民の期待、例えば仮設住宅に避難している人達は、仮設住宅は平成26年3月、これは間違った情報かもしれませんが、1年延びたということで平成26年3月までだよと。平成26年3月から

は復興住宅に入れるんだという漠然とした期待感を話すわけです。そういう観点からすれば、県がどのぐらいの規模で対応するのかわからないで進んでいいのかという問題であります。したがって、町独自に早めにそういうものについての対応を着手してほしいということでもあります。

それから、今日の新聞を見ますと、次の配分は川内村、広野町を優先で配分したいという新聞記事が載っておりました。そういうことをふまえれば、浪江町はいつ頃表に出てくるのかということになりますから、その点についても昨日の議論もあったと思いますが、あわせてその辺について、模索でもいいから町独自としてやはり進めていくスタンスが必要だろうと。県から出てくるのを待っているだけでは、おそらく後で後でになる可能性がありますので、その辺についてご見解を述べていただきたいと思います。

3つ目、除染作業、特に農地の問題であります。過般、来春から6号線と常磐線の間、この農地、田んぼの除草をはじめたいという話があります。除染まではどういう方法が決まっていなくても、とりあえずやりやすいように除草だけをするというお話であります。いずれにしても、これの作業までにそういうことが間に合うかどうかわかりませんが、今日の新聞にも載っております。楢葉町では年度内に町復興組合、仮称であります。農家の人達を対象として営農再開に向けて組合が行う農地除染や除草などの復興事業に対して支援金を支払うという形で、今、南相馬市とか川内村もそういうことで進んでいます。これは、今すぐどうだこうだということを私は言っているわけではありませんが、今、酪農家の人達は大型機械がありますから、持ち出せない点もありますが、本宮市とかこっちのほうの除染に行っているわけです。彼らが私に言うのは、他の町の除染に私たち来て、我が町の除染には私達は参画できないのかという言葉がありました。そういう意味では、全員がそれに参画するかどうかわかりませんが、農業者として農地を守るという心底はありますから、そういう形で町としてもそういう方向で誘導するといいますか、それなりの情報を、JAと力を合わせることもありますが、どんどん情報を開示してそういう方向に持っていく。そういう考え方があるのかどうか。

私はよく言われるのは、早め早めに言うとおかないと後で、後でになるから早め早めにと言いますので、それなりに皆さん方でご検討いただいて、こういう方向になるのかどうか。そういうことについてのご見解を示していただきたいと思います。

いずれにしても、川内村とか広野町と私どもの浪江町は面積が違

います。これは水田の面積一覧とか何かを見ましてもダントツで浪江町は大きいわけでありますから、こういうものについての難しさ、期待そういうものもありますので、その辺についての判断をお聞きたい。

以上であります。以上3点が骨子でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 県内外に避難する方の支援についてのご質問にお答えいたします。議員の4年前に、初めての一般質問に立った時の決意、これはなみなみならぬ思いがあると思います。そういう中で、こういう被災状況が出てしまったということで、また別な角度での熱意が出てきていると思います。

私も行政報告で述べましたように、福島県内に1万4,500名弱、そして県外に45都道府県に現在6,700名弱避難なされております。そういう状況の中で、やはり情報が届かない。あるいは町の対応が悪い。そういうことはいろいろと聞いて認識をしております。そういうことをできるだけギャップを埋めよう、埋めようとしているのですが、本当に流れが速くてなかなか町の対応がすべて万全ではないということでもあります。

しかしながら、どこにいても浪江町民でありますので、やはり我々町行政としては温かく見守って、平時のときに我々がサービスをしてきた行政サービスをできるだけやっていきたいと考えております。そのためにフォトビジョンであるとか、あるいは広報紙、そしてホームページのほうに掲載をして、いろんな情報を提供して現在やっております。そういう状況で、広報のツールも使いながら避難している方々の思いというものを伝えていきたいと考えております。

特に、遠隔地に避難している方々のフォローであります。議員おただしのとおり、いろんな形でストレスがたまっていると思います。そういうものを解消するために、できるだけフォローアップをしていきたいと考えています。

私も出張のおりには、いろいろ各自治体の首長さん、そして都道府県の知事さんにお会いして、私ども浪江町民の方が、この県においては何名避難されているので、ひとつよろしくご支援お願いしたいということをお願いしております。今年はできる限り、出張のおりにはいろいろと首長さんをお願いをしてまいりました。特に、江東区の東雲住宅に避難している方々も多くいらっしやいまして、区長にお会いしてきまして、本当によくしていただいております。た

だ、町の情報がやはり希薄なところがありますので、そういう避難自治体においては、我々の情報も提供しながら、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

組織化の問題ですが、よく筑波の浪江町の集まりもあるのですが、一生懸命浪江町出身の方がお骨折りをいただいて、本当に行政でできないことまでフォローアップをしていただいているという事例もございます。そういうことで、その地域、地域に、議員ご提案のようにそういう方々を見つけまして、そして支援体制ができるように支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） ③関西など遠くに避難された方々の支援策はのご質問にお答えいたします。

県外交流会を通し、現地実行委員を募集しまして、そこにリーダーとなる人材の発掘を図り、町と避難先の支援団体の方と連携しまして、現地実行委員が主体となり交流会、イベント、避難先の訪問等を比較し、町民相互の絆や連帯意思の高揚に繋がるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは復興公営住宅についてお答えを申し上げます。福島県が主体となり整備される予定となっております公営復興住宅につきましては、5年間で福島県では5,000戸以上建設するという報道がなされました。現在、先行して500戸をモデル的に整備を進めるということで、本年度で用地取得、設計を行って平成25年度で実際の建設に入るということでございます。

復興公営住宅につきましては、国、県そして町としても、確実な入居戸数の把握が大事ということでアンケート調査を進めるようになっておりまして、正確な数の把握に努めてまいります。

なお、6月の復興計画策定に際して実施したアンケート調査によりますと、推計になるんですが、浪江町の希望数としては、全体で2,800戸程度の復興公営住宅が必要になるという結果となっております。この中ではいわき市、南相馬市、二本松市の希望が多くなっております。町といたしましては、希望される町民がすべて入居することができるように国、県とともに今後とも調査を進めまして、整備を求めていく考えでございます。

なお、昨日も申し上げたのですが、町としては希望が多かった南相馬市と二本松市に対して、町外コミュニティ整備のお願いということで、町長、副町長が行きまして依頼をしてきたところでもござ

います。仮設入居期限が平成26年3月ということですので、そこを一つの目標として整備するということで国、県のほうに整備を求めているという状況であります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ③の農地除草、除染のご質問にご答弁申し上げます。復興に向けての取り組みの中でも、除染は大事な位置づけになっていると思っております。当町においての除染は、除染特別地域に指定されており、国直轄で除染を実施することとなっております。

農地の除草につきましては、本除染の事前作業としての位置づけになっており、その農地除草の実施について、環境省では地元組織の状況を十分に勘案しつつ、一般競争も考えておるようでございます。

その中で、地元雇用に配慮するということから、請負業者の作業員として参加いただくこともできると思いますが、農地においても、線量が面的にあるいはスポット的に高い地域があると思っております。

いずれにいたしましても、住民の安全対策といたしまして、放射線管理を最大限考慮しなければならないと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 自治会に保健協力委員会的な、いわゆるボランティア団体の設置というご質問に対してお答え申し上げます。保健協力委員会の活動というのは、いままで地域住民の健康管理に大きな役割を果たしてきたのは、我々も非常にありがたく今までも思っております。

しかしながら、今現在、保健協力委員会の活動というのは休止のような状況になってございます。長期にわたる避難生活で、やはり健康管理というのが一番大切であるということは当然認識しているわけございまして、当然のことながら保健協力委員会と同等のボランティア的なものが立ち上がればいいのかと考えております。

しかしながら、どういう形で人選的なものも若干ございますので、その辺はお時間をいただきながら今後検討してまいりたいと考えております。その点でご理解いただければ有り難いと思います。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 民生委員もご質問でありましたが、今、健康保険課長も言ったように、民生委員も町民と役場の繋ぎ役として今までは十分な役割を果たしてまいりましたが、みんな避難

によって今現在バラバラになっている状況であります。民生委員会は、月に1回少ない人数なんですが実施はしております。実は来年度、12月が改選になっております。その辺も含めまして、今年はそういう面も含めまして、県のほうには今までよりも定数を少し多めに要望しておりますので、そういう避難地域町民のための件も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 中田課長、考え方というのはそういうものをやればいいという考え方なのです。やると言ってほしいんです。やはり地域のボランティア団体とか何かで一生懸命やっている人達に、どんどん進めてほしいんです。いつかなるだろうでは、時間との戦いになります。これは埼玉にいたって、どこだって、地元のボランティアとか一緒になって一生懸命やっているわけです。そういう人達が必ずいるんです。そういう人達と町は連携をとるような努力、それで5人、10人の人達でもそういう場面を、要するに1人ではないんだよと感じさせられるような対策をやってほしいという考えです。そういう意見ですから、それ以上の回答がなければそれでいいですが、これは言っておいた方がいいと思ったら回答を求めます。

それから、町復興組合的なものは、私も勘違いの点か、岩野課長ですが、これは浪江町と、広野町と楯葉町とは状況が違うということでもいいですか。これも区域割が、ちゃんと正確になれば、それと同等な扱いになってくるということでもいいのでしょうか。そこを答弁いただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） ただいまのご質問にお答えします。

千葉県、山形県に、復興支援員ということで今3名ずつ採用しまして実施しております。その中で、支援員が独自にイベントとか各家庭の訪問とか企画しながら進めている状況であります。そんなことを一応参考にしながら、現地実行委員という形で人数は何名になるかは、それは募集ですから、そこに協力していただける方が参加していただき、避難先の県、市、町の団体やNPOの方々と連携しまして、町も当然その中に入りまして、できればそういう機会を多くもっていければと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 再質問にお答え申し上げます。

議員おただしのよう、各町村状況が違うということでございます。その中で川内村の取り組み、それから今朝の朝刊の中にもありましたが、楯葉町の今後の取り組みということでございます。川内

村の取り組みにつきましては、国が直轄で行う部分と、それから県事業でございますが、線量の低い地域の取り決めが2つ分かれるということでございます。

それから、檜葉町の取り組みでございますが、これは被災農家経営再開支援事業という国の事業でございます。環境省と別な省庁で取り組む事業だと認識しております。

いずれにしても、営農再開という観点から申し上げましたが、やはり除草、それから除染作業、今後住民団体の参画について、環境省のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） まさに、中田課長の答弁、頑張ってやってほしいと思います。皆さん方も大阪府とか新潟県に行ったとき、あの集まった人達はやっぱり閉塞感、そういう雰囲気、県内の住民説明会とは異なる雰囲気が十二分に感じられておりましたから、これは町長にしても感じていると思いますが、それなりについて万全を期してほしい。このことをお願い申し上げます。

それから、復興組合の件であります。酪農家とかいろんな農家の人達は、私自身もその辺が混雑しててちょっと整理ができていない段階で質問して申し訳なかったと思いますが、いずれにしても農地の除染作業には、農家の人達が組合的なものをつくって、そこに参画したいという声もあります。ただ、農家でありますからこういう甘い考えなのです。やはりそれをやるには、受けたからにはそれなりの責任を移行しなければならないわけありますから、それなりのやはり組織整備、それから機材の整備。その機材を整備するにはどういう資金的な対応があるのか。そういう町として補助者といえますか、相談相手として今後町の農業者がそういうことを考えたときに、力になってほしい。このことを切望して私の質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎承認第6号から報告第8号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第2、承認第6号から日程第10、報告第8号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第6号から日程第10、報告第8号までを一括議題といたします。

日程第2、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙費として歳入歳出それぞれ2,400万円の補正を行ったものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 事項別明細書によりご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、衆議院が解散され、12月16日に投票が行われる衆議院議員の総選挙の専決処分をしたものでございます。

なお、この予算の中には期日前投票所6カ所、当日の投票所を4カ所ということで投票事務を行う。また開票につきましては、二本松市岩代支所で午後8時から行うということでの専決処分を行っております。

まず、11需用費でございますが、253万8,000円でございます。大きなものが印刷製本費ということで、これは不在者投票の返信用封筒、あるいは選挙公報の封筒、投票所地図と、また選挙のお知らせ等の印刷でございます。

次に、6ページの12役務費802万円の補正でございます。大きなものは、不在者投票のレターパックの郵送料、また選挙公報の郵送料、選挙のお知らせの郵送料ということで、選挙人各個人に郵送するということでの補正でございます。

次に、13委託料447万3,000円でございます。大きなものが選挙時登録電算処理委託料でございます。また4番目にあります選挙費システム設置委託料、これらが大きなものでございます。

次に、14使用料及び賃借料で124万8,000円ということで、中ほどに自動車借上料ということで、これは仮設住宅から期日前投票所への選挙バスの運行等を予定しているところでございます。

18備品購入費ということで325万5,000円、これは投票用紙の分別機ということで、今回国民審査用に購入するものであります。

また、12月11日現在の投票状況であります。不在者の請求者が1,849名、期日前投票が639名であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第71号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第71号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年4月に予定されている浪江町議会議員選挙において有権者が全国各地に分散していることから、浪江町長選挙と同様に選挙公報を発行するため、所要の改正をするものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第72号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第72号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成25年度から始まる第5期介護保険事業計画期間中における介護保険料率の増加抑制のため、県から交付される福島県介護保険財政安定化特例交付金について、浪江町介護給付費準備基金に積み立てるに当たり、その経理を明確にするため関係する条文を改正するものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。改正内容につきましては、資料の新旧対照表でご説明をいたします。

第2条を同条第2項とし、第1項として「基金は福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の一部、または一部その他の財産を持って積み立てるものとする。」を加えるものでございます。

さらに第6条中第3号を第5号とし、第3号として、「第5期介護保険事業計画における介護保険にかかる第1号被保険者の介護保険料について、保険料率の増加の抑制を図るための財源に充てるとき」とし、第4号は、「基金のうち、特例交付金に係る部分の管理及び運用から生じた収益について、第5期介護保険事業計画期間における介護保険給付費用額のうち、第1号被保険者保険料で充当す

る部分に充てるとき」を新たに加えるものでございます。

第1項の基金は、「福島県介護保険財政安定化基金特例交付金の全部又は一部」と訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第73号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第6号）、町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第73号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、消防救急無線デジタル化等整備事業への負担金などで歳入歳出それぞれ2億1,038万3,000円を補正増するものであります。

歳入の主なものは、特別地方交付税9,874万6,000円、福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金3,666万4,000円の増などであります。

歳出の主なものは、消防救急無線デジタル化等整備事業負担金8,565万7,000円の増などであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

款1町税でございます。項1町民税であります。1個人1,200万円の補正でございます。現年度分で1,500万円の減、滞納繰越分で2,700万円の増でございます。これは決算見込みによるものでございます。

次に、目2法人であります。1,120万円の補正増でございます。現年課税分で1,100万円、滞納繰越分で20万円の補正増、これにつきましても決算見込みによるものでございます。

次に、項2固定資産税でございます。今回補正額が2,600万円で滞納繰越分でございます。

次に、項3軽自動車税、今回補正額が110万円でございます。滞納繰越分でこれにつきましても決算見込みによるものでございます。

次に、10ページになります。地方特例交付金でございます。今回の補正額が243万3,000円の減額でございます。これは住宅取得控除等にかかる特例交付金でございます。これは実績による減額でございます。

次に、款10地方交付税でございます。9,874万6,000円の補正増でございます。これは特別地方交付税ということで、消防緊急無線デジタル化によるもので8,565万7,000円、また復興支援員分で1,308万9,000円を見込んでございます。

次に、款14国庫支出金でございます。節1 社会福祉費国庫負担金で1,806万7,000円の補正増でございます。障がい者自立支援給付費1,356万7,000円の補正増、これは給付費の増によるものでございます。

次に、障がい児給付費で450万円の補正増、これは法改正によるものでございまして新設でございます。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という経費負担になります。その2分の1の額でございます。

次に、節3 保険基盤安定国庫負担金で690万7,000円の補正減でございます。保険者支援分ということで、これは国保会計の繰出分でございます。

次に、国庫補助金になります。節1 社会福祉国庫補助金で、661万1,000円の補正減でございます。大きなもので臨時特例基金事業補助金で728万5,000円の補正減でございます。これは通所サービスにおいて事業所が国等に直接請求をすると、町を通さなくなったということでの減額でございます。

次に、款15県支出金でございます。総務費負担金の節1 徴税費県負担金1,780万円の補正減でございます。県民税徴収取扱費ということで、税額の減による取扱費の減ということでございます。

次に、目2 民生費県負担金で節1 社会福祉費県負担金で900万円の補正増でございます。障がい者自立支援給付費675万円の補正増、これは在宅利用者の給付費の増によるものでございます。障がい児給付金225万円の補正増、先ほど申し上げましたように新設で、これは国2分の1、県4分の1で県負担分でございます。節3 保険基盤安定県負担金で5,259万6,000円の補正増でございます。軽減保険料補助ということで5,138万4,000円の補正増、国保税2割、5割、7割の軽減による国保分による補助でございます。次に、保険者支援分で345万3,000円の補正減でございます。県4分の1の分でございます。後期高齢者医療分で466万5,000円でございます。いずれも国保会計への繰り出しにかかるものでございます。

次に、12ページの県支出金の目1 総務費県補助金になります。5,097万2,000円の補正増でございます。福島県ブランド・イメージ回復支援市町村交付金でございます。これは、東日本大震災からの復興に向けて地域経済の振興や、地域イメージの回復など地域の実情に応じたきめ細やかな市町村の取り組みを支援するという事業でございます。均等割で4,000万円、約3分の2になります。人口割で1,097万2,000円の交付分でございます。

次に、目2 の民生費県補助金で、節1 社会福祉県補助金で194万

8,000円の補正増、大きなもので重度障がい者支援事業費175万円の補正減、これは医療費の無料化に伴うものでございます。次に、浪江町日常生活圏ニーズ調査事業補助金378万円ということで、これは第5期の介護保険事業計画策定のためのニーズ調査費でございます。

次に、節3災害救助費等県補助金で1,817万6,000円の補正減でございます。帰還住民放射能対策機器整備事業補助金で5,484万円の補正減、これは線量計の実績によるものでございます。福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金ということで3,666万4,000円の補正増でございます。これは仮設住宅の集会所等の光熱水費、浄化槽の維持管理費に対する補助でございます。

次に、目5農林水産業費県補助金でございます。農業費県補助金で100万円の補正増、避難農業者一時就農等支援事業補助金でございます。これはトンネル補助でございます。

次に、目6教育費県補助金2,300万円の補正減、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金ということで、これはスクールバス運行の委託費の減に伴う減でございます。

次に、13ページの款17寄附金になります。180万円の補正増、総務費寄附金でございます。これはふるさと納税ということで、当初から補正までトータルで50件の寄附額をみてございます。

次に、款18繰入金でございます。浪江町復旧・復興基金繰入金で2,215万4,000円の補正減でございます。これはブランドイメージ回復のための繰入れで1,020万7,000円を繰り入れます。また、線量計にかかります基金で3,236万1,000円を減額するということで、トータルで2,215万4,000円の減になります。

次に、14ページになります。目1臨時財政対策債2,221万6,000円ということで補正増、これは許可額によるものでございます。

次に、15ページの歳出にまいります。まず議会費の節1報酬で、1,593万9,000円の減額でございます。これは議員の報酬25%削減に伴うものでございます。職員給料でございますが、今回、人事異動等の関係によりまして給料等の補正を行っております。その一般会計の合計でございますが、給料で1,225万6,000円の減、職員手当で8,624万8,000円の増、共済費で975万4,000円の減になっております。以下、給与については説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。総務費の一般管理費、一番最後になります。節19負担金補助及び交付金で279万5,000円、これは双葉地方広域市町村圏組合負担金でございます。

次に、17ページの目6企画費、25積立金で5,097万2,000円。浪江

町復旧・復興基金への積立金でございます。これは、ブランドイメージ回復支援交付金分をそっくり積み立てするということでございます。

次に、目7情報管理費、13委託料128万2,000円の減であります。インターネット保守委託料これは請差分です。18備品購入費で107万2,000円、パソコン12台の購入を予定しておるところでございます。

次に、18ページになります。仮設庁舎管理費の中の14使用料及び賃借料で250万円の補正増、複写機使用料ということで決算見込みによる増額でございます。

次に、19ページの税務総務費になります。23償還金利子及び割引料300万円の補正増でございます。町税還付金ということで確定申告等による還付の増でございます。

2賦課徴収費、節13委託料で239万6,000円、これの大きなものはコンビニ収納納付書変更業務委託料になります。これはコンビニ収納の事前作業のための委託料でございます。

次に、20ページになります。目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料115万5,000円でございます。これは住所、宛名情報管理システムの導入委託料でございます。

選挙費につきましては、目3農業委員会委員一般選挙費につきましては、これは実績に伴う減額でございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。款3民生費、目1社会福祉総務費、13委託料で110万円の補正減でございます。相談支援事業委託料ということで、これは委託を予定しておりました非営利団体の認可申請が見送られたということでの補正減でございます。

次に、24ページの節20扶助費2,654万3,000円の補正増でございます。重度心身障がい者医療費350万円の減、これは医療費の無料化によるものでございます。地域生活支援事業で364万3,000円補正増、これは補装具の増によるものでございます。障がい者自立支援給付等給付事業2,240万円の補正増、これは給付費の増でございます。

通所サービス利用促進事業費600万円の補正減でございます。これは先ほど申しましたように、県に直接請求するということで町を通さないために減額をするものであります。

療養介護医療費100万円の補正増でございます。これも法改正によって県から町のほうに事務が移管されるということでございます。

障がい児給付費900万円の増、これは18歳未満の障がい児の対象

となります。通所サービスによる給付費でございます。

28繰出金で4,311万円ということで、国保会計の繰り出しでございます。内訳は記載のとおりでございます。

次に、目2老人福祉費になります。13委託料378万円、浪江町日常生活圏ニーズ調査業務委託料ということで第5期介護保険計画策定のためのニーズ調査になります。28繰出金3,423万1,000円の補正増、これは介護保険会計の繰り出しになります。

次に26ページ、目5老人医療給付事業費、節28繰出金619万8,000円の補正増でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

目6災害救助費、3職員手当等の中で一般職時間外手当8,800万円ということでございます。これは昨年3月、4月分の時間外手当について概算で支給しておりました。今回その差額分について支払うということで、基準としまして3月11日につきましては、これは震災当日でございます。17時30分から24時まで、3月12日、震災の翌日になりますが7時から24時、3月13日、日曜日になります。これは7時から22時。3月14日につきましては朝の7時から8時30分。午後につきましては17時30分から22時、3月15日には7時から8時30分。夕方につきましては17時30分から22時ということで、その他の3月分につきましては朝7時から8時30分、夕方17時30分から20時。4月分につきましては朝7時から8時30分、夕方17時30分から19時ということで予算の算定をしております。4月分につきましては、日曜日につきましては、月に4日休むということでの算定でございます。実際の拘束時間につきましては、24時間拘束でありましたが、ある程度ボランティア的なものも省くということで、この時間で算定をしております。

次に、27ページの7賃金で267万円の補正増であります。臨時事務補助員賃金ということで、災害対策課分では上竹の放射線検査等の臨時職員の賃金でございます。

11需用費で8,493万8,000円の補正減、消耗品費で8,665万5,000円、町民全世帯に配付しました線量計の請差分でございます。

次に、28ページになります。13委託料で2,221万1,000円の補正減、大きなものが自動車運転委託料ということで、これで2,300万円の補正減をしております。これはスクールバスの運行の減でございます。

次に、14使用料及び賃借料204万6,000円であります。大きなもので生活支援課の重機借上料101万1,000円、これは仮設住宅の除雪のための重機借上を計上しております。

次に、15工事請負費152万8,000円、学校補修工事ということで、仮設の浪小、浪中の学校補修工事費でございます。

次に、節19負担金補助及び交付金で136万2,000円の補正減でございます。大きなもので、日本スポーツ振興センター共済掛金で100万4,000円の減でございます。対象児童者の減ということで浪小、浪中の児童数のみ対象になったということの減でございます。

次に、30ページになります。子育て支援事業費の節20扶助費で、1,500万円の減でございます。保育料助成金で被災者特例法による受入れ市町村で負担をされたために、町のほうが減額になるということでございます。

次に、款4衛生費、目2予防費、節13委託料で160万円の減、小児インフルエンザ予防接種委託料、これは扶助費組み替えのための減でございます。20扶助費で600万円、小児肺炎球菌予防接種費180万円、ヒブワクチン予防接種費で140万円の補正増、また高齢者肺炎球菌予防接種者の増によるものでございます。一番下の小児インフルエンザ予防接種費160万円につきましては、扶助費と委託料との組み替えでございます。

次に目5保健事業費で13委託料2,100万6,000円の補正増であります。胃がん検診委託料から付加健診委託料まで、これは検診人数の増によるものでございます。

32ページ、目1清掃総務費、19負担金補助及び交付金で3,559万5,000円の補正減、これは双葉地方広域市町村圏組合の負担金でゴミ・し尿分にかかる減でございます。

次に、款6農林水産業費、目8農業振興費、19負担金補助及び交付金で100万円の増、避難農業者一時就農等支援事業補助金、これは福島市で果樹園を行うという方がございまして、その方の資材であるとかリース料等の補助でございます。

次に33ページ、款8土木費、目2道路維持費、節14使用料及び賃借料で264万6,000円、これは町道維持管理の重機借上料でございます。

次に、款9消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金、8,451万5,000円の補正増でございます。広域圏の負担金で114万2,000円の補正減、消防緊急無線デジタル化等整備事業負担金で8,565万7,000円の増でございます。これは震災復興の特別交付税対象になるものでございます。

次に、35ページになります。教育費の2事務局費の中の節19負担金補助及び交付金で、最後になります双葉地方適応指導教室負担金で208万2,000円の補正減でございます。原発事故のため運営できな

かったための減でございます。

次に、目 5 奨学資金貸付事業費ということで244万8,000円の減額でございます。新規奨学生の減によるものでございます。

次に、36ページになります。一番最後になります。目 6 町史編さん費、13委託料で101万6,000円、町史編纂業務委託料ということで、これは嘱託予定期間の減による減額でございます。

37ページの目 5 地域スポーツセンター費、節15工事請負費で160万円の補正増、地域スポーツセンター周辺工事費ということで、窓ふさぎ等の応急措置をする工事費でございます。

次に、款11災害復旧費、16原材料費で110万円の補正増、これは道路の陥没であるとか段差復旧等の応急資材でございます。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 表の地方債補正ということで、起債の目的が臨時財政対策債でございます。限度額、補正前が 3 億5,100万円、補正後が 3 億7,321万6,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 6、議案第74号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第74号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ 1 億8,763万円を増額するものであります。歳入の主なものは国民健康保険税2,450万円、国庫支出金 1 億652万円、県支出金1,350万円、繰入金4,311万円を増額するものであります。歳出の主なものは総務費382万4,000円、保険給付費 1 億6,590万円、保険事業費195万6,000円を増額するものであります。

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは議案第74号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をご説明いたします。

今回の補正は、医療給付費の増加見込みによる予算措置でございます。それでは歳入についてご説明を申し上げます。6 ページ、7 ページをお開きいただきます。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税2,450万円を増額し7,828万3,000円とするものでございます。内訳は医療給付費分、滞納繰越分1,200万円。介護納付金分、滞納繰越分150万円。

後期高齢者支援分、滞納繰越分1,100万円の増額でございます。

次に、款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金4,800万円を増額するものでございます。これは見込みによる増額分でございます。

次に、財政調整交付金2,250万円を増額するものでございます。内訳は普通調整交付金1,350万円、特別調整交付金900万円の見込みによる増額でございます。

続きまして、災害臨時特例補助金3,600万円を見込みにより増額するものでございます。

次に、款6県支出金、目1財政調整交付金1,350万円の増、これも見込みによるものでございます。

次に、款9繰入金、目1一般会計繰入金4,311万円を増額するものでございます。その内訳は、保険基盤安定繰入金6,851万2,000円、事務費等382万4,000円、出産育児一時金等繰入金858万6,000円を増額し、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、1,381万2,000円、乳幼児等医療国保分繰入金2,400万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。8ページ、9ページをお開きいただきます。

目1一般管理費382万4,000円を増額するものでございます。主なものにつきましては、通信運搬費手数料321万9,000円でございます。

次に、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費1億5,000万円の増額でございます。これは給付見込みにより増額するものでございます。目3一般被保険者療養費300万円を増額するものでございます。これも同じように給付見込みによる増額でございます。

次に、退職被保険者療養給付費30万円の増、これも給付見込みによるものでございます。

次に、出産育児一時金1,260万円の増、これは出産件数の増加に伴うものでございます。

次に、特定健康診査費195万6,000円の増、これはメタボ等の検査委託料でございます。

次に、予備費として159万5,000円を計上するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第75号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第75号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険給付費の所要見込み等により歳入歳出それぞれ

5,936万2,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、介護給付費国庫負担金1,145万8,000円、介護給付費県負担金885万円の増額等であります。

歳出の主なものは、利用者負担軽減支援事業費1億9,494万7,000円、介護給付費準備基金積立金482万3,000円の増等であります。

詳細については健康保険課長に説明させます。

ただいま、歳入歳出それぞれ「5,936万2,000万円」と申し上げましたが、正確には「5,936万2,000円」を増額するものであります。訂正いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護給付費の増加に伴う予算措置でございます。さらに介護給付費10割分を保険者分9割、利用者負担分1割と分けようとするよう国から指導がございまして、組み替えの予算措置をするものでございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。5ページをお開きいただきます。款3国庫支出金、目1介護給付費負担金1,145万8,000円を増額するものでございます。これは給付見込みによる申請分でございます。

次に、款5県支出金、目1介護給付負担金885万円を増額するものでございます。これも見込みによる申請分でございます。

続きまして、財政安定化基金支出金482万3,000円を増額するものでございます。これは介護保険料率の増加抑制のための交付金でございます。

次に、款7繰入金、目1介護給付費繰入金1,696万4,000円を増額するものでございます。これは給付見込みに伴う町の持ち出し分でございます。

続きまして、その他一般会計繰入金1,726万7,000円を増額するものでございます。内訳につきましては、職員の給与等に192万円、事務費繰入金1,534万7,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きいただきます。

款1総務費、目1一般管理費260万3,000円の増、これは職員の給与等でございます。

款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費314万2,000円を減額するものでございます。これは利用者負担分を減額するものでございます。

次に、地域密着型介護サービス給付費920万2,000円の増。次に、施設介護サービス給付費7,119万2,000円の減額ですが、これも利用者負担分を減額するものでございます。

続きまして、居宅介護福祉用具購入費789万5,000円の減、居宅介護住宅改修費223万1,000円の減、これらは共に希望者の減少によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。目1介護予防サービス給付費1,381万7,000円の増、これは見込みにより増額するものでございます。

次に、目3介護予防福祉用具購入費411万1,000円の減、これも購入希望者減によるものでございます。

9ページをお開きいただきます。目1高額介護サービス費187万円の減、高額医療合算介護サービス費194万8,000円の減、これらは利用者負担分がないために減額するものでございます。

次に、特定入所者介護サービス費8,544万7,000円の減、特定入所者介護予防サービス費263万6,000円の減、これらにつきましては見込み額算定による減額でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきます。款5諸支出金、目1介護給付費、財政調整交付金830万円の増、これにつきましては平成23年度精算による国への償還金でございます。

次に、目5高額介護サービス費580万円の増、これは利用者への償還金でございます。

次に、利用者負担軽減支援事業費1億9,494万7,000円の増、これは利用者負担分を振り分けたもので、保険者分と合わせて国保連合会へ支払うものでございます。

次に、款6基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金482万3,000円につきましては、保険利用率増加抑制のため県からの交付金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　ここで10時35分まで休憩いたします。
（午前10時23分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午前10時35分）

○議長（吉田数博君）　町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今緊急の重要報告が入りましたので、お知らせをいたします。

北朝鮮の人工衛星と称するミサイルが沖縄県上空を通過、このことについて国から情報提供がありました。発射時刻 9 時 49 分頃、発射場所北朝鮮西側、発射方向南、発射数 1、通過情報等 10 時 1 分頃、沖縄地方の上空を通過したと推定される。発射の情報はレーダーの情報です。落下予測、もう過ぎていますが 10 時 5 分頃、落下予測地域洋上フィリピンの東、約 300 キロメートルの太平洋。

以上の情報が入りましたので報告させていただきます。

○議長（吉田数博君） それでは会議を元に戻します。

日程第 8、議案第 76 号 平成 24 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 76 号 平成 24 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の増等により、歳入歳出それぞれ 670 万 5,000 円を増額するものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金 619 万 8,000 円を増額等であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 619 万 8,000 円を増額等であります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 9、報告第 7 号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第 7 号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人浪江町振興公社の平成 23 年度決算については、事業活動収入の一般会計分が 175 万 3,000 円、特別会計分はありません。合計 175 万 3,000 円であります。事業活動支出の一般会計分 421 万 8,000 円、特別会計分はありません。合計 421 万 8,000 円であります。

東日本大震災の影響で、当期収支差額は 246 万 5,000 円の赤字となりました。この結果、前期繰越金 1,361 万円に当期収支差額を加えた 1,114 万 5,000 円が次期繰越金となっております。

詳細については産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） それでは資料によりまして説明を申し上げます。

まず1ページをお開きください。事業報告の概要であります、先ほど町長からお話がありましたように、大震災及び原発事故によりまして事業活動ができない状態にあります。

3ページをお開きください。一般会計収支決算書について決算額のみ申し上げます。

事業収入では(1)基本財産運用収入で32万7,200円、補助金等の収入はございません。(4)雑収入で142万5,931円、内訳として社会保険払戻金が49万3,000円、震災損失還付金51万5,000円、欠損還付金34万9,000円他となっております。

2の事業活動支出であります、(1)事業費で263万1,359円、次ページになりますが、(2)管理費で158万7,350円、事業活動支出計が421万8,709円となり、事業活動収支差額は246万5,578円のマイナスとなっております。この額に、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は1,114万5,393円となったところであります。

2ページに戻りまして、収支計算書総括でございますが、特別会計ではありませんので一般会計のみでございます。事業活動収入が事業活動支出175万3,131円となり、事業活動収支差額マイナス246万5,578円に、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は1,114万5,393円となりました。

次に、5ページをご覧ください。貸借対照表総括表であります、資産の部の中、1の流動資産合計であります、1,371万7,393円となっており、固定資産合計が5,011万1,134円で、資産合計は6,382万8,527円となります。負債の部でございますが、負債合計が257万2,000円であります。

次に、正味資産の部で合計が6,125万6,527円、負債及び正味財産合計が6,382万8,527円となったところでございます。

7ページ以下の財産目録等については、記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(吉田数博君) 日程第10、報告第8号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場 有君) 報告第8号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明をいたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成23年度の決算については、収入総額が433万9,000円、支出総額が522万3,000円、東日本大震災と原発事故の影響により、当期損失金が88万4,000円となりま

した。

この結果、前期繰越損失金 1 億1,098万7,000円に当期損失金を加えた期末未処分損失金は、1 億1,187万1,000円となっております。

詳細については産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） それでは決算書に基づき説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。これもただいま町長から説明がありましたように、事業が休業状態でありますので、内部事務に関するものが主なものでございます。

3 ページをお開きください。財産目録ですが、資産の部で流動資産が831万4,486円、固定資産が3,246万18円で、合計が4,077万4,504円となっております。負債の部ですが、流動資産が8,827万5,708円、固定資産が3,287万円で、負債の部合計が 1 億2,114万5,708円となり、差し引き正味財産は8,037万1,204円の不足となっております。

4 ページの貸借対照表ですが、財産目録と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

5 ページをお開きください。損益計算書ですが、雑収入432万1,392円、営業費用が486万7,349円で、差し引き54万5,957円の営業損失となります。営業外収益は、受取利息で 1 万7,441円、営業外費用が借入金支払利息で35万5,277円となり、平成23年度収支差額は88万3,793円のマイナスとなっております。

次に 6 ページ、当期純損失処分でございますが、繰越損失金 1 億1,098万7,411円と、当期損失金88万3,793円を合計した期末未処分損失金 1 億1,187万1,204円が次年度に繰り越しとなります。7 ページ以下、収支決算対比表については記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については18日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が12日、13日。12日は本会議終了後、2階中会議室、13日は、午前9時30分から2

階中会議室で、産業・建設常任委員会が12日、13日。12日は本会議終了後、2階議会事務局、13日は午前9時30分から2階小会議室A、Bで、文教・厚生常任委員会が12日、13日。12日は本会議終了後2階中会議室3で、13日は、午前9時30分から2階中会議室3で開会いたしますので、各関係課長等につきましても委員会への出席要求があった場合にはよろしくお願いいたします。

◎散会について

○議長（吉田数博君） 以上で本日の会議はすべて終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで散会をいたします。

18日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

（午前10時47分）

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日（木曜日）	委員会
平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日（金曜日）	休 会
平成 2 4 年 1 2 月 1 5 日（土曜日）	休 日
平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日（日曜日）	休 日
平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日（月曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 4 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算 (第 5 号)) |
| | 議案第 7 1 号 | 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について |
| | 議案第 7 2 号 | 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正について |
| | 議案第 7 3 号 | 平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| | 議案第 7 4 号 | 平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 5 号 | 平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 6 号 | 平成 2 4 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 報告第 7 号 | 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告について |
| | 報告第 8 号 | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について |
| 日程第 2 | 同意第 7 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 同意第 8 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 4 | 発委第 1 1 号 | 浪江町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 発委第 1 2 号 | 浪江町議会政務調査費の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査について | |

出席議員（１８名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
８番	泉田重章君	９番	橋爪光雄君
１０番	田尻良作君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場次績君

欠席議員（１名）

１１番	渡部貞信君
-----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	渡邊文星君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	根岸弘正君	復興推進課長	谷田謙一君
町民税務課長	大浦泰夫君	災害対策課長	岩野寿長君
産業・賠償対策課長	高倉敏勝君	復旧事業課長	鈴木敏雄君
健康保険課長兼津島支所長		福祉こども課長	星光美君
兼津島診療所事務長	紺野則夫君	会計管理者兼出納室長	島田龍郎君
生活支援課長	中田喜久君		
教育委員会教育次長	屋中茂夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、11番、渡部貞信君から欠席届が提出されております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第5号））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 承認第6号、専決案件第7号について若干の質疑をさせていただきます。投票率については報道されたとおり、私も開票立会人として参加をしておりました。県内59市町村のうち、大熊町が56位、双葉町が57位、浪江町58位、富岡町59位ということで、被災町村おしなべてワースト5のうち4自治体が入っているということでもあります。まず低投票率になった背景については、改めて聞くまでもないと思いますが、執行者としてなぜこういう結果になったのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 県内で後ろから2番目の投票率ということの結果でありました。やはり双葉郡8町村全国各地に避難しております。そういうことで、なかなか投票所までの距離が遠いということで、いろいろ不在者投票等の周知はしておりますが、なかなかそれが大変だということでの投票率になったかと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 原発避難という特別な事情があるということについては、まったくそのとおりだと思います。その上でなのですが、結果を踏まえて改善できることは何かということについても見ておく必要があるのではないかと思います。

そこで私も町民からいろいろ苦情が寄せられました。投票所が遠

くて行けない。ご案内のとおり、当日投票所は県内仮設4カ所、期日前投票所は6カ所ということで、県内あるいは全国に避難している現状からすれば、有権者の方が言うとおりのこととあります。

それから、在宅投票をしようと思って書類を見たが、書くことに慣れていない我々として非常に面倒だということです。それから仮設については県内33カ所あるわけではありますが、巡回バスが運行されたところは本宮市、二本松市、福島市ということでごく限られていると。それから衆議院選挙ですから、新聞、テレビで連日報道されて宣伝の面では相当なされていると思いますが、ポスター掲示場がないと、何となく選挙の気分がでないという意見でした。これは県外避難の人からすれば、こういう問題がさらに大きな問題としてのしかかってきているということです。それで、こうした問題を今の法律的な制約があるのかもしれませんが、選挙予算の中で改善できる部分があるのではないかということについて、どう検討されているのか。

あと結果として、浪江町の場合は選挙区で50.71%、比例で50.72%だったわけですが、半分の方が棄権ということです。投票の内訳について確認をしておきたいと思います。当日投票、期日前投票、在宅投票はそれぞれいくつだったのか。このところを確認を含めて問題点の改善をお示してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 投票の内容について手元に資料持っておりませんので、休議していただいて揃えたいと思いますので、お待ちください。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時07分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時12分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 選挙の改善点ということでございますが、当日投票所4カ所ということで、今回もいろいろご指摘を受けました。期日前だけあって当日の投票所が閉鎖しているということもありましたので、これにつきましては、投票時間の繰り上げ等も含めまして選挙管理委員会の中で、次の選挙については考えていきたいという考えを持っております。

ポスター掲示場は、1 投票区が最大10カ所ということで、浪江町でやっておりましたときには17投票区がございました。それでかなりのポスター掲示場を設置できたわけではありますが、今は1 投票区ということで、浪江町全体で1 投票区ということで10カ所のポスター掲示場しか設置できません。それは公職選挙法の規定によるものですから、町で増やすことができないという状況でございます。

それに続いて投票の内訳ということでございますが、小選挙区でお答えしたいと思います。まず期日前投票でありますが、期日前投票が4,361人です。不在者投票につきましては1,579人であります。

うち8人が障がい者等の在宅投票になっております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 小選挙区では投票総数が8,325でしたから、期日前、在宅で約7,000人です。したがって90%近い方々が、約90%にはなりません。期日前投票、在宅投票ということです。逆に、ここにシフトした改善策を考える必要があると思うのです。今の課長答弁では、次の選挙から投票時間の繰り上げをしたいということでしたが、今回の結果を見て、改善点としてはこれだけでは極めて不十分だと思います。バスの運行や投票所の設置箇所を増やすと。あるいは期日前投票についても同じように改善するということが求められていると思います。

何よりも県内1万4,000人、県外7,000人と言われておりますが、一番ベターなのは、東京の人から電話をいただいたのですが、東京に避難をしていると。東雲の住宅に入っている人は、江東区の計らいであそこの住宅の下で期日前投票をしていただいたと。それでも投票に行く人が少ない。結果としてその人は何を求めたかということ、避難先市町村で投票できるようにできないかと。もちろんこれは法的な制限があるわけですから、改善する必要があると思いますが、国民の最大の義務である投票権を絶対的に保障していくということであれば、今回の原発避難という異常事態に対応したそういう改善策が、あるいは法の整備が求められているということだと思うのです。このことについて、早急に総務省なりなんなりに、県の選管とも、あるいは双葉郡の町村とも協議をしながら改善策を求めていく必要があると思います。これは行政の責任者である町長がどう対応されるのか、お答えいただきたいと思います。

それから、来年の4月には町議会議員の選挙が行われるという決定通知が、選管で決定したという文書をいただきましたが、来年の選挙に向けて選挙管理委員会では有権者の声を聞きながら具体的に改善策を示してほしい。これもぎりぎりになってからでは間に合わ

ないわけですから、早期に改善策の検討に着手していただきたいということです。

以上、町でできること、それから法的制限、制約を改善させること。何よりも、どこにしようとも浪江町民という取り扱いをするという基本理念で浪江町の復興にとりかかるということが復興計画の大前提であるわけですから、その中のもっとも基本的な権利である投票権が、行政の対応の不十分さから問題点を残すということのないようにしていただきたい。

最後の部分は要望ですが、前の件についてはお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。ただいま議員がおただしのとおり、我々国民に与えられた貴重な投票権でありますので、十二分に反映できるように、これから選挙管理委員会のほうにお願いをして、今般の衆議院選挙の検証、そして改善すべき点の究明というものをしていきたいと考えております。

いずれにしても、いろいろ改善点が出てくると思いますので、次の選挙においては改善点を総洗いをして、万全な体制で選挙を執行していただきたいとお願いしてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今回の投票者数であります、投票者総数が8,325人です。そのうち5,940人が不在者投票ということでありますので、90にはならないと思います。

改善策ということではありますが、今回も全国に有権者が散らばっているということで、有権者数で約1万2,000人が県内、4,000人が県外という状況でありました。そのために期日前投票、投票所をそう多くは設置できないということで、不在者投票に関する啓発といえますか、そういうことで不在者投票の請求書を封筒に入れてやりました。そういうことで不在者投票で行っていただきたいということもございまして、そういう工夫はしたのでありますが、やはりまだまだ浸透していないということでありますので、今後選挙管理委員会の中で、いろいろ考えを巡らせていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

法的な改善といいますか、これは公職選挙法全体の話になりますので、そういう現実というものをお話して、特例にできないかどうかということのお話はしていきたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度浪江町一般会計補正予算（第5号））についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第71号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 1点だけ質疑をしたいと思います。

私も行政法を勉強していないので、軽率なお尋ねになるかもしれませんが、議案第71号の条例の中身はここに書いてあるように、第1条中、町議会議員の選挙公報を発行するという一部条例改正であります。それはそれで了解とするものでありますが、問題はこの条例が、浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正ということで、この条例の頭が町長選挙ということです。条文改正で一部改正をするわけですが、選挙という意味では町長選挙あるいは町議会の選挙ということは同じであります。行政執行と議会側とはまったくそういう意味では立場が違っていると。別な言葉で言えば二元代表制だと。議決機関の選挙公報に対する条文は、町長選挙の条例とまったく同じ条例の中の一部改正でいいのかどうかという意味では単純な疑問と、基本的な疑問をもったわけです。

そういう意味で、問題がないのか、これでいいのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今回の改正であります。まず選挙公報につきましては、浪江町長の選挙だけでございました。そういうことで、浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例というこ

とになっておりました。ただ今回、議会議員の選挙についても選挙公報を発行するということで条文を改正する。それに伴いまして条例名、表題を浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例に改正するということで、改正後につきましては、選挙公報の発行については、浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例になるということでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 条例が町議会議員及び浪江町長の選挙に関する選挙公報の発行に関する条例ということで、頭も変えるということです。それから条文の中に「浪江町議会議員」も加えるということですが、初歩的、基本的な問題としてお尋ねしたのは、浪江町の条例だからこれでいいという行政法上の問題がそうであれば異存はないわけですが、権限からいうと執行機関と議会の議決権行使の権限はまったく別個であります。しかも選挙に関する条例であります。町長選挙あるいは町議会議員選挙ということで、一つのくくりでいいのかどうかということの疑問であります。問題ないということになりますでしょうか。私は選挙公報に関するものであれば、別々な条例にするというのが適切ではないかという考えであります。問題は無いんですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） これは選挙をするために選挙公報を発行するということで、候補者がそれぞれの何をやろうとしているというものを発表する公報であります。

ですので、公職選挙法によるものでありますので、そこに執行機関、議決機関というものは何も出てこない。あくまでも選挙公約を発表して有権者に支持を問うものだというような選挙公報の性質のものでありますので、そこには執行機関であるとか、議決機関の違いは何もないと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 公職選挙法上の問題で、議決権とか執行機関という権限にかかわる問題ではないと、あくまでも公職選挙法上の公報、公表に関する問題なので、問題なしという見解ということですから、私も勉強不足の点はありましたけれども、現時点では了解いたしました。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第71号 浪江町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第72号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第72号であります。この条例の一部改正は提案理由の説明の際もありましたが、1号被保険者の保険料について、保険料率増加の抑制を図る財源とするために基金を造成するということです。ご承知のとおり介護保険の保険料の多くは、1号被保険者、2号被保険者がいるわけですが、福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を財源とし、保険料増額を抑制するという目的で基金を造成するとするならば、1号だけではなくて2号被保険者も入ってしかるべきではないかと。これも素直な疑問ですが、ここにはなぜ2号被保険者は入らないのかということになります。お尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。なぜ2号被保険者は入らないのかということですが、2号被保険者は40歳以上になっております。いわゆる働いている世帯だという認識の中でのものであるということですが、働いている方からは当然保険料をいただく。今回の1号被保険者については、当然65歳以上でございますので、年金受給者いわゆるリタイア組になっている状況でございます。やはりこういった避難生活の中で、非常に経済的なものも相当に負担がされている。そういうことがあって、今回、1号被保険者のみのいわゆる保険料の減額に対する県からの交付金だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今の答弁ですと、この交付金はひも付き交付金
ということの答弁でしたが、それで間違いないのかということが1
つ。

それから、確かに65歳以上、私も65歳以上になりましたが、高齢者の保険料負担軽減、負担抑制の考え方は私はもっともだと思います。ただ、おかれている現状からすれば、2号被保険者も原発避難という生活環境におかれている。異常な生活環境におかれているということでもあります。しかも、この前段との答弁との絡みがそこに出てくるわけですが、交付金なるものは、私は特定被保険者のために運用するということではなくて、保険料増加を抑制するということであれば、当然40歳以上の方々にも恩恵、恩典があつてしかるべきだと思います。しかも、繰り返しますが、原発避難という生活環境の中では、なおのことそういう配慮が必要ではないかと思います。それは県から、そういう使い方はできないということになっているのか。そうではなくて、介護保険基金運用の中で末端市町村の裁量でそれが可能だということなのか、どうなのか。最初の質問にまた戻るわけですが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 再質問にお答えを申し上げます。これはあくまでもひも付きでございまして、当然のことながら県のほうでは1号被保険者のみの保険料の減免というか、保険料の抑制に使っていただきたいという趣旨のもとでの交付金でございします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 第4期介護保険事業に入っているわけですが、2号被保険者の保険料のこれまでの増加傾向についてはお示しいただきたいと思います。第2号被保険者の保険料は、これまでどうい
う上がり方をしてきたのかということです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） どういう上がり方ということでござい
ますが、2号被保険者の保険料率ということもございまして、所得に
応じた中身での上がり方でございました。そのどのぐらいと言われま
しても手元に資料ございませんのでお答えはここではできないわけ
でございします。やはり所得に応じた上がり方でございまして、いわ
ゆる給付費の1号被保険者というのが20%の保険料率でございま
した。

それから、2号被保険者というのはいわゆる給付額、1割負担分を引いた金額の30%が2号被保険者の保険料率でございします。

したがって、所得に応じた中での給付の中身を精査した中で30%の保険料率でございますので、当然所得があればそれなりの上がり方をしたということでご理解願います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号 浪江町介護給付費準備基金条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第73号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第6号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

○2番（山崎博文君） 29ページ、目6 災害救助費、節工事請負費152万8,000円ですが、これについては学校補修工事。36ページ、目1 学校管理費、節工事請負費で31万5,000円これについては浪江中学校外壁修繕工事となっておりますが、補修もしくは修繕工事で工事請負費は同じですが、目を災害救助費と学校管理費に分けた理由について伺いいたします。

33ページ、目2 道路維持費、節使用料及び賃借料264万6,000円ですが、重機借上料になっていますが、どのようなことなのか理由を教えてくださいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） お答えいたします。29ページの災害救助費の工事請負費、36ページの学校教育費のほうの工事請負費の違いでございますが、3款のほうは、二本松市内の下川崎小学校と旧針道小学校に開設しております小中学校の工事請負費でございます。

それから10款のほうは浪江町の中学校の工事請負費ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは8 土木費、道路維持費の重機借上料についてご説明を申し上げます。これは町道路肩の草の繁茂の草刈り、竹の伐採を予定してございまして、草刈り機及び軽トラックの借上げ料でございます。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 3 点とも理解できましたが、ここで災害救助費についてなのですが、目の災害救助費を設けた理由としては、行政賠償請求を精査するにあたってスムーズに移行できるようにという確か理由だったと思うのですが、10月25日、上水道の減収分など約6 億2,000万円ほど行政賠償請求をしています。期限を区切って12月31日まで支払いを要求をしていたはずですが、その点についての国の動き、国の回答等あれば教えていただきたいと思います。

合わせてこれは総務常任委員会分なのですが、委員長から許可が得ていますので、その他行政賠償請求の今後の流れの請求の有無などについて、考え方をお伺いしたいと思います。

それと、道路の除草とか竹の伐採の重機とかという話ですが、やる人です。それは町の職員がやるのか、それとも業者委託するのか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは10月25日の上水道、下水道、農集排等の賠償請求後どうなっているかということでございますが、12月6日に交渉を行いまして、東電からは追加的費用の設計書の見方、算出方法等々の詳細な質問がありました。また賠償の現状ということで、東電から今年度中に自治体向けの賠償基準を設ける予定で、準備ができたものから示していきたいということでございました。町からは、東電に対して速やかに支払うように柔軟な対応を求めています。

さらに、本日18日に2 回目の交渉が予定されておりまして、東電からは、地方公営企業に關しての東電の賠償方針について及び支払い期限についてお話をしたいとの連絡でございました。

次に、町道の草刈りの補正についてでございますが、これは委託請負費の補正ということでございまして、このほか直営で職員が行って草刈りをするものはここにはもちろん入ってません。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今後の賠償の考え方ということでございますが、一般質問でもありましたが、整理ができた段階で会計や事業を年度ごとに整理がついた時点で順次賠償していきたいと。賠償で

きるものから賠償していきたいということで考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 1点だけ除草作業についてなのですが、町職員に関しては、例えば今まで聞いた中では職員もやっていたという話を聞いております。やはりこういうのは職員がやる仕事と考えられますが、あまりにも今回の除草作業は大規模になると思うので、職員はなるべくやめていただきたいし、その分シンクタンクとして職員は取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 26ページの6災害救助費、職員手当の一般職員時間外手当の8,800万円の件でお伺いします。以前に日にち等は、3月11日からの残業時間等からあったかと思いますが、日にち割の人数と、その人数で割った時間当たりの平均単価でいいので、わかれば資料か何かで提出していただけないと、この金額が適正なのかどうかもぜんぜんわかりません。

また、もう1つお聞きしたいのは、この震災、役場の職員さんは一生懸命やっていたのは私も近くで見えていました。しかし職員の方は給料をいただいている、ある程度恵まれた環境にあって被災している町民の方がほとんどです。その上で町民の方は5時以降でもボランティア活動をしていたと思いますが、全然報酬などはいただいております。なぜ職員だけが時間外手当該当になるのでしょうか。これは町長からお聞きしたいと思います。

公務員というのは、若干たりとでもボランティア精神、若しくは震災のときには絆という形で奉仕作業するのが当然かと思いますが、この辺はどう理解しているのでしょうか、お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 資料について配付したいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時49分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時51分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 1日当たりの人数ということですが、これはトータルでということではかつかんでおりません。該当者数が174人です。平均をしますと50万5,747円となります。

時間につきましても、24時間拘束していたということで、その中でこれだけの時間にしぼってしたと。あとは不眠不休でやっておりましたけれども、ある程度のボランティア的精神ということで時間外手当につきましてはこの時間でお願いしますというこであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。やはり公務員は、全体の奉仕者であるということには間違いございません。しかしながら、公務員といえども、身分、その身分の中に家族を構成している状況があります。そういう状況の中で、労働基準法にも定められている労働時間それから賃金そういうものもございます。そういう状況を鑑みて本当に町民の方がバラバラに避難しているところで公務員だけが時間外手当をもらっているのかというご指摘、これは確かにあると思います。しかしながら、この参考資料を見ますと、私もそうですが、3月11日から夜を徹して避難してくる方々、あるいは津波での捜索状況、さらには12日から原発事故が起きて、これまた過酷な労働を強いられておるということは議員おただしのとおりです。そういうことで、3月12日から15日まで役場機能を津島支所に移し、そして3月15日から二本松市の東和支所に役場機能を移行しました。その間、40日以上、休憩する場所もなく、夜はこういう廊下の中に布団をひいて寝たと。そのときには非常に避難する状況が町民にとって過酷な状況でありましたので、朝が明ければ5時あたりから電話が来ていろいろと問い合わせなり、したがって仕事をいつ始めていつ終わったのか分からないような状況で職務を遂行していただきました。そういう状況の中で、タイムカードを押したり何かをして時間の管理ができなかったということは大変申し訳なかったと思いますが、そういう状況の中で、今資料にありますように、要するに何時から何時、それから勤務外の職務外の時間、夕方の5時30分から何時までと。これはここに記されているように、きちっとした時間が設定されなかったことは間違いないです。

したがって、時間の中で資料にあるように区切った中でお願いをして時間外手当というものを出している。これは労務に対する対価と申しますか、そういうもので捉えていかないと、先ほど申し上げましたように、職員も家族も持っていますし、身分の保障はされていますが、やはり労務に対する対価という認識は必要だということで、今回所定外時間というものを充てていただいたということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 3番。

○3番（山本幸一郎君） 今の町長の質問で時間外の気持ちは分かります。まずもって浪江町町民は、3月いっぱい誰でも廊下みたいなところで寝ていました。私がこういたいのは、多くのボランティアの方に、若干でもやってくれた方に気持ち程度でも出ているのであれば、職員の方いただくのももちろん当然だと思っております。その上で、なぜ無職になられた方が多くて、職を安定されたと言ったら失礼ですが、頑張った町職員の方には若干程度払っていたといままで思っていたのですが、今こうなって払っていなかったのはあれですが、このような金額、残業手当1日1万円ぐらいなんです、簡単にいうと。このような金額が給料の他に手出しされるというような状況が、この被災時に適切だったのかということが私先ほどの質問の中にもそのようなことが言いたくて思っていました。

また、私も3月いっぱい、浪江町役場の庁舎の所で寝ていたので、誰が来ていたのか、誰々課長がいなくなったとか、こういう内容はよくわかります。職員の方も大勢家族あつて避難された方もいましたので、内容はわかっていますが、この定かでない勤務態勢で大体の勘定ということで若干は減らしてあるのでしょうけれども、この辺の4月以降だったら、人数いくらぐらいと把握していたと思うんです、3月20日まではわからないとしても、職員の勤務態勢は。朝あそこで朝礼をやっていたのですから、わかっていると思うんです。だったら、もう少し詳細な時間外の表を出していただいてもよろしいのではないかと思います。くどいようですが、なぜ震災、落ち着いた20日以降の時間外の日数等々をはっきり明示されないのか。もう一度お聞きします。

また、町長にもそのような内容、今の内容で気持ちはわかりました。でもそれが今落ち着いたから言えるような話だと思うのですが、その当時の状況で、万が一、次の月に時間外手当ですよと出せますか。私はそこを言いたいのです。今は1年9カ月も経ったのでこのような話が出てきたのでしょうけれども、その時の気持ちを皆さん忘れているかと私は思います。もう一度町長にもその上答弁をよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 3月20日以降ということでしょうか。3月20日以降につきましても、まだ班体制にもなっていないということで、避難者の対応を全職員でやっていたという状況で、そのあと東和に行きまして避難所の数等も増えました。その職務が毎日毎日違って来ていると、その職員、職員が忙しいところに人を回すものですから、いろいろ職務が変わってきたということで時間的にそれぞれ

れ違う部分があるということでもあります。人数につきましては、出てこなかった職員、これについてはすべて掴んでおりまして、これは既に給料の減額を実施しております。そういうことで、東和に来て落ち着いてからやっと班体制になったと。その班体制も先ほど申しましたように、一次避難から二次避難ということでそっちのほう
が忙しくなる。また、そのあとは仮設住宅の移動ということで、仮設住宅のほうの仕事が忙しくなるということで、日々業務が変わっていったということでありましたので、そういうことで最低でやったのがこのぐらいなのかということでも時間設定をしたものでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 思いは議員わかっていただいたとご理解しています。やはり職員の今後のモチベーションも考えていかななくてはならないということもございます。これは、本当に町民の方には大変申し訳ない感じも私自身がもっておりますが、やはり先ほどの話をしましたように、労務に対する対価というものをやはり考えてやらないと、今申し上げたモチベーションも上がっていかないのではないかと考えております。この件については、いろいろ職員の方々と話をさせていただきました。先ほど議員がおただしのおり厳格な数字は出てきません。とにかくあのときこういうような状況で、私は時間外の手当についてはこの部分とこの部分の時間はいいですよ。これはあとはサービスといいますか、そういう状況だと。そういう方々がいろいろと話を総務課の中で聞き取り調査をして、そしていろいろ不具合な点もあると思います。そういう状況の中で、最低限の形で何らかのこういうこともあるんです。ボランティアについても有償ボランティアということもありますし、ですからそういう感覚の中で捉えていただくということで、ひとつご理解いただきたい。第一にモチベーションも必要であるということをもひとつご理解いただきたいと思いますと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 私も今の追加払いについて質疑を予定しておりました。順序が逆になりますが、そこから入りたいと思います。

一言でいって災害避難の中で、全町民が等しく、等しくという言葉遣いは適切でありせん。全町民が塗炭の苦しみを味わって毛布1枚で床に寝て生活をしたということです。その中で、役場職員について超過勤務手当が遡及して支払われるということについては、一般町民の感情からすれば、役場職員は恵まれているなという思いを持つことは確かだと思います。かといって、最大の奉仕者である公

務員労働者の24時間の勤務態勢の対価に対して、何ら報酬の支払いがないということも、これまた一般社会としても許されるべきことではないと。基本的には、私は今回の災害時に伴う、超過勤務支払いについては、やむを得ないと思っています。その上で、同じような状態は、福島県でも他町村でもあると思うんです。県や他町村では、超過勤務遡及支払いについてどのような取り扱いをされているのか、把握をされていたらお答えいただきたいと思います。

それから、管理職手当、米印で書いてありますが、管理職についても超過勤務扱いにすることですが、管理職については超過勤務手当がないと。しかし災害業務従事24時間勤務ということで特例的に超過勤務扱いすることです。そのところ、先ほどの問題ではないけれども、法的なルールと管理職に対する超過勤務を遡及して支払うということについて齟齬がないのかどうかということが2つ。

それから、3点目としては、続けて書いてありますが、退職者についても遡及して支給すると。これも私勉強不足ですが、当時役場職員であったということから受給する権利、支払う義務が発生するのかどうか。発生するから遡及支払いということになると思うんです。このところ今少し我々が納得できるように説明をいただきたい。

それから8,800万円でしたよね。去年は一律10万円で超過勤務支払っていると思いますが、これも災害業務だということになると思うのです。したがって、これも含めて損害賠償請求をするということになるのか。それとも一般的な行政経費ということで交付金、特交なのか通常の地方交付税なのか、そのところです。交付金算入になるのか。以上、このことに関してお尋ねをしたいと思います。

それに関連してというのは、今3番議員もボランティアに対する若干の手当も考えるべきではないかという意見がありましたが、私ははっきりしているのは、浪江町の消防団の、それこそ日夜をわかつたぬ苦労、犠牲をいとわぬ救助活動、これもまた調べる余裕がなかったのですが、今浪江町の条例や地方自治法の中でこういう災害業務に当たった場合の消防団員に対する時間外手当というものはあるのかないのか。あるとすれば、そのことについてどう検討されているのかということまでお尋ねしたいと思います。

それから、議案第73号のページに沿って追加で若干質問をいたします。12ページ、民生費県補助金の中の応急仮設維持管理事業、これは産業建設の所管でありますけれども、応急仮設に伴って、さまざまな問題があるということは担当課にも要望しておりますし、災害

対策本部でも、さまざまな角度から議論されていると思います。そこで教育委員会にここで聞くしかなかったものですから、関連して聞くのですが、仮設住宅で就学前児童、あるいは就学児童がおります。そこで遊具の設置などはどうされているのかという問題が1つと、遊び場がなくて子供がいないということで逆に寂しがっているところもあるわけですが、遊び場が狭くて子供同士でけんかをする、遊び場の陣取りで。それもたくましいと思うのだけれども、そういうことも起きているということも話をされております。現状をどう把握されているのか。現状把握の上でどう対応されるかということです。

それから23ページ、社会福祉総務費は110万円の減額補正で提案理由の説明では、NPOの申請が見送られたということによるものだというのですが、生活支援相談員、社会福祉総務という数の中に入ると思うのですが、散在している仮設では、ほとんど社協が派遣する生活支援相談員の訪問がないと。ゼロだとは言っていないでした。ほとんどないというお話も聞いたわけですが、どうなっていて、どう改善されるのかお尋ねいたします。

それから28ページ、使用料及び賃借料で除雪対策費200万4,600円が計上されております。川俣町も含めて分散仮設があるわけですが、除雪道具や除雪対策については、ほかの仮設と同様な対策をされているのかどうかということについてお尋ねしておきます。

それから30ページ、子育て支援事業は保育料の助成で1,500万円の減額であります。この場でも確認はしておりますが、保育料については、浪江町としてはどこにしようとも助成するというものでした。そこで、保育料の助成基準がどうなっているかということでお尋ねしたいのですが、福島市の佐原仮設に入っている保護者からの意見でしたけれど、私立の保育園に2人の子供が通所している。助成申請したのですが、該当になっていないと。ほかでは保育料は、浪江町が助成すると聞いたのですが、保育料の助成の基準が何かあるのでしょうかということです。お答えをください。

それから、35ページ、奨学金の貸付事業で約250万円ほどの減額です。これもこういう事態の中で利用者が少ないということによる減額補正だという説明がありました。それはそれでそういう一面があると思います。同時に、私はこういう時期だからこそ学びたい子供については、奨学金を利用して進学できると思うのです。利用者が少ないという説明でしたが、具体的にどういう状況になっているのかについてお答えいただきたいということと。対象となる学生がいる家庭に対して、町としてもこういう奨学制度を準備していると

ということで、案内をやはり行き届いた案内をする必要があると思います。そういう取り組みはどうされているのか。

それから、浪江中学校の外壁工事、それから地域スポーツセンター周辺工事、36ページの教育費で予算計上されております。災害に伴うものだということですが、これは災害査定を受けたのかどうか。まったく災害査定とは別個に町単独で外壁工事や周辺の補修工事をやるということですか。そここのところをお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 時間外の他町村の状況であります。県のほうは聞いておりませんが、双葉郡内の総務課長会議で時間外の認識があるところは浪江町と双葉町ということであります。他については既に支給済みということであります。また、相馬市についても早い段階で支給をしたと聞いております。

次に、管理職についての時間外の支給ということですが、しばらく職員を管理できないということで、管理職手当についても支給を止めておりました。そういうことで時間外手当を支給することは問題がないのではないかと考えております。

次に、退職者であります。これにつきましても、その当時、発生時でありますので、その当時、時間外をしていたということでもあります。その退職者についても時間外を支給をしたいということでもあります。

それと損害賠償の関係であります。これについても時間外の手当についても原発事故によってこれだけの職員の時間外が出たんだということで、東京電力のほうともやりあっておりました。職員が個人的に損害賠償、時間外が支給されないために東電に賠償できないかという話もしていったわけですが、職場がなくなって賃金が支払われないという状況でないということで、職員個人からの賠償が受けつけられないということでもありました。

しかしながら、今回の町の自治体賠償につきましては、これは当然原発事故の影響でこれだけの時間外が発生したということでもありますので、当然特別交付税のほうにもある程度要望をしてみたい。そこで要望が果たされなかった場合については、当然東京電力のほうに自治体賠償として賠償請求を出したいという考えをもっております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 消防団の災害業務にかかるいわゆる時間外手当の支給でございますが、時間外手当は支給してございません。現在支給しておりますのは、団員の報酬、それから仮設住宅の

訪問とか行方不明者の搜索、検閲式に出席した団員については、出勤手当ということで支給しております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 応急仮設住宅での子供たちの遊具等のご質問についてお答えしますが、我々避難後、仮設住宅の子供につきましては、どちらかといいますと小中学生の児童生徒の居場所づくり、あるいは学習の場の提供とかいったことが主な内容になってございました。いろんなボランティアの協力をいただいて、何とか運営をしております、ただ居場所づくり、あるいは学習の場につきましては、仮設だけでは対応しきれないところがありますので、福島大学などの協力いただきながら、福島大学まで出かけていってそういう時間を設けるとか、そういう対応もしてまいりました。

ただ、議員からご指摘がありました子供たちの遊具であるとか、遊び場については、大変申し訳ありませんが、具体的な情報が届いていなかったというのが私の認識でございます。これらにつきましては、子供の年齢層とか内容によりましては教育委員会の範囲ではないのかもしれませんが、教育委員会として対応すべきことが確認できましたら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 仮設での生活相談員の状況ということなのですが、応急仮設とみなし仮設のほうにも巡回を始めるということでございます。あとは集会所を利用したお茶会などの集団支援なども実施しております。各種福祉及び生活関連のサービスの利用援助ということで、繋ぎ役ということでやっておりますが、現在は桑折町に4名、福島市のほうに9名、二本松に15名、本宮市4名ということで32名配置してやっております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 28ページの除雪対策についてですが、去年雪が多いということで、今年、各出張所を通しまして、各仮設において昨年使った道具などを点検しまして、追加で各仮設のほうに配布しております。もちろん川俣町のほうにも当然配布しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 子ども手当の保育料の助成ということなのですが、平成24年度もかかった分、市立、公立問わず保育料にかかって支払った分です。前期と後期に分けて支払っております、今回が前期で9月までの分を県外が40名、県内が52名ほどおりましたが、請求済であります。今回、減額は予算を多めにしてお

いたのが1つと、行った市町村で減免になった方々もおるということで、今回は減額しております。

今議員おただしの方なのですが、まだ請求があがっていないのではないかと。通常はかかった分は、うちのほうから連絡をして請求書と領収書を一緒に送ってもらうということになっております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 教育委員会関係で35ページ、36ページ、37ページ、3件ほど質問が出ておりますのでお答えいたします。

まず、35ページの奨学資金の貸付金状況でございますが、平成24年度の貸付状況は大学生が4名、専門学生が9名、高校生が2名、計15名となっております。そのうち平成24年度の新規は、大学生が1名、専門学生が1名、計2名でございます。高校生は現在無料でございます。

その周知方法でございますが、町の広報紙あるいは町のホームページには常時出ております。そうした広報活動を行っております。平成24年度なぜ利用者が少ないのかということでございますが、例えば福島大学の場合ですと、東電の原発の事故に遭われた被災地、警戒区域とか計画的避難区域あるいは緊急時避難準備区域の方々に対しての免除制度がございます。そういった関係で、今回奨学生の申し込みはないと理解しております。そのほか東日本大学あたりもそうした内容で免除制度がございます。

次に、35ページの工事請負費、中学校の工事請負費31万5,000円ですが、浪江中学校の体育館の西側の壁が震災において壊れたということで応急補修工事でございます。災害査定によるものではございません。応急補修工事でございます。

それから、同じく37ページの地域スポーツセンターの工事請負費160万円ですが、これにつきましても応急的な補修工事でございます。先般9月の議会、文教厚生常任委員会の委員の皆様からご指摘がございまして、とにかく雨風を防ぐだけでもそうした応急工事をしたらどうかというご指摘がございまして、今回、応急補修工事に着手するところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 応急工事についてはわかりました。学校等も含めて公共施設が損壊しているのではないかと思います。その調査も含めて応急工事ができる部分は応急工事でやると。あるいは一括でやれば災害査定の対象になるということであれば、そちらのほうも視野に入れながら、調査と応急工事と予算措置について、手抜き

のないように対応をするべきではないかと思います。全体の問題です。総務課長どう対応されるのかお答えください。

それから、奨学金についてはわかりました。福島大学や日本大学で、どれだけ免除制度利用されているのかについてはわかりませんが、そういう制度を活用されている子供たち、学生もいるということです。なお、私が指摘をしたのは、対象学生がこういう事態で学びたいけれども学べないというこのないように、町としては最大限の対応をすべきだと、心を寄せた相談も含めて対応していただきたいと、これは異存がないと思いますので、答弁はいりません。

それから、保育料については個別で確認をいたしました。

職員の残業手当に関係して、消防団はどうなんだというお尋ねをしました。時間外手当の支給はしていないということです。これは緊急災害救助という、まったく犠牲的な精神で救助活動や災害支援に当たられたということだと思うのです。対象になる部分については、先ほど職員1人50万円という答弁もありましたが、私は非常備消防についても何らかの対応をすべきだと。これをどうされるかお答えください。

それから、消防団についてなんですが、一般町民も夜眠れない等々、深刻な災害ストレスをかかえていることは、ここでも同僚議員からもさまざまな角度から質疑がなされ、町でも保健事業について対応されました。それはわかっております。その上でなのですが、今の消防団に関して、消防団の震災後ストレス対策の必要があるという指摘があります。災害現場に直面して、そのことによる惨事ストレスというのだそうですけど、それが心配される。消防庁のほうでも何らかの対応をしなくてはならないと言っているという情報もありますが、個別具体の問題として、浪江町として消防団の震災後ストレス対策が必要ではないかと。超過勤務手当による経済的なカバーは、それはそれとして検討していただくこととして、合わせてこういう角度から対応すべきではないかと。このことについて浪江町ではどうされているのか、お尋ねいたします。

それから、子供達の生活環境、遊び場。私は子供のころから百姓仕事をやって木登りしてチャンバラごっこをやって、遊び放題遊んできましたけど、子供達もものすごい災害ストレスがあるのではないかと。逆に、学力テストを受けるべきだという議論もありましたが、私はのびのびと遊ぶことが一番大事なのではないか。もちろん外で遊ぶと、また被曝の問題もありますから、追加被曝もありますから、さまざまな角度から考えなくてはならないのだけれども、子供たちの健全な心と体を育てるという点からも、災害時の重要課題

としてこのことに取り組んでいただきたいと思います。教育長改めて現状把握はこれからということでしたが、ぜひお願いをしたい。

これも関連してしまいますが、応急仮設の人達は、それぞれ地域の人達と繋がりをもって、地元の人達の老人会に入ってゲートボールをやったり、さまざまな活動をやっています。それは楽しいと言っています。同時に私のほうにもグラウンドゴルフとかゲートボール場を空き地があるからつくってもらえないかという要望もあります。このこともぜひ検討していただきたいと思います。検討されるかどうか。これはどこになるのか。災害対策課か、担当するところでご検討いただきたいと思います。

それから、最後になります。超過勤務手当の遡及支払いに伴って、東電と、これまでいろんな角度からやってきたけれども、今後は追加支払いの分については２段構えで、一つは特交、一つは東電賠償請求という２段構えとは違うのかな、同時並行で経費補てんを検討するということですから、これは真剣に模索というか真剣に対応してください。そのことを求めておきます。その上でなのですが、この前も職員の過重勤務について、改善の必要ありという問題を指摘しておきました。現状は、当時の騒然たる状況ではないにしても、復旧、復興に伴って、新たな分野での町民要望、新たな分野での行政事務。これはまったく予想がつかないことが出てくるのではないかな。だから職員の健康管理も同時にやってもらいたいけれども、職員体制の補強が必要ではないかな。もちろん必要な人事異動ということについては、この前答弁がありました。それはそれでわかりますが、人が足りないのではあれば、国や県に人的派遣を要請すると。技術専門家も含めて人手が足りないのではないかと思います。このことに私は具体的緊急に対応すべきだと思うのですが、これも総務課になるのか、町長部局でどのように検討されているのか。若干具体的にお答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 公共施設の復旧ということでありますが、警戒区域がはずれまして今回区域見直しになるということになれば当然浪江町にも入ってきますので、計画的に公共施設の調査あるいは災害査定、修繕ということで計画的にやっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 消防団員の災害業務に対する時間外手当の支給と、さらには震災のストレス対策ということでございますが、これらにつきましても、他町村の状況を踏まえながら検討させ

ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 子供達の遊びの問題ですが、本来の町ではないところでの生活をさせていただいているということで、まず第一にいろんな意味でスペースの確保の問題になるだろうということとはさらに考えます。それは大きな課題ではありますが、どのような需要があるのか、こういう限られた制約の中でどういう工夫ができるのか、そんなところから検討をしてみたいと思います。

そういうものとあわせて、子供達が伸び伸び遊ぶという意味では既に県であるとか、善意のある方々からそういった場所へ数日間行って過ごすという機会もありますので、こういったものも抱き合わせて、できるだけ機会を確保できればと、そんな努力をしてみたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 職員の過重勤務ということではありますが、今回選挙がありました。前回の選挙につきましては、全国の各市町村から応援をいただきましてやりました。今回は国政選挙ということでどこからも応援が貰えないということで、庁内だけで対応しなければならないということになったわけです。そういうことで、前担当者を総務課のほうにお借りしてということで、いろんな職員の応援をいただきながら庁内で対応したわけでありまして。そういうこともこれからは必要になってくるということで、どこの課勤務だからほかの課の仕事はしないということではなくて、ある程度弾力的にある程度応援したり応援を受けたりということで、庁内的にはやらなくてはならないであろうということでありまして。

一方、総体的に職員を増やすということはなかなか考えづらいということでありまして、各自治体のほうに支援を今呼び掛けております。そういうことで、来年支援を考えるというお答えもいただいているところもございます。

また、県におきましては、再任用職員を県で採用して町村に派遣するという事業もやっております。それについても申し込んでございますが、なかなか人が集まるかどうかということについてはまだわからないということでありまして、いずれにしてもそういうことで他団体、県あるいは国には支援をさらに呼び掛けていく、お願いをしていくということで対応していきたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） ゲートボールの新設についてのご質問でござ

ざいですが、今回、郭内ゲートボール場とか檜山パークゴルフ場を利用させていただいて町長杯を行いました、そうしたゲートボール場の確保につきましては、二本松市ともいろいろ協議しながら、どのような解決策があるか検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） まだ、私が求めているものに対して、全面的に答えるという回答になっていないものもありましたが、一歩前に出ていただきたいと思います。その上で、グラウンドゴルフとか、ゲートボール場についてなのですが、仮設によってはさまざまな対応をされております。一律一概にということではありませんが、問題は二本松市の仮設だけの問題ではないということです、県内33カ所に仮設があるし、そこですべてということではなくて、借上げで生活している人達は本当に情報不足で不満たらたりますので、行政の対応としては、ここに役場があるからということで、この範囲でものを見ていないとは思いますが、ここに出される問題はもちろん二本松市の問題もありますけども、避難者全体の問題だという受け止め方をさせていただいて、行政の対応を求めていると思います。要望です。答弁はいりません。

○議長（吉田数博君） それでは11時まで休憩いたします。

（午前10時46分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

15番。

○15番（佐々木恵寿君） 職員の時間外手当の件についてご質問申し上げます。

先ほど来いろんなやり取りがございました。大方方向性あるいは提案された内容については理解したつもりであります。

しかしながら、先ほどの総務課長答弁で、管理職員に対しての超過勤務扱いで、管理できないので超過勤務手当を支給したいという趣旨の答弁がございました。管理職員が管理できないから超過勤務手当を支給するのだということの意味がどうも理解できないわけがあります。そもそも管理職員が管理できないというのは、単純に言えば職務怠慢という判断がなされるべきであって、管理職員のそもそものやるべきことはなんなのかというところに大きな問題がある

のではないかと考えました。

そもそも大災害にあっても労働をした、使用したという関係においては、いわゆるお互いの権利と義務を果たすということから話が成立するわけでありますから、要は簡単な言葉で言ってしまえば、払うものは払ってきちっと働けというところにあるかと思います。いわゆる公務員の全体の奉仕者たる話ということは、お互いの権利と義務を果たした上でのことであります。これは法的にもそういうことでありますから、議論をはき違えているとも感じました。お互いの権利と義務を果たした上でなされることでありますから、当然その先は因果関係は何かと言ったら東電の事故に決まっている話でありますので、交付金申請ということではなくてこれは完全に賠償請求に値することだと私は思います。

したがって、きちっと払って、きちっと仕事をする。そして全体の奉仕者たらしとする職務を遂行する。そしてその費用は因果関係がある東電に賠償請求をするということが、非常にそう大きな問題にならず、きちっとして進めるべきことであると思います。それから非常に大きな金額でもありますので、職員労働組合との関係でどのぐらい議論がなされてきたのか、あるいは合意に果たして至っているのかどうか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、町長の答弁の中で、いわゆる職員のモチベーションが重要だという趣旨の発言もございました。これはごもつともなことでありまして、働いたのになればモチベーションが下がるに決まっている話でありますし、町長として総合的に判断されたと思います。それは至極当然のことなのかと思います。懸念するのは、果たしてこの金額が本当に妥当なことになっていたのかということです。足りないのではないかという懸念もしないわけでもないで、そういう部分を権利と義務の関係からして、果たして今後問題化しないのか。あるいはどう捉えてどういう処理をしたのかについてご質問をしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。職員組合との話し合い、これは総務課のほうでやっていると思いますが、私も新しく役員が替わったのですから、その中で若干お話をさせていただきました。今議員おただしのとおり、お手元に出しました予算の積算基準ということについての話し合いをしまして、職員組合としても議員がおただしのとおり、足りないのではないかという話が出ました。しかし、あの状況の中で労働時間の管理ができないし、職員の皆さんも動転

していたということで、こういう基準があればある程度納得いくということで、その中でいろいろお話し合いで出たのが、私たちも今議員がお尋ねのように、業務に対する対価というとらえ方をさせていただいて、そして私どももやっぱり仕事をする上でのモチベーションを、やはり町長保っていただけないかという話もありました。そういう状況の中で、若干金額が低くなるかもしれませんが、何とかその辺でひとつ合意をしていただけないかという話し合いもさせていただいたということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 管理職への時間外の支給ということですが、災害業務ということで3月11日以降、課長ということは持っていましたが、課員も別々なところで仕事をやっている。課長も一般職員と同じような業務災害の業務に当たっているということでもありますので、管理職にも時間外の支給をしたいということでもあります。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（佐々木恵寿君） あのような大災害下にある勤務形態の中の管理職としての管理能力あるいは管理の仕方がどうだったのかという質問ですので、今の総務課長の答弁がずれておまして、解説しながら説明しますと、管理できなかったから災害も勤務形態が非常に劣悪で管理できない状況にあったので、管理できなかったから管理職手当を廃止して時間外手当を支給するんだということでの理解でよろしいのでしょうか。

とすれば、先ほど私申し上げましたとおり、劣悪な労働環境の中にあって、管理できないのは劣悪な労働環境が問題ではなくて、管理職としての能力の問題だと私は申し上げたいのです。だからそこに管理職手当を支払わないで時間外労働手当を払うということは本末転倒ではないかという質問です。きちっと管理職手当を払って、管理職としての職務をまっとうすべき事柄だと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 管理能力ということですが、それぞれの課員を把握しきれなかったと、管理しきれなかったというのは事実でありますので、そういうことで今回は管理職についても支給したいということでもあります。なかなか平常業務でありますと、職員の年休であるとか、そういうものについても管理体制、勤務時間の把握というものも、当然管理職が把握すべきでありますので、そう

いうことが全然できなかったというようなことで、勤務時間についても24時間勤務、管理職も含めて24時間勤務ということでありましたので、そういうことで管理職手当を支給するというよりも、時間外手当で対応するとしたわけでございます。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（佐々木恵寿君） 何度やってもかみ合わないのですが、皆さん管理職でご本人前にしてこういう議論になっているわけですが、本来なら管理しなくてはならないわけですから。それを管理しなかったと言っているわけですから。結果的にできなかった、しなかった。ということは、職務怠慢だと思うんです。24時間労働したとしても、どんな環境にあったとしても。そこに本来管理職手当があるんです。それを取っ払ってなんで時間外労働手当になるのですかという質問なんです。そこはぜんぜん違和感があるし本末転倒な話なのです。だから管理できなかった管理職の皆さんにも、管理できないとしても管理職手当は払うべきなんですよ。結果としてできなかったわけですから。できないとしても。それだけのことなのですが。その件に関して、先ほどの答弁ではちょっとかみ合わないで、むしろ管理職手当と時間外手当とすり替えているようなイメージなんです。管理してもしてなくても、管理職手当は支給すべきなんです。なぜ管理職手当をとっばらって時間外手当になるんですかというところなんです。

そのところがどうも先ほどから質問しているのですが、答えがないので、3回目なのでこれ以上のことはないので、皆さんいかが思いますか、ということをかえて終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） この予算積算基準について書いてありますが、管理職手当不支給のため。要するに今議論がなされているように、総務課長では、管理職としての職務が遂行できなかったと。したがって管理職手当は出せない。しかし管理職の身でありながら、3月11日から4月いっぱいまで一般職の時間外手当に該当したのではないかということでの答弁だと思います。そういうことで、ひとつ議員ご理解をいただきたいということでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
13番。

○13番（佐藤文子君） 2点ほど質問したいと思います。先ほど馬場議員のほうから質問があったのですが、23ページの一番下、社会福祉総務費の中の相談員の事業委託料が110万円減額になっていますこれは、説明のときにNPO団体、非営利団体の申請が見送られたと

いう説明を受けたのですが、こういった理由で見送られたのかお伺いします。

馬場議員のほうからも出たのですが、小規模な仮設は社協からの相談員があまり巡回していないんです。それと借上げ住宅に住んでいる高齢者、2回回って来てくれたというところは本当にまれで、1年8カ月の間に1回まわって来てそのぐらいがせいぜいなのです。だから、先ほど福島市、二本松市それから本宮市、生活指導員がいますよと、配置されていますよというご答弁だったのですが、人数が足りないんです。絶対数が足りないんです。配置はされていても、あれだけの人数では回りきれないのが現状だと思います。通常時だったらどうかということはいわかりませんが、この非常時にとってもとても少ない人数ですので、NPO団体を名乗り上げたところが見送られたという理由がこういったものか興味深いというか、教えていただきたいと思います。

そして、非営利団体にもいろいろあるのでしょうけれども、人数を増やす方法をぜひ考えていただきたいと思います。

それからもう一点、32ページの一番上に、衛生費の中に清掃総務費の中に広域圏の負担金があります。これは説明のときにし尿だとかごみ処理の減だということですが、広域圏組合の負担金というのは、市町村割、人口割、それから使用料とか受益の負担金になっていたかと思うのですが、浪江町は現在使用していないということで、その使用分だけの減になっているのか。人口割、それから市町村割というのは相変わらずいままでどおり支払っているのかどうか。今後、私たちの町も含めて復興に絡んで広野町は戻っていると。川内村も戻っていると。帰還する年数だとか、状況が双葉郡全体で本当に格差が出てくる、まちまちな状態になってくると思います。そういったときに、広域圏組合の負担金というのはどんなふうに考えているのか。それから首長会議でいろんな話が出てくるかと思うのですが、こういったお話し合いがされているのか、というものをお伺いしたいと思います。

それから、同じ広域組合のほうなのですが、33ページの一番下のほう、常備消防費として広域圏の負担金額が減額になっています。114万2,000円。この金額は小さいのですが、その下のデジタル化の整備事業が金額が大きいと8,500万円。これ内容がこういったものか知りたいのですが、し尿処理とかごみというのは減額されるのは当たり前なのですが、今後警戒区域を3区分に地域を再編することになると、工程表を見れば2月ぐらいまでには一部の地域が出入り自由になるかと思っています。逆に出入り自由になればなるだけ

火災の心配が防犯も含めてですが、火災の心配が出てきますよね。そういったときに、デジタル化で多額の金額で整備しても、消防団の活動がほとんど望めないということなので、常備消防は減額せずに増額してでも増員してもらおうとか何とかの配置が必要なのではないかと思います。この点はどうなっているのかということです。

それと、先ほど馬場議員のほうから、消防団の活動について出ていますが、今まで災害のほうで入っても出場手当が出たぐらいだと。それから、浪江町に出場の要請があると1,000円出ていたということなのですが、今職員の方も危険手当5,000円ということ。それから除染で小高あたりに入っている企業なんかでは、危険手当1万円だと提示して募集しているところもあります。それを考えると、災害救助、遺体捜索もからめて消防団の出動に関しては金額を見送られてきたといいますか、報酬を見送られた件がありますので、消防団は馬場議員の関連なのでそれも考えていただきたいと思います。消防団のほうはきります。

○議長（吉田数博君） 答弁、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 相談員の件ということでご答弁いたします。先ほど馬場議員のほうからは、相談員に関連してということで、社会福祉協議会の相談支援の件でおたがしがあったものですから、社会福祉協議会のほうの相談の状況を報告いたしました。ここに書かっております相談員の予算の減額についてなのですが、これは障がい者の相談員の件でありまして、通常町の必須事業ということで障がい者相談支援事業というのがありまして、この障がいの方々がいろんな相談に行くところの場所でございます。

NPOのほうで予定していたのですが、資格取得というものがありまして、その資格が今回とらなかったということで見送りいたしました。ただ相談事業がそのままありまして、いわき市にも相談事業がありますので、そちらのほうは契約しております。このNPOは浪江町の会社のものですから、ここは相談員がいれば、浪江町の相談者も聞きやすく行けるのではないかとということで予定していたのですが、今は各市町村のお世話になっている市町村の相談のほうでお世話になっているということでございます。そういうことで、委託料の110万円減でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず32ページの款4 衛生費、目1 清掃総務費の中の19負担金補助及び交付金で3,559万5,000円の補正減であります。この減額の理由

でございますが、塵芥処理で1,374万円の減額であります。これは南部職員1名、消防本部出向、それから北部職員2名、中途退職に伴う人件費の減額によるものでございます。それからし尿処理のほうでございますが、2,185万5,000円の減額でございます。理由といたしましては、川内村1名職員派遣、それから中途退職1名に伴う人件費の減額によるものでございます。それから汚泥再生処理センターの用地取得費の元金の繰り延べによる減額によるものでございます。

それから、33ページの款9消防費、目1常備消防費の中の19負担金補助及び交付金8,451万5,000円の補正増でございますが、その中の消防緊急無線デジタル化等整備事業負担金8,565万7,000円でございます。この補正増につきましては、東日本大震災それから原子力事故により警戒区域内におきます基地局、中継基地局等の整備につきましては、段階的に進めることが必要であるということでございます。

我々生活の中でも携帯電話や各種放送さまざまな分野においてデジタル化が進展しております。消防緊急無線におきましても、これまでアナログ通信方式により運用が行われておりましたが、総務省のほうから電波法関係審査基準の一部改正が出され、アナログの使用期限が平成28年5月31日までとされました。このためデジタル化を進めることが必要になったということでございます。

これらの負担金でございますが、これは全額が災害復興特別交付税対象になります。その歳入につきましては、補正予算書10ページ、款10地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税9,870万6,000円のうち、デジタル化いわゆる災害復興特別交付税が8,565万7,000円になっております。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 23ページの件はわかりました。生活支援のほうは、28ページの生活支援課のほうの社協の巡回というところで質問すればよかったんですね。障がい者のほうだとは思いませんでした失礼しました。

改めて生活支援課のほう、28ページのほう馬場議員のほうでもご答弁があったのですが、やはり足りないです。巡回数がとても足りない。ぜひぜひ増やしていただき我想いますので、今後どういった対策を立てていただくのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、32ページと33ページにわかつては理解しましたが、ほとんど人件費の移動だとか用地の買収の件だとかということですね。清掃総務費のことはわかりました。

33ページの常備消防費なのですが、デジタル化するというのは、浪江町の消防署にあるものの設備が変わるのか。常備消防ということは、広域圏の中の全体が変わるのかということがわからなかったということと、町の今荒れ野原になっている浪江町のあの現状で、今後草刈りとか除染兼ねてやるということなのですが、あの広範囲のものをやるということになると、かなり時間的なものが出てくるのかと思います。要するに防火対策、産建のほうで防火用水に関しては通水が少しずつ進んでいて、もうすぐ完備されるという実態を聞いたのですが、お水がきていても消火活動する人がいなければ、あのままでは大災害になってしまうということが懸念されますので、今後消防団、常備も含めて消防団どんなふうにしていくのかというのを伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。まず今回のデジタル化事業でございますが、これは広域圏の消防本部全体のものでございます。緊急無線は、消防本部と各消防署や消防隊、緊急隊を結んでいる緊急通信網のことでございますが、これらのアナログ方式をすべてデジタル化にするということでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 相談員の増ということでどのように検討するかということですが、昨年は主に応急仮設ということで28名の配置でやってまいりました。本年度においては、みなし仮設、借上げ住宅も回るとということで人員も増やしたのですが、それにしても回りきれない。議員がおっしゃるとおり、みんなに浸透しないということで、社協のほうとも検討しながらこれに対してどのようにしていくか、検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 町の防火対策でございますが、浪江消防署のほうでは、平成24年度に仮設の防火水槽を設置しております。それから、消防団の活動でございますが、これらにつきましては、今後の幹部会の中においていろいろ議論させていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 消防団の幹部会で今後相談して防火対策に当たるとことなののですが、さっき途中で1回目の質問でやめたのですが、消防団の出動手当というのが、いろんなところに消防団も点在していて、なかなか消防団活動するというのは今後難しくなっ

くるのかと思います。検閲にしても、従来の人数よりも減少している中で、やはり究極のボランティアとはいえ、やはり報酬ついてまわりますので、ぜひこれは町独自の考え方をもって消防団の報酬というのを引き上げていただくように消防団とも相談していただきたいと思いますので要望です。答弁いらないです。

○議長（吉田数博君） 13番、今は議案第73号の予算審議です。いくら予算委員会であっても、案件に絞った質問がないと進行上、非常に困りますので、今後注意をしていただきたいと思います。

17番。

○17番（勝山一美君） 19ページ、償還金利子及び割引料、町税還付金300万円とってあるのですが、現況の中で還付するような町税があるのかどうか。その辺説明、私聞き漏れたのかと思って、私にわかるような説明をお願いします。

先ほどから問題になってます時間外手当なのですが、これは震災前から何度も私時間外については、その額とかではなくてシステムをきちんとしなさいということを言っていました。皆さんに支払われる給料あるいはこういったものは、すべて自分が稼いだというよりも、町民、国民、県民の皆さんが汗水たらして流した税金なのです。ですから、確かに労働に対する対価は私も組合関係を長くやってきましたので、労働組合関係をやっていましたので十分わかります。では、正当な対価かどうかということです。先ほど佐々木議員からもありました。低いのではないか、高いのではないか。それさえも実際はわからないという状況でしょう。そこが私は問題なのです。

管理職手当についても、できなかったから、要するにそういったかとなれば管理、要するに混乱時の管理ができない状況であったという猛省は必要かと思います。ということを総務課長が答弁すれば、任命責任者である町長にまで傷が及ぶ可能性があるんです。資質能力のない人達を上長に上げたといったことになりますので、決してこれはそういった発言ではなくて、もっと別な形から発言をするべきだと、私は思います。

これはあれだけの災害ですから、実際誰が責任をとるとか、内部的な問題です。浪江町民が全く誰も責任はありません。当然やったものについては、特に残業手当等については、上長の認識がないところでざっくりとやるということは、私は問題があるのだろうと。震災は去年の3月です。今年の9月の決算は何だったのかということです。本来ならば、今年の9月の決算時にきちっと上がっていきなくてはならないお金のはずです。ちょっと喉元過ぎたからみんなによってたかってというわけではないのですが、多分減額していると

思うのですが、そろそろ貰ってもいいのだろうという話し合いで貰ったのかどうか。その辺、非常に不明朗な会計処理になったと言わざるを得ない。その辺十分、9月の平成23年度決算になぜ間に合わなかったのか。平成23年度の決算はなんだったのか、議会の承認を得ているにもかかわらず、こういった平成23年度に出さなくてはならないものが漏れていたということ。金額について8,800万円というのは確かに金額的には多いかもしれませんが、過去の年間の残業費で職員に支払った8,800万円ぐらひは私は記憶にあるので、その程度はあったのかという思いはあります。

それから、下のほうにいくと、ありとあらゆるところに出てきますが、臨時事務補助員賃金等々と出てきています。一番直近でわかる範囲内で正職員は現在何名いるのか。それから今町民にお手伝いいただいている臨時と言われる方が何人いるのか。それから今回初めて知ったのですが、他自治体から応援で来られている方がいらっしゃるんですね。その方が現在何名いて、そして他自治体によりますけれども、いつまで応援をいただけるのか。その見通しをひとつお示してください。

それから、デジタルで33ページ、今、佐藤議員の質問でわかりました。要するに震災前にやるということになっていたんですね、デジタル化は。私は震災前に決めたことは、この状況になっても粛々とやるのかどうかということを質問したかったのですが、平成28年ということでした。

ただ、本町については広域に対する資金については、広域圏組合の事業計画等が示されなければならないということをお聞きしておったのですが、昨年12月に第1回目の商工関係の100何万円出した記憶がありますが、その事業計画が示されての今後の資金が続いていくのかどうか。そうすると、その中には本町の防火に対するものも入っていたんだろうと思います。もしあったら、お示し願いたいと思います。

以上の点よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それでは勝山議員にお答えいたします。

19ページの償還金300万円の補正増であります。法人町民税につきましては、事業所の会計年度が行政の会計年度と異なりまして、昨年から今年にまたがった事業年度をもっている事業者がほとんどでございます。4月から3月という会計年度ではございませんので、昨年の段階で事業所につきましては、予定納税という形で納税をいただいております。これにつきましては、平成23年度会計で、歳入

で計上していただいておりますが、確定申告に伴いまして、事業の予定納税の金額が動きます。増額した場合には、平成24年度追加で納めていただく。また実績そのものが下がった場合に付きましては還付が発生いたします。そういった形の中で、今年度につきましては当初500万円ほど計上させていただきましたが、11月末現在で大口決算の中で4件ほど大きな還付が発生しております。そういった事業所に返還するための300万円の補正ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 時間外手当でございますが、ご指摘いただきました。そのとおりだと思います。今まで組合等の話し合いがなかなかつかなかったということがあります。先ほども申しましたように、3月、4月、額が大きいということで、東電のほうに職員個人で直接できないかという話も含めて組合等の話し合いをしておりました。そういうことで、その話し合いがなかなかまとまらなかったということで今回になってしまったということでもあります。

管理職手当につきましても、管理職も職員同様災害対応ということで、管理職に管理職手当は支給しませんでした。昼夜を問わず勤務したということで支給したいということでもあります。

臨時職員の状況であります。まず課別に申し上げたいと思います。総務課では緊急雇用対策で1名、絆事業で8名。これは9月30日現在ということでもあります。合計9名。ただ絆事業につきましては、県事業ということで町の予算は通しておりません。復興推進課では絆事業が2名。町民税務課では臨時職員が1名、絆事業が2名、合計3名です。災害対策課では緊急雇用で8名、絆事業で1名、その他5名ということで合計14名となっています。健康保険課では絆事業が6名、町単独の臨時職員が12名。生活支援課では町単独が8名、緊急雇用で11名、絆事業で32名、計51名であります。津島診療所では、町単独の臨時職員が3名。教育委員会事務局では町単独で3名、その他緊急雇用で5名、その他1名、合計9名になります。合計で町単独で21名、緊急雇用対策で25名、絆事業で51名、その他6名ということでもあります。

また、他自治体からの支援ということでもあります。長期支援をいただいておりますところが、現在4市町から現在応援をいただいております。その他短期ということで他団体で3市から5名、国から3名の支援をいただいております。

正職員が9月30日現在で157名であります。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 今回の消防緊急無線デジタル化の事業計画ということでございますが、これは以前から計画があったということでございます。平成15年10月に、総務省から電波法審査基準の一部改正が出されたということで、その後、デジタル化の計画を組んだと思いますが、なかなか町村負担分がなかなか決まらないということで今まで延びたということでございます。今回、国の事業、国の補助事業あるいは交付金事業で対応できるということでデジタル化に踏み切ったということでございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） いろいろ裏の事情があるみたいで申し訳ないです。町税に関しては私の誤解もあって説明わかりました。ありがとうございます。

あと、残業に関しては今後きちとしたシステム。私、前から思っていたのですが、皆さんは優秀です。先ほど卑下して管理能力がないとか何とかという感じで仕事していたということに捉えかねないお話をしましたが、皆さんは優秀ですよ。ですから教育システム、新人が18歳、あるいは22歳、23歳で入ってくる。その方が10年、15年経ってどういう形になるのかということで、きちとした形の教育システムがあるんです。それが私はあまり本町の役場については見えない。何か自分で勝手にどんどん指示されたことをやっていくというだけなのかと。もしこれを機会に猛省しながら、過去の反省をしながらやっていくのであれば、若い職員を育てる工夫、努力。これは皆さんの責務ですよ。あと何年そこに座っていただけるかわかりませんが、最後のご奉公と思って皆さん、まず若い人を育てることをきちとしてください。お願いしておきます。

それからあと、8,800万円で納得なさっているという職員の方が、これ以上は追及しない。佐々木議員のおっしゃった話も十分皆さんそれぞれ心にとめていらっしゃると思います。

それからあと、広域の件なので若干外れるから答弁はなかったのかと思うのですが、事業計画書等をきちと出した上で請求するものを請求してくださいと。至極まっとうな浪江町の主張がなされていたわけです。それが今回8千なんぼ。片方は減額になる部分もありますが、資金の出動、補助金がほとんど全部あるといえども、浪江町として出すものですから、そういったものがきちとなされた上でやったのか。それとも時間の経過とともに最初はそういったことを申し入れしたが、時間の経過とともに納得こちらが一步折れたという形なのかどうか聞きたかったわけです。その辺でお願いします。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 1 1 時 5 2 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 5 3 分）

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 広域圏の事業計画であります。震災後ということでその後の計画がありませんので、これから今後求めていて、それに基づいた予算措置をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 震災以降、私が思うに、それぞれのリーダーですか、言葉の軽さなのです。私は浪江の主張は至極当然だと思います。多分全員協議会の中でそういったお話をいただいたと私記憶持っています。

それが、何もない中で、仮にいついつまで出しますというお話であれば、その前になし崩しということもあると思うのですが、言ったことをきちっとやって、その状況が確かに1カ月単位で国の方針も変わったりして、我々もそれに追いつくのに精一杯な部分がありました。

しかし、一般大衆はそれでもいいのですが、やはり担当、要するに役場の皆さん優秀な担当並びに町長、副町長、教育長、監査含めて、すべて尻に火がついたように、わたわたとして自分の言ったようなことを忘れるような同じ状況を繰り返せば町民の信頼は失うということでもありますから、今即答できると私は思ったんです。もらってなければもらっていないと、ただこういう順序でこれからもいただくように催促していきますと。これどんな組織であっても、こういったことがありましたから、それを再建するののかどうするのか。ましてや8カ町村の問題もありますから、今こそ広域はイニシアチブをとって、いろいろとした事業、統一できる事業は統一する。個別にかかるものについては各町村長と話をします。そういった事業計画がない中で、目先のことだけをやらせていてそれでいいのかということです。その辺、答弁が総務課長だったので、やはり組織というものは、なあなあでは絶対だめだと。いいですか。その強い心をもって耳障り、相手は耳に痛いことかもしれませんが、やはり言っていないかなくては、すべてがなあなあで高いところには届きません。

低いところで、なあなあになってしまうということです。

今これから町復興とかいろいろやっていかなくてはなりません。まったく先の見えない中で手探りの中かもしれません。ですから、皆さんにはしっかりした行政運営。大震災があったから仕方がないんだ、仕方がないんだという言い訳は一切しないで、まず前を向いて皆さんの言った言葉それぞれをきちっと重みをもって、ひとつ今後行政運営にあたってください。これが本年最後の私の議案第73号に対する質問ですから、そこら辺町長、一言私にもお言葉をいただければ、よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。双葉地方広域市町村圏組合の件ですが、やはりいままでやってきた組合の仕事がずたずたになっています。したがって、そういう状況の中で、ただ避難解除された町、村もございます。そういうことで、大変温度差はありますが、組合としてどうあるべきか。これをやはり我々管理者、副管理者が中心となってリーダーシップを発揮していかなくてはならないと考えています。

そういう意味では、今議員おただしのとおり、強いリーダーシップをとりながら、双葉地方の広域圏組合というものを事業計画を新たに作るぐらいの気持ちでやっていくような形で進めていきたいとします。我々の議会議員の皆さんも広域圏組合議員になっている方もいらっしゃると思います。その方々と一緒になって、浪江町の音頭をとって組合運営に邁進してまいりたいと考えていますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 議案第73号の質疑中でありますが、ここで昼食のために1時30分まで休憩をいたします。

なお、午後1時より議会運営委員会より開催いたします。開催場所は議会事務局の隣の部屋、中会議室において行います。

（午前11時59分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き議案第73号について質疑を行います。

19番。

○19番（佐々木英夫君） 先ほどから何名の方が広域消防の件について

の負担金とか何かありましたようなのですが、このことについて。当然負担金は、平成22年から平成29年までの負担金ということになっております。これだけのお金を払うのに、当然償還については町は把握していると思うのですが、現在の状況で今消防は榎葉町と川内村と葛尾村に常備消防の職員がおります。しかしながら、浪江町までに来るのに、消火作業の時間はどのぐらいに町は把握しているのか。つまり今火災が起きたときに風があつたりすると、浪江町の昔の大火ではなくても、町が全滅になる可能性があります。これまでも人間が住んでいないのに火災がありました。となると、いつ起きるかわかりません。ましてや解除されたら人間の往来も多くなります。絶対にないということは断言されないと思いますので、町が今把握している段階で、当然これだけのお金を負担しているのだから、広域圏にも要求しなくてはならないと思いますが、早急に来てくれるような対策か何かを考えているのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。いわゆる消火活動でございますが、現在、住民不在のいわゆる避難区域等で火災が発生した場合、双葉地方広域市町村圏組合消防本部では葛尾村出張所、それから川内出張所、榎葉分署及び南相馬消防署と連携を取り、消火活動ができるよう調整しております。

また、町内における火防体制につきましては、火災の早期発見に向け、警戒区域等もほぼ毎日浪江消防署のほうでパトロールを実施しております。

また、住民が一時帰宅をした地域の巡回点検なども実施しております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今の葛尾村、川内村、榎葉町からいくら急いで来ても30分はかかるのではないかと考えております。30分の時間の間に例えば権現堂の場合、家が密集しているところは、あらかた全滅になってくる可能性があります。手がつけられないことがあるのではないかとまいまして、そこで浪江町が対策として、双葉広域も当然必要ですが、今相馬のほうですが、あそこの広域消防は小高まで勤務で来ている。あそこに常駐しているんです。小高から広域は違いますが、来てもらうような方法を考えてもらえないかと。あそこですと、せいぜい急いだら10分で来るでしょう。それを町がどこまで把握しているかということです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町の把握ですが、広域消防と連絡をとりながら、ずっとこれまできました。そういう状況の中で議員おただしのとおり、相馬地方の広域消防との連携も強化しているという報告も受けていますし、さらにはWebカメラ、これから各行政区ごとに付けていきます。そういう状況で町の中をカメラで見てる状況でありますので、何とか、何かがあったときには、有事の際はそういうところに連絡したり、近隣の市町村の消防の方々の協力、応援態勢も取り付けるという形で今進められているところであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 皆さんが消防のことについて心配する、わかってなくてならないという話で、私の聞きたいのは町として相馬のほうに頼むんだと、万が一のときには、そこまで把握しているんだということをお聞きしたかったわけです。

遠くから来るよりも近い神様をお願いしたほうが簡単に消火できるということで、今町長が答えたように近隣の消防関係の協力を得るということであれば安心です。これは待ったなしですので、私3月で思ったのですが、3月では間に合わないと思ったから、いつ火災が起きるかわからないということもすべてお聞きしたわけです。一番近い小高の消防に来ているようですから、ここが一番時間としては10分ぐらいで済みますので、町も小高に連絡するというくらいの態勢でお願いしたいと思います。これは十分やっていけると思えますか、大丈夫ですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 十分やっていけると思いますが、ただし想定外の想定ということも考えてやっていると思いますが、万全を期して、いわゆる消防活動をしていただきたいと期待はしております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
町長。

○町長（馬場 有君） 平成24年度の浪江町一般会計補正予算（第6号）について、各議員の方々からご質疑賜りました。その中で時間外手当の議論についていろいろと質疑をなされまして、答弁にかみ合わない点があったということで、かみ合うような議論をしてまいるように努めていきたいと考えておりますので、よろしくご協力お願い申し上げたいと思います。

そこで管理職の手当の件であります、まさに非常時でありましたので、管理職の手当の支給は、本当に間に合わないと言いますか

出せなかったという状況で、ずっと推移してまいりました。私の思いとして、やはり超過勤務手当という形で支給していきたいという思いがあります。というのは、やはりこれだけの災害を受けて、役場を10月1日から機能するようになりましたが、これもこういうふうによれてきたのも職員の努力、支援だと考えております。もちろん議会の皆様方のご支援があったからこそ、ここまでようやくきました。そういう状況の中で、超過勤務手当の件についてはこういう私の思いを理解していただきまして、1つよろしく願い申し上げて、先ほどの答弁に対して、若干修正を加えたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第73号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第74号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（2号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
20番。

○20番（馬場 績君） 今回の補正については、国保税が2,450万円ほど滞納繰越分ということで補正増。それは6ページです。それから8ページ、療養給付の見込みということで1億5,000万円ほど増額補正計上されております。一般質問でもやりましたが、災害ストレスも含めて町民の健康状態がすぐれないと。様々な障害が出ているということで、今後とも療養給付の増が予想されるのではないかと。1億5,000万円の補正増は、年度末までこれで足りるという判断のもとに、補正計上されたのか。当面一時的な見込みとして計上したということなのかお尋ねいたします。

第2点は、こういう状態ですから、多くの町民が私も含めてですが、通院治療、あるいは入院治療にあたっているということです。問題は医療費の免除、それから国保税や介護保険にも出てくるわけ

ですが、国民健康保険の免税措置について、今後どのように展開すると予想されているのかお尋ねいたします。なお、医療費については2月末です。国保・介護については3月末までということですので、現状はちっとも変わっていないわけなので、減免継続あるいは無料継続の措置を強く求めて、なんとしても実現させる必要があると思います。担当課長からご答弁いただいて、もし町長として不足の分があれば、重要な問題ですので、町長の答弁をいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。給付費の1億5,000万円でございますが、これにつきましては、3月までを見込んだ額でございます。だけれども、どういうふうになるかというのは、まだまだ予測ができないような状況でございまして、当面3月までということでの補正額でございます。

それから2月28日までの医療費の無料化になっているわけでございますけれども、これについては県のほうの今回議会の中で健康福祉部長が一般質問に答弁したとおり、新聞のとおりでございますが、19歳以上のいわゆる原発事故による避難者に対する医療費について、国保分に限ってでございますが、国がやらなければ県のほうで財源をつけて19歳以上の医療費の無料化を今後とも進める。これは昨日、県のほうに确实なところ電話で確認いたしました。県のほうでは2月28日に終わるものについては、3月1日から継続していくという県のほうの確認をとりました。そんなことでございますので、2月28日以降の分に関しては、国保分に関してのみ19歳以上も継続だということでございます。

それから後期高齢者医療、それから介護分も関係するわけでございますが、やはり介護の方は介護でお答えしたと思いますが、後期高齢のほうについてでございますが、後期高齢については今広域連合のほうで国に対しては要望していると、しかしながら3月1日からの医療費無料化は、これについては今クエスチョンだということでございました。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 町の姿勢としましては、原発事故が収束していない状況の中で我々は避難しております。そういう状況の中でいままでもどおり、国保医療に関しては免税をすると、していただきたいということで、要求、要請を強めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 2点ほど。1点は、今町長が国保についても継

続を強く求めていきたいということでしたから答弁されたわけですが、国保の減免については3月末で終了ということですが、先ほどの医療無料については、最悪、県で補てん措置をとるという正式な見解を確認しているということでしたが、国保の減免継続については、どういう状況になっているのか。問題は同じであります。そのところ、減免を強く要求するのは私は至極当然だと思うのですが、現時点でまだ国のほうとして見解を明らかにしていないのかどうか。今後の見通しについて改めてお尋ねいたします。

それから、後期高齢者医療についても課長答弁ありましたが、今のところ先行き不透明ということです。先行き不透明ということですが、言ってみれば後期高齢も19歳以上も、おかれている状況からすれば全く同じですので、後期高齢については別な議案がありますので後にとっておきます。今の部分でお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） それでは、国保税の減免についてお答えいたします。国保税の減免につきましては、平成23年度、平成24年度2カ年継続して減免させていただいております。今後につきましては、当然減免をすれば、それにかかわる裏付け財源が必要になりますので、国からの災害臨時特例補助金といったものの動向を踏まえながら、町としましても状況がなんら変わらない状況であれば、当然ながら平成25年度も減免の方向にせざるを得ないのかと。そういったことを踏まえまして、今後こういった情勢を鑑みながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） ということは、国との関係では国保税の減免継続は不透明ということがあって、最悪継続できない場合には、災害臨時特例補助等を活用して町としては継続するという答弁の中身であったわけですが、そういう受け止め方でよろしいですか。私は、やはり今度の原発事故は人災であることは明々白々です。それは言葉の上で人災ということ認めるのではなくて、実態を伴ったものに責任のあり方について、実態に伴ったものにしていく必要があると、させて行く必要があると。途中で放り出されるようなことは、賠償の問題もまったく同じなのですが、結果責任を国はきっちり負うべきであるということで、強く求めていくと。それこそ国保連合も含めて県とも共同歩調をとりながら、国保税の減免継続を強く求めていくと。その上で最悪という方法も視野に入れていくということは、それはそれでわかりますが、基本的な方向は決して掘んで離

さないというふうにしてもらいたい思うのですが、改めて今の状況と、今後の取り組みについてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、国保税も含めてでございますが、当然国のほうの責任の中で、税金の全額免除は、当然国のほうでいままでのような形で補てんしてもらおうというのが当たり前だと考えております。1月の中か末頃になろうかと思うのですが、再度国に対してそういった国保税の減免、それから医療費の無料化の恒久的な継続をさらに強めて陳情にまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第74号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第75号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。

○2番（山崎博文君） 7ページ、目1居宅介護サービス給付費、3施設介護サービス給付費が減額補正となっております。議案上程の際には、利用者負担分だというような説明があったと思うのですが、発災後要支援者、要介護者認定が増えている中で減額補正になった理由について、今一度もう少し詳しく説明いただきたいと思います。合わせて、地域密着型の介護サービス給付費は増になっております。これも合わせて説明をお願いしたいと思います。

あと2点、目5居宅介護住宅改修費は希望者が減であるために減額補正をしたという議案上程の際の説明でしたが、それでよろしいのかどうかお伺いします。

最後に介護保険料、今ほども議論になりましたが、減免が3月までということですから、その後見通しについてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。いわゆる介護サービス諸費、目1から5、次の8ページの項2介護予防サービス等諸費1、2、3、4まででございますが、これにつきましては、議案の上程の中での条文の中身でもお話ししたわけなのですが、国のほうから今年度については、いままで10割給付だったわけです。一部負担金ございませんので、国のほうの補助の関係から利用者負担分とそれから公費負担分、9割と1割に分けた予算に下さいという指導がございました。したがって、当然給付費は増えているわけでございますが、1割分を差し引いて予算計上しますと、いわゆる三角の部分とそれから1割部分を引いても地域密着型介護サービスのよう902万2,000円の増になるところもあります。それから、節の介護サービス給付費の7,192万円の減額でございますが、これも1割分もいわゆる違う項目立てしたわけです。さらに給付費が増えていると。その相殺した結果、△7,192万2,000円になったというこの給付費の中身なのです。これは7ページばかりではなく、次の8ページにも該当するということです。

それから、居宅介護の改修費も同じような状況でございますが、当然1割分は負担分があったわけでございますが、これも1割分を切り離したと。それから希望者が減しているということでございます。いわゆる改修については、自分の住まいの方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、やはりアパートに住んでいたたりする方もいらっしゃるものですから、改修したくてもなかなか改修できないのが今の現状なのかと考えております。

それから、もう1点の介護の保険料でございますが、これにつきましても、3月末で減免措置が終わるわけなんです。これについては、国、県のほうにも確認いたしました。国については介護保険料も含めた中で予算措置はしたよということ。ところが、今回の政権が若干変わりました、その予算がすんなり通るかどうかが今後の課題だという回答をいただいております。したがって、そのとおり予算がとおれば、来年についても減免なり、介護給付費の一部負担金の免除となるのかと思っております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） わかりました。もう一点だけ。居宅介護住宅改修費なのですが、仮設住宅等は例えばスロープがかかっていたり手すりがありますが、今課長からありましたように借上げ住宅に関し

ては厳しいところもあるわけです。釘 1 本打ってもだめだということもあります。つまり、自宅で要介護者を例えばトイレに行くときも手すりがないとか、そういう状況が現状あるわけです。そういうことを踏まえれば、町として例えば県あるいは不動産に関する協会か組合かわかりませんが、そちらにしっかりと要請はすべきだと思うのですが、その点についてどんなふうに考えますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 当然これは皆さんの利便性、それから介護を必要とされている方、非常に困っている状況だと思っています。当然大家さん、管理会社ですか、事業者の方々に浪江町の今の現状を伝えながら、アパートの改修ができるかどうかではなくて、改修してくださいということをお願いしてまいりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 介護保険の補正についてですが、8 ページ、介護予防サービス給付が1,381万7,000円の増額補正です。これは1割、9割分離とは違うのではないかと考えて質問するわけですが、介護予防のための給付費が補正後の金額では9,100万円、1億になんなんとすると。利用者増ということだと思います。一般質問でも介護認定の動向について、資料で回答いただきましたが、要介護1は前年度は114名であったものが276名、倍以上増加しているという実態が明らかになりました。そこで、介護予防サービスの給付を受けている人が増えているということが背景にあって補正増ということだと思うのですが、もっとも利用サービスの多いものは何かということです。

それから、第2点に入る前に、先ほどの質問で介護保険の事業について、平成24年から第4期がスタートしたといいましたがけれども、平成24年から平成26年度までが第5期として介護保険事業計画が組まれているということです。それで、被災者、避難者のおかれている現状にマッチした事業計画になっているかどうかということも、介護計画策定委員会では審査されていると思うのですが、議会としても第5期の事業計画をお示しいただいて我々議員としても調査をしたいと思いますので、第5期の事業計画について資料提出できるかどうか。できない理由はないと思います。

それから、問題は、一般質問でも全体として介護利用者、介護認定者が増加しているので、町として4月からの介護報酬が時間的、内容的に制限、制約された。したがって、横だしサービス検討すべきではないかというお尋ねをしました。「横だしは考えていな

い。」という答弁がありました。その上でなのですが、「公的支援についてニーズを把握して制度をつくっていきたい。」と。言ってみれば、新たな制度をつくる横だしのものになってくると思うのですが、この中身について横だしはできないけれども、介護利用者のニーズに沿って公的支援のできる制度をつくるという答弁でしたので、答弁の食い違いもあるわけですが、具体的に公的支援についてどのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

それから、減免継続については山崎議員の質問で明らかになりましたのでそれは省略いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは馬場議員からのご質問にお答え申し上げます。介護予防のサービス給付費1,381万7,000円の増額補正については、先ほど山崎議員にもお話、答弁したように、1割分を差し引いた、それからあと増額分を補正したものでございます。これは6カ月の平均値を出して、それで3月分までの給付費を見込んだ金額でございまして、相当に介護の予防費が増えているということでございます。

それから、第5期の計画でございますが、今現在調査するためにニーズ調査、補正のほうも予算計上させていただきました。それから検討委員会もこれから始まってまいりたいと思います。したがって、5期計画は1月ぐらいからスタートしたいと考えております。そのために資料の提出は難しいということになります。

それと、横出しサービスについては、これについては一般質問の中でも横出しサービスの考えは今現在考えていないという答弁をいたしました。その中身についてでございますが、4月から介護報酬の改定がございまして、時間短縮等もあったわけでございます。その時間短縮でもってサービスができないとなれば、非常に介護を受ける側にとっては、非常にサービスの低下に繋がるわけです。けれども、その前の奉仕の中に、45分に短縮された時間であっても前の時間のとおりに使えるんだということが明確になっておりますので、当然その給付の中身に使っていただければということでの横出しサービスは考えていないという答弁でございました。

それから、公的制度をつくるという答弁についてなのですが、どういった公的制度なのかということなのですが、これはなかなか今ここでその制度をこうしたいということはなかなか申し上げられない状況でございまして、今後さまざまな介護予防も含めた中で、どういったものが一番ベターなのか、今回の5期計画の中にそういったものも盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 予防サービスの補正増については振り分けしたものだということですから、了解しました。

それから、第5期の介護保険事業計画については、今策定中ということで、完成するのは1月、新しい利用計画に基づいて1月からスタートしたいということでした。こういう事態ですから、やむを得ないと思いますが、いろいろほかの町村、原発避難とはまったく関係ない市町村と浪江町と同列にやるわけにはいきませんが、第5期の事業計画を策定して、もう既にスタートしているところもあるということです。第5期はスタートしているということを十分ご認識いただいて介護利用者に不便のないよう取り組んでもらいたい。これは要望です。資料提出については、完成した時点で提出をするということですので了解しました。

最後に、4月から訪問介護の生活援助が60分が最低20分、最大45分に制約された。それから90分程度が最低60分、最大70分に介護報酬の面で改正された。問題ありということで、それをカバーするために横出しの問題を提起したわけですが、一般質問の答弁と今の答弁はまったく同じで、従前どおりに使われるということです。わかったような、わからないような。いわゆる介護報酬改正をしたその背景には、介護利用、介護サービス利用を抑制するということで時間的制約を加えてきたんです。しかし、そういう制約を加えたけれども、従前どおり使われるというのは、何らかの手法が、そういう制約があるのに、その制約を乗り越えて従前どおり利用できるというのは理解できないわけなのですが、どういう仕掛けになっているのですか。そこのところお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 今のご質問にお答え申し上げます。中身的には、介護保険者の介護が必要とされる方の時間短縮なんなりが一人歩きしている今状況になっているようなことが背景にあります。

国のほうではケアプランがちゃんとしっかりしているならば、従前の利用で賄えるということを明記してあるんです。但し書きの中身なのですが。そのようなケアプラン等を正確なものにしていだいて、今こういう状況なんだということを作成していただければ、前の従前の時間帯の利用が可能であるということでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 従前どおりの問題ですが、実際問題として利用抑制のために介護報酬を改正した。国としてはそのところを責

められるから、現場との関係で矛盾が出てくるから逃げ道としてそういうことを言っているんだと思うのですが、実際の介護プランを作成するということになれば、従前どおりのプランで作成することにはケアマネジャーもなかなかそうはいかないのではないかと。さまざまな要因が考えられますから。したがって本当は施設に入りたいんだけど、90歳過ぎたおばあちゃんが、なかなか入れないと。こっちに避難して本当につらい思いをしているわけですが、それをカバーするために介護保険を利用していると。目も、足も、腰も、手も悪い状態で、1日も早く特老に入りたいという状況におかれながらも、介護保険の出前サービスで我慢せざるを得ないと。その人達が一番末端のところであつらい思いをしているというのが実態ですので、介護保険ケアプランについては、地域包括センターとのかかわりもあると思うのですが、現場の問題をきっちり把握して、従前どおりできるということを全面に出してカバーすると。そして入所待機者150人ほどいるでしょう。その人達も1日も早く入れるように、介護体制の受け皿の充実を図っていく必要がある。いわき市できたのか。いわき市の状況も含めて受け皿づくりの問題と、地域包括センターとの連携についてどういうふうに取り組んでいくのかお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 地域包括支援センターでございますが、現在町が直営でやっています。当然職員がこういうことも理解しているということもございまして、介護サービスの低下にならないように、職員がそういったプランを練り、従前どおりのサービスができるように徹底してまいりたいと考えております。

それから、待機者の介護施設の進捗状況でございますが、やっと土地が決まりまして、前からもご報告は申し上げているわけですが、やっと土地が決まった。これから設計に入って建物が建っていくという状況でございまして、近日中にいわき市のほうに行って、具体的な中身をさらに詳しく聞いてご報告をしたいと考えております。

完成予定でございますが、今のところ来年度ということになるのかと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第75号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第76号 平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 先ほど別な議案のところでお質しましたが、改めて後期高齢者医療の無料継続の状況についてお答えいただきしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 後期高齢者医療の減免についてお答えを申し上げます。昨日の段階でございますが、広域連合のほうからの回答によりますと、2月28日までの医療費無料化、当然これは継続しなければならないということで、国に対しても再三再四要望してまいったという状況は、昨日の電話の中身では確認できました。

しかしながら、今後どういう形でやっていくのかということでございます。国のほうで予算が少なければその時点で終わってしまうというのが今の現状でございます。当然のことながら、町では医療費無料化については、国保も社保も後期高齢者医療もすべてにおいて医療費無料化を求めています。まできておりました。

したがって、国に対して1月、2月、先ほども答弁の中では1月の中か末頃ということをお願いしましたが、これも含めて国のほうに強く要望してまいりたいと考えております。

ただし、広域連合を飛び越えてはできませんので、予め広域連合にはその旨を伝えながら、町としての考え方、要望を、国に強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 非常に不透明な状況にあるということが、今の答弁からも推測できるわけですが、ここで打ち切るわけにはいけない。まして後期高齢者の場合は75歳で振り分けをするという、そう

いう非常に問題のある制度です。しかも我々は、いくら言っても言い足りないのですが、本当にすべてを破壊され、奪われての生活です。後期高齢者、75歳以上が長生きしたのが世の中に迷惑をかけることになるのかと、そういうつらい思いを決してさせてはならないと思います。これはあげて議会でも取り組む必要があるものだと思いますが、町長、非常に業務多忙で大変だと思いますが、町民のおかれている状況はそういうことですので、大いに浪江町長、馬場有という立場で、遠慮しないで町民の命と暮らしを守るということで、お仕事をされてきたわけですけども、今の問題も含めて強力に取り組みを求めているとおきたいと思います。新たためて町長の決意をお聞かせいただいて、この件について私は終わります。お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今議員おただしのとおり、今後も一層強力に要請してまいりたいと考えています。我々なかなか普通の状態に戻るまでに非常に時間がかかります。そういう状況からいっても、先ほど健康保険課長から答弁しましたように、医療の問題あるいは今議論になっています後期高齢者の医療の問題、そういうものを含めて、すべて我々が普通の生活ができるまで無料化の考え方で行政をしてまいりたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第76号 平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎報告第7号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第7号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎報告第 8 号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第 1、報告第 8 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

18番。

○18番（三瓶宝次君） 福島なみえ勤労福祉事業団の決算報告を精査したわけではありませんが、ざっとながめました。2、3 質問したいと思いますが、決算を見ますと、当年度平成23年度であります、88万3,793円の赤字と、繰り越しで1億1,187万1,204円であります。3月の決算の締めを直前にした今回の3.11の事故であります。年度末の決算が通常どおりできたかわかりませんが、依然として厳しい経営状況にあったことは確かであります。

そこでお伺いいたします。まず震災後の経営事業報告については、平成23年3月の決算で記載されております。その後の賠償請求あるいは、いこいの村の今地震の影響によってどのような状態に施設そのものがおかれているのかというのが第1点。

それから、もともとこの事業体は、福島浪江いこいの村勤労福祉事業団そのものの経営組織母体でありまして、浪江町は特殊法人の解体、それから財産のすべてを売却して事業を解消するというところで、当時何年か前ですが、浪江町に施設の売却を申し出ありまして105万円であの建物、施設を引き受け、資産にしたわけですが、土地についてはもともと浪江町の土地でありますので、土地それから建物が一体になったわけです。

ところが、いわゆる財団法人そのものが、そのままの状態で現在まで経営されておりますが、経営の実態は浪江町長が理事長ということで経営を引き継いできたわけです。そういう経過の中で、繰越欠損金の1億円の欠損金をどう処分するのか。あるいは経営改善ができるのかということで、長年そのままずっと現在まで引きずってきたと。最終的に最悪の場合、経営責任をどうしていくのかということでありまして、財産は浪江町の施設になりましたが、経営組織そのものは公益法人の財団法人でありまして、このことの整理をきちんとして経営責任の所在を明らかにすべきだということで私はみてきましたが、あるいはそういうことについて気にしてきました。不幸にして、こういう状態になったわけですが、今後の取り扱いについてどう考えているのか。その2点について、最初にお伺

いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） お答え申し上げます。

賠償請求状況でございますが、昨年の7月12日に仮払金ということで250万円を請求しております。これが8月8日に入っております。2回目、平成23年3月から11月までの9カ月分、これにつきましては3,942万3,797円、平成24年3月30日に請求をいたしまして、同年の5月17日に入金しております。3回目が12月から今年の5月までということで6カ月分ということの請求で、金額で2,794万9,198円、6月2日に請求をいたしまして7月13日に入金されております。4回目が今年の6月から8月分までの3カ月分でございますが、金額で1,406万9,072円、これは9月10日に請求してございます。これについては、10月3日に入っております。平成23年3月から現在までの社有車、いこいの村で持っております車5台分ということで345万150円を請求してございまして、これについては8月22日の請求で9月28日に入金ということで、現在まで合計で8,739万2,217円が入金されてございます。

今後についてはこれに引き続いて3カ月ごとの請求になるものと考えております。

それから、建物状況でございますが、新館のほうは比較的被害の頻度は低いと聞いております。ただ旧館、ロビー、2階、厨房施設等も含めますとかなり傷みが激しいということもございまして、そちらの修繕は細かい調査はしておりませんが、経費がかかるのではないかと見られております。現在のところは以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今後のいこいの村の運営と経営ということについてのご質問であります。これは議員おただしのとおり営業が現在全然できていない状況の中で、これから広域法人のほうに移行していく今手続きに入っております。そういうことで、今後経営の見通しとしては、なかなか今の原発事故の収束並びに放射線の低減化、どういうふうになっていくのか。そういう非常に厳しいハードルがあります。そういう状況の中で、今後はできれば放射能の作業に入ってくる方々が非常に多く出てきます。今までの復旧事業についてもいろいろと作業員の人が入ってくるという状況になってきますので、当面は休憩所に利用していただきながら、営業が再開できるかできないかという判断は、まだ先になってくると思いますが、当面はそういう状況の中でやっていきたいと考えております。

借財の関係であります。これは今まで経営していた状況の中で、

営業成績によって借金を返済していくというやり方をしてきたわけですが、今後は売り上げが出ないということで、なかなか厳しい状況であります。ただ借り入れしている銀行等につきましては、元金の支払いは猶予されています。これはいずれにしても借金は借金ですので、返済はしていかななくてはならないと思っています。

先ほど産業賠償課長が答弁しましたように、東電の賠償も入ってきています。いわゆる営業損害の損害も入ってきていますので、それを幾らか充当していくような考えで、何とか借金を減らしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 18番。

○18番（三瓶宝次君） 賠償請求の関係については大体わかりました。

ただいま町長からお話がありましたように、公益法人の事業に対する新たな申請があると。公益法人申請を継続して行うということでもあります。それはそれでその方向でいくのだと思いますが、要は、基本財産、賠償金で負債を減らしていきたいということについては当然ながら考えていく必要があると思いますが、3,150万円の拠出金、いわゆる基金があるわけです。これは県、それから町、双葉町、大熊町、この浪江町以外の3団体の基金が拠出されておまして、最終的には、私は先ほど町長から話がありました復旧・復興のための拠点として、できるのであればそれに提供する唯一の施設ですから、これらに活用して最大限復興のための協力をし、またそれについてすべきだろうと考えますが、基本財産の取り扱いであります。何せ施設営業の再開するにしても、相当の改装資金だとか改善資金がかかるだろうということもあります。

従来、財団法人の組織に載ったそのままの形で浪江町長が理事長として経営にあたると継続的なものではなくて、この際、県あるいは関係町村と話し合いをして、債務のあるうちに整理して、言うなればそれを拠出基金を公金にして債務と相殺をして新たな組織として浪江町の第3セクターとしてスタートすべきではないかと。そして復旧・復興のために供する。あるいはそれが助かるのであれば、復旧・復興の協力をしていただくということに何らかの形で関係する県、町村の協議を経て、そのための協力をいただくということも考えられるのではないかと考えますが、その辺について今後の方向性も含めて、もう一度考え方を示していただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今後の見通しですが、非常に難しい見通しになると思います。今議員おただしのとおり、ある程度精算をして新た

なスタートといいますか、そういう状況に果たしてもっていけるかどうか。これから今後理事会等でも話をしております。理事会の中でも、なかなか方針と言いますか指針が、きちんとスタンスが定まっているわけではありませんので、さらに理事会の中で今後の財団の運営の仕方、そういうものを論議してまいりたいと思っております。特に来年の10月までに、先ほどの公益法人のほうに移行していかなくてはなりませんので、そちらのほうとの兼ね合いも出てきます。そういう中で、今答弁していますように、理事会の中できちっと方針を立てながら進めていきたいと思っております。なかなか議員おただしのように、困難な状況がたくさんありましたので、その課題は1つ1つ解決しながら、来年の10月までには何とか見通しを立てたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 18番。

○18番（三瓶宝次君） なかなか難しい状況になりましたが、少なくとも唯一の施設であります。それを有効に利用し、しかも復興を加速させるために物件を提供するということは何よりも大事かと。同時に、財団を構成している県はじめ2町村との協議も早く進めるように、地域としての公な見地から有効な施設利用をするということで、協力を要請するということが必要であろうと思います。先延べしないで住民の負担にならないような方向も一面考えていただいて、早急にその対応を進めるべきだと考えます。

以上意見を述べて終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ただいまの答弁で発言訂正をお願いいたします。

「財団法人」福島なみえのいこいの村と申しましたが、「一般財団法人」ということに改めさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎同意第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、同意第7号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第7号 教育委員会委員の任命について、
本案についてご説明申し上げます。

浪江町教育委員会委員の佐々木保彦氏が平成24年12月31日を持って任期満了となることから、後任の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める今野秀則氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。福島県職員を退職後、福島県社会福祉協議会の職員として地域福祉活動のほか、福祉教育の推進に尽力されている方であり、さらには下津島行政区長として行政運営全般に寄与いただいている方でございます。教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 同意案件2件ですか、同意案件は議会の休会中にでも急に決まったのですか。情報の共有化、お互い、議会12月まで今年度いっぱい。決まっていなかったら急遽今朝ここに上がるといのはいいのですが、もし何か今日提示しなくてはならない法律等、条例等あるのですか。わかっていて、どっちみち出さなくてはならなかったら当初でいいのではないですか。どうなのですか、その辺この人事案件は私は了解しますが、議会に提案する手法なんです。早めにわかったものはできるだけ早めに皆さんにお知らせして十分その間に検討する時間を与える。朝来て突然上がっていることは、急遽なかなか大変な人材選びですから昨日決まったと、だからここに上げるというのでもいいのですが、その辺の考え方。要するに議会と執行部の信頼関係の中でのこういった提案の時期をどのように考えるのか。震災前も一度こういったことをきちっと話し合った経緯があるんです。ですからもう一度、今度は大変な震災のあとですからたぶんいろいろあるのだらうと思います。ひとつお考えをお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今、人事案件ということで慣例で追加議案で出したということがありました。議員から申し出のありましたように、わかるものについては早く出すというのも当然だと思います。

ただ今回につきましては、人事が確定していなかったということ

で、追加で出さざるを得なかったということがございます。今後、追加でなく出せるものについては出していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 前回もたぶんそういうお話だったんですよ。大臣お辞めになった3つの言葉わかっていれば答弁は十分だと。同じなんです。先ほども言ったでしょう。言葉の重み、根岸課長としての尊厳を持ったうえで、議会にどういうふうに答弁したかということをしちっと再認識して、根岸課長の言葉の重みを我々にしみじみと、言葉の重みがあれば信頼関係は進んでいく。

それから、2ページの任命者の略歴でこの方すごいですよ、昭和21年4月から現在に至るまで下津島行政区長、何歳から始まったのでしょうか。生まれる前から行政区長さんですから、生まれながらにして行政区長ということでしょう。この辺のちょっとしたミスも、忘れる、間違う、忙しいというときは心をなくしているときなので、やはり十分気をつけて。再度ご答弁願います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 申し訳ございません。略歴であります、昭和と平成書き違えておりました。平成21年4月からということで、同意8号についてもそうですが、昭和と平成間違っております。申し訳ございません。

その他の公職略歴等ということで、今野秀則さんの職歴が昭和21年4月からとなっておりますが、平成21年4月からということにご訂正お願いいたしたいと思えます。

言葉の重みということではありますが、そういうことで先ほど申し上げましたように、人事案件につきましても提出までに決まっております人事案件については当初から提案をしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第7号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎同意第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第 3、同意第 8 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第 8 号 監査委員の選任について、本案についてご説明申し上げます。

現監査委員の山内清隆氏が、平成24年12月31日付けで任期満了となることから、同氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

山内清隆氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。人格が高潔なうえ、町職員としての経験も豊かで町の財務管理、経営管理及び行政運営に関し、優れた識見を有する方でございます。

監査委員として適任であると考えておりますので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、同意第 8 号の資料の中で、その他の公職歴等の中で昭和21年1月から現在まで浪江町監査委員となっておりますが、これもまた平成21年1月からと訂正をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第 8 号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎発委第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第 4、発委第11号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から提案理由の説明を求めます。

12番。

〔議会運営委員長 鈴木辰行君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 提案理由、浪江町議会議員定数条例の改正に伴い、常任委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数の改正が必要となったこと。さらには、地方自治法の改正に伴い、これまで委員会に関しては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていたが、改正法により一つの条文に統一され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたこと等により改正するものであります。

内容については、ただいま局長のほうから朗読したとおりであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第11号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

◎発委第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発委第12号 浪江町議会政務調査費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から提案理由の説明を求めます。

12番。

〔議会運営委員長 鈴木辰行君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 提案理由、地方自治法の改正により、

政務調査費が政務活動費へ名称変更され、使途についてこれまでの調査研究に加え「その他の活動」が追加された。経費の範囲については、条例で定めることとされ、また、議長がその透明性の確保に努める旨の規定が加えられたこと等により改正するものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第12号 浪江町議会政務調査費の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 今月11日から定例議会として今日まで滞りなくそれぞれの真摯な対応が行政、議会ともなされたと考えます。しかし町長の脇の席であります副町長の檜野さんの出席が一度もごさい

ません。当初議長から休む旨のお話がありました。しかし町当局から本件についてなんら情報が我々に戻されません。一度も顔を出さないという異常事態にもかかわらず、よって私は町長になるのですか、どういった状況で今議会に今回出られなかったのか、釈明と言いますか、理由をここは議会ですからきちとした形でお話願えればと思います。

よって、動議とまではいかなくとも本来なら議長の取り扱いによってなされれば一番いいのですが、最後の最後でひとつ動議として本案件の説明を求める動議として提出します。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午後 3時08分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時12分）

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。ただいま動議が17番から提案されましたが、その時点で賛成者が進行上いなかったということもございますし、内容が…。

〔「それは違う」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 大変失礼しました。静粛にお願いします。ただいま動議という形で出されましたが、議事進行の形で議長の対応でよろしければ、そのような形で取り扱わせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

17番よろしいでしょうか議事進行の形。では議事進行という形でただいま話が出ておりますのは、檜野副町長に関する欠席に対してどういう状況なのか、町側から説明を求めたいということでございます。

答弁、町長お願いします。

○町長（馬場 有君） 檜野副町長におかれましては、先月の末だったと思いますが、人間ドックで要検査の結果が出まして、今月に入りましていろいろ要検査の結果若干悪いところが見つかったということで、検査入院を含めて入院をするということで、議会が始まる週に東京のほうに検査入院をしまして、現在議会のほうで話、報告がないものですから、ただあの時、檜野副町長からは、今期12月定例会については欠席をしたいということで報告がありました。その旨は議長のほうには議会が始まる前に体調不良ということがありましたので、そちらのほうには伝えておったのですが、その後の進行で

要検査が必要だと、さらに精密な検査を受ける必要があるということで、事態がちょっと変わったものですから、その後は報告していませんでしたということでもあります。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 浪江町議会12月定例議会、議会というのは浪江町の意思決定でございます。そこに町長の女房役である副町長が一度も顔を出せない状況、病気、人間ですからやむを得ないと思います。中身のどういったことはいいのですが、実は体調を壊して出れないという報告等々は必要だと思います。黙って口をぬぐって10日間なり本日まで過ごしたと。いつお話があるのかという思いでおったのですが、最後は混乱するような状況の中で意見を求めたということは大変申し訳ございませんでした。私としては、やはり浪江町の最高議決機関が執行部と対立しながらより良い、一番の議会ですから、副町長という重き立場の人が、やはり体調を崩していたというのは存じていたのですが、やはり町の町長の口からきちっとそういうことでお話がないというのは我々としてもどうしたものかという思いがあったものですから、今後やはり個人にかかわるプライバシーにかかわる問題は別としても、大雑把なところで報告。課長さんたちもそうですね、人間ですからありますから、どうかそういうところもある程度のご配慮を今後ともにいただくようお願いをしまして、私の先ほどの議事進行は終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月11日の今定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、12月16日執行された衆議院議員総選挙において、有権者は民主党政権に厳しい審判を下し、政権運営を自民党に戻す選択をいたしました。ねじれ国会で政治が混乱し、政治空白が続く状況に国

民が辟易していたこともあり、安定して着実な政治の前進を望む声が高まったのも要因かと考えております。

ただ、選挙戦の中では震災または原発事故からの復興について具体的な議論が深まらなかったことが残念であり、新政権には原発事故に起因した被災地、被災者対策を国政の最重要課題として位置づけ、震災からの復旧、復興のスピード、なお一層加速させるよう、またこれまで積み上げてきた懸案事項が振り出しに戻ることはないよう強く訴えていきたいと考えております。

次に、警戒区域及び計画的避難区域の再編についてであります、12月21日から旧町村単位の住民説明会開催することとしております。今後説明会でいただくご意見等を拝聴しながら、国との協議に臨むとともに、再編に向けた準備を進めていきたいと考えております。

なお、今後再編による立ち入ることとなる町民、さらに帰還困難区域となる町民に混乱が生じないように具体的な対策を講じる必要性から、予算措置のための臨時議会を招集したいと考えておりますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、年の瀬もせまり慣れない避難地で2回目の厳冬期を迎えようとしていることは極めて残念であります、議員の皆様には健康に十分留意され、新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年浪江町議会12月定例会を閉会いたします。

（午後 3時20分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成 2 4 年 月 日

浪 江 町 議 会 議 長 吉 田 数 博

署 名 議 員 橋 爪 光 雄

署 名 議 員 田 尻 良 作

署 名 議 員 鈴 木 辰 行